

マイナンバー(共通番号) 不安だらけの情報連携 全スライド集(資料集)

末尾に、本スライド集で参照・部分引用している政府関係機関作成スライドの出典・URLを収録しています。

政府機関作成のそれぞれのスライドは、別の資料の中で繰り返し再利用され、その際内容が更新されることがあります。このためここで使用しているスライドは、必ずしも最新のものとは限りません。ご注意ください。

○この報告の全文

(PDF版) <http://www.bango-iranai.net/opinion/pdf/129-20160713HaradaReport.pdf>

(html版) <http://www.bango-iranai.net/opinion/opinionView.php?n=129>



共通番号いらないネット学習会第3弾
2016年7月13日文京シビックセンター

マイナンバー(共通番号) 不安だらけの情報連携

原田 富弘(共通番号いらないネット)

本日の学習会の趣旨

- ◇来年から情報連携がスタート、今年7月から運用テストが開始
- ◇付番(番号通知)や番号記入の強制(本人確認)については、一定の取り組みをしてきたが、情報連携については取り組めていない
- ◇情報連携は、複雑で、公開されている情報が乏しく、あらたな情報連携の仕方が検討されるなど、市民には大変わかりにくい
 - ※資料としては、国のイメージ図(ポンチ絵)、報告書、特定個人情報保護評価書、調達仕様書、検討過程のWG資料、情報公開資料などを利用
- ◇マイナンバー制度という新しい情報連携の「社会基盤」によって、
 - ・私たち自身の情報の使われ方がどう変わるか
 - ・その結果、何が起きてくるのか
 - 人権侵害(権利行使の抑制、差別・排除)、漏洩、国民監視、個人情報悪用、成りすまし、徴税強化・福祉削減、システムトラブルによる被害……
 - ・それにどう対処するのか
- ◇今日は、情報連携として考えられていることの概要を報告
具体的にどのような問題が起きるかの検討につなげたい

[1]番号制度とは

- 1) 何のための番号制度
- 2) 番号制度の仕組み
- 3) 当面の利用事務
- 4) 情報連携にどんな危険性があるか
- 5) 危険性を防止できるか
- 6) 利用開始までの経過と今後

[2]行われようとしている情報連携

番号法の成立・施行経過

2010(H22)年2月	社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会→「中間とりまとめ」
2010(H22)年11月	社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会 個人情報保護WG+情報連携基盤技術WG
2011(H23)年6月30日	政府・与党社会保障改革検討本部「 社会保障・税番号大綱 」を決定
2012(H24)年2月14日	番号関連3法案(旧法案)第180回通常国会提出
2012(H24)年11月16日	衆議院が解散し、番号関連3法案が廃案
2013(H25)年3月1日	自公民により修正し関連4法案(新法案)第183回通常国会に提出 (番号法、番号整備法、地方公共団体情報システム機構法、政府CIO法)
2013(H25)年5月9日	衆議院関連4法案を一部修正のうえ可決
2013(H25)年5月24日	参議院本会議 番号関連4法案(新法案)可決、成立(5月31日公布)
2014(H26)年1月1日	特定個人情報保護委員会設置
2015(H27)年3月10日	個人情報保護法改正・番号利用拡大法国会提出(9/3成立-9/9施行)
2015(H27)年10月5日	番号法本則施行、個人番号・法人番号の付番・通知
2016(H28)年1月1日	運用開始・個人番号カード交付開始、個人情報保護委員会に改組
2017(H29)年1月	マイナポータル運用開始・情報連携開始予定→7月まで延期?
2017(H29)年7月	自治体情報連携開始予定
2017(H29)年11月末まで	日本年金機構の情報連携延期期限(利用は5月末まで)
2018(H30)年	預貯金口座への付番(任意)、番号法成立3年の見直し(民間利用?)

1) 何のために作られた制度？

個人を識別して、生涯追跡し、 個人の情報を丸見えにするための社会基盤

「…これらの事態は、我が国において、**複数の機関**に存在し、かつそれぞれに蓄積される個人の情報が**同一人の情報であるということの確認**を行うための基盤が存在しないことが大きな要因となっている。

年金のように国民一人ひとりの情報が**生涯を通じて「タテ」につながる**必要性や、医療・介護など制度横断的に自己負担上限額を定める場合のように国民一人ひとりの情報が**分野を超えて「ヨコ」につながる**必要性が、この基盤なしには充足し難いのである。」



(「社会保障・税番号大綱」 4頁)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公正化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

番号法の目的

税・社会保障に限定されず、何にでも使える番号

第一条(目的)

この法律は、行政機関、地方公共団体その他の**行政事務を処理する者**が、

個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を**識別する機能を活用し**、

並びに当該機能によって**異なる分野に属する情報を照合**してこれらが**同一の者**に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された**情報システムを運用**して、

効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における**迅速な情報の授受**を行うことができるようにするとともに、

これにより、【**行政運営の効率化**及び行政分野におけるより**公正な給付と負担の確保**を図り、】

※【 】議員修正で追加された内容

かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける**国民**が、**手続の簡素化**による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の**利便性の向上**を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、

個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律の**特例を定める**ことを目的とする。

2)番号制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報**(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな**「個人番号」**を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する**「法人番号」**を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け

③本人確認

◎**個人が自分が自分であることを証明するための仕組み**

◎**個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。**

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み



3) 当面の利用事務

マイナンバーの利用範囲

社会保障分野	年金分野	<p>⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</p> <p>○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等</p>	別表第一(第9条関係)
	労働分野	<p>⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</p> <p>○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等</p>	
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</p> <p>○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等</p>	
税分野	<p>⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</p>		
災害対策分野	<p>⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。</p>		
<p>⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。</p>			

個人番号を利用できる事務

番号法第九条(利用範囲)

1 個人番号利用事務 法定事務 (別表第一 97号)

別表第一の上欄の機関は、下欄の事務の処理に関し必要な限度で個人番号を利用できる

2 個人番号利用事務 自治体の条例事務

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の**社会保障、地方税又は防災に関する事務**その他これらに類する事務であつて**条例**で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために**必要な限度で**個人番号を利用することができる。

3 個人番号関係事務

1、2に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、**当該事務を行うために必要な限度で**個人番号を利用することができる。

4 **激甚災害**が発生したとき等、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

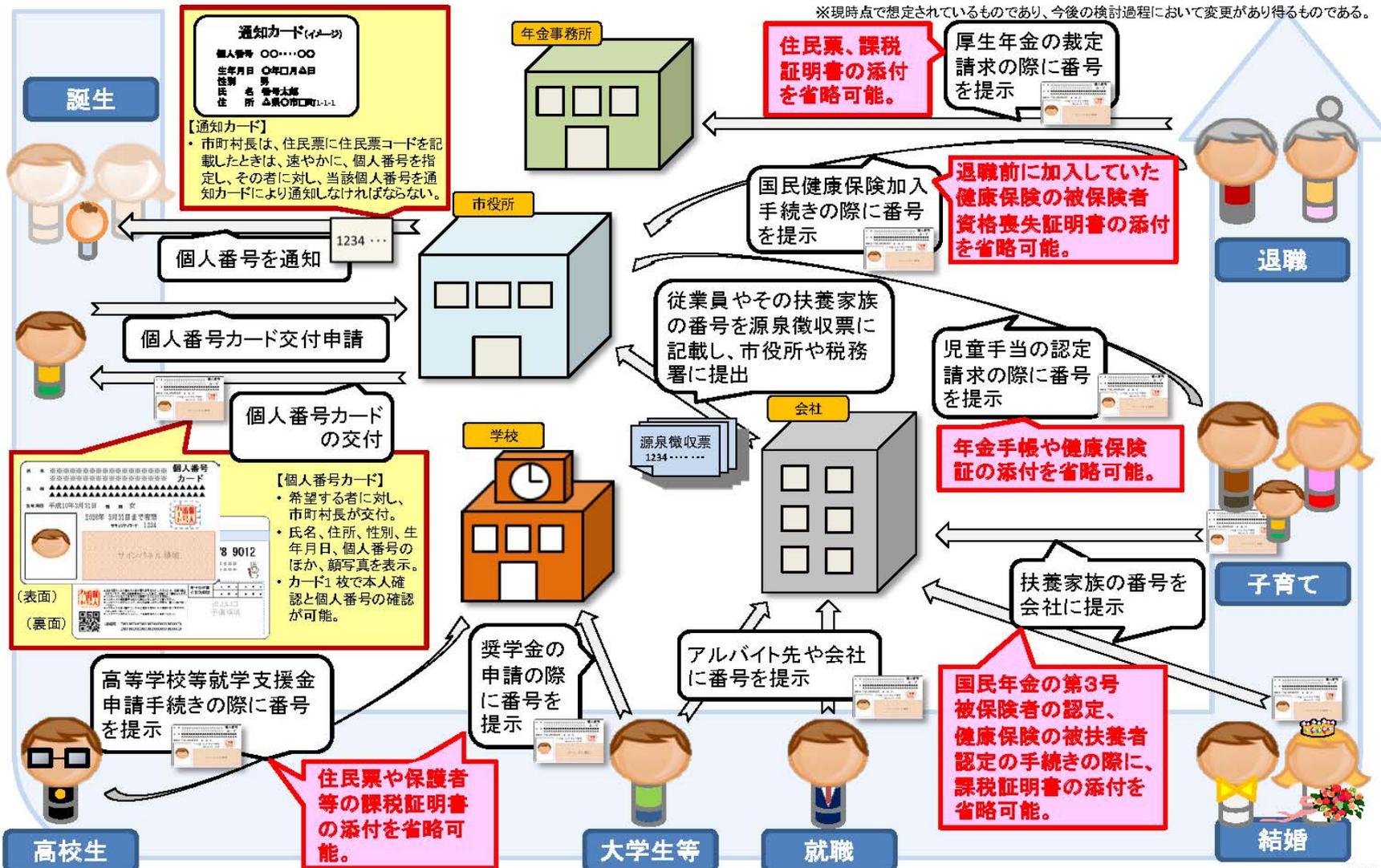
5 前各項に定めるもののほか、**第十九条第十一号から第十四号**までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた**目的を達成するために必要な限度で**個人番号を利用することができる。

12号 刑事事件捜査その他

マイナンバーやカードなしでは生きられない社会に ^[11]

マイナンバーの利用例

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。



4)情報連携にどんな危険性があるか

「仮に、様々な個人情報、本人の意思による取捨選択と無関係に**名寄せ**され、**結合**されると、本人の意図しないところで**個人の全体像が勝手に形成**されることになるため、個人の自由な自己決定に基づいて行動することが困難となり、ひいては表現の自由といった権利の行使についても抑制的にならざるを得ず(**萎縮効果**)、**民主主義の危機をも招くおそれがある**との意見があることも看過してはならない。」

(「社会保障・税番号大綱」 15頁)

データマッチングの危険性を認めた判決

2005年5月30日金沢地裁 住基ネット違憲判決

「行政機関は、住民個々人について膨大な情報を持っているところ、これらは、住民個々人が、行政機関に届出、申請等をするに当たって、自ら開示した情報である。住民個々人は、その手続に必要な限度で使用されるとの認識のもとにこれらの情報を開示したのである。

ところが、これらの情報に住民票コードが付され、データマッチングがなされ、住民票コードをマスターキーとして名寄せがなされると、住民個々人の多面的な情報が瞬時に集められ、比喩的に言えば、住民個々人が行政機関の前で丸裸にされるが如き状態になる。

これを国民総背番号制と呼ぶかどうかはともかくとして、そのような事態が生ずれば、あるいは、生じなくとも、住民においてそのような事態が生ずる具体的危険があると認識すれば、住民1人1人に萎縮効果が働き、個人の人格的自律が脅かされる結果となることは容易に推測できる。」

金沢地裁判決を覆した名古屋高裁も危険性は認める

- ◆(氏名、住所、生年月日、性別は)その取扱い(収集、管理又は利用)次第では、個人の人格的自律ないし人格的生存に必要不可欠な利益としての個人の私生活上の自由又は平穩に影響を及ぼし、プライバシー権を侵害する危険性があり、
- ◆住民票コードは・・・その高度な識別性の故に、他の本人確認情報以上に、その取扱い次第では同様の危険があり、・・・
- ◆「**国家機関等の公権力が**上記のようにして**個人の私的領域に属する情報を広く収集し、管理し、利用するような事態となった場合には、.....その管理又は利用に関する法制度とこれに関連する同法制度の運用の実情のいかんによっては・・・憲法一三条に違反する状態にあるものと評価されるに至ることもあり得ないことではない**」

(2006年12月11日判決 35～36頁)

最高裁の住基ネット合憲判決の理由(2008年3月6日)

- ◆ 憲法13条＝私生活上の自由が**公権力の行使に対しても保護**される…個人に関する情報を**みだりに第三者に開示又は公表されない自由**を有する…
- ◆ 住基ネットによって管理, 利用等される**本人確認情報**は、個人の内面に關わるような**秘匿性の高い情報**とはいえない。
- ◆ 本人確認情報が**法令等の根拠**に基づかずに又は**正当な行政目的の範囲**を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。
- ◆ システム上, 住基カード内に記録された住民票コード等の**本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組み**になっているというような事情はうかがわれない。
- ◆ 住基ネットの運用によって原審(大阪高裁の違憲判決)がいうような**具体的な危険**が生じているということとはできない。

データマッチングについての最高裁判決の判断

◆「データマッチング」の定義＝上記(ア)で許される範囲(＝住基法30条の34受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限)を超えて、住民票コードをマスターキーとして用いて本人確認情報を他の個人情報と結合すること

◆データマッチングの具体的な危険は生じていない

- ・データマッチングは本人確認情報の**目的外利用**にあたり、**懲戒処分、刑罰**の対象
- ・秘密に属する個人情報を保有する行政機関の職員等が、正当な理由なくこれを他の行政機関等に提供してデータマッチングを可能にするような行為も**刑罰**をもって禁止
- ・現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる**個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しない**

5)危険性を防止できるか

安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

個人情報漏えいするのではないか？
個人情報が悪用されるのではないか？

マイナンバーによって、外国のような成りすまし犯罪が頻発するのではないか？

国家が全ての個人情報を一元的に管理しようとしているのではないか？

番号制度はプライバシー権を侵害する制度ではないのか？

進歩する情報
社会への対応

諸外国の問題点
を踏まえた制度

広報による番号
制度の正しい理解

最高裁合憲判決を
踏まえた制度設計

制度上の保護措置

- 利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し目的外利用を禁止（マイナンバー法第9条・第19条）
- 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止（第16条）
- マイナンバー法が規定しない特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）の作成を禁止（第20条、第28条）
- システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施（第26条、第27条）
- 特定個人情報保護委員会による監視・監督（第50条～第52条）
- 特定個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求（第54条）
- 罰則の強化（第67条～第77条）
- 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイ・ポータルで確認（附則第6条第5項）等

システム上の安全措置

- 個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有
- 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芋づる式の漏えいを防止（第2条第14項）
- アクセス制御により、マイナンバー法が規定しない情報連携を防止
- 個人情報及び通信の暗号化を実施
- 公的個人認証の活用
- 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保（第24条）

住民基本台帳ネットワークシステム
最高裁合憲判決の趣旨
（最判平成20年3月6日）

- ①何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
- ②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

14

（「マイナンバー 社会保障・税番号制度」15頁 平成26年2月内閣官房社会保障改革担当室）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai1/sankou.pdf

利用拡大の動き

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)【※日本再興戦略を元に作成】

■:平成27年9月の
法改正によるもの

★:マイナンバー法の
改正が必要なもの

	2015年 (H27年) (10月)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (H32年)
マイナンバー	番号の通知	【2016年1月から順次】 マイナンバーの利用開始 ・社会保障分野（失業給付申請、日本年金機構への相談・照会） ・税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載） ・災害対策分野（被災者台帳の作成）	▼【2017年1月から】 国の機関間での情報連携 延期 ▼【2017年7月から】 地方公共団体等も含めた情報連携 延期 【2018年～】 ○金融分野・預貯金口座への付番			
		【★2019年通常国会（目途）に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置				
個人番号カード	交付申請受付開始	【2016年1月から】 個人番号カードの交付 ▼【2016年1月から】 国家公務員身分証一元化。地方公共団体・独法・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す ▼【2016年1月以降順次】 各種免許等における公的資格確認機能を持たせることを検討				
		【2016年から順次】 公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用 ▼【2017年以降】 キャッシュカード・クレジットカードとしての利用の実現に向けて検討				
		【2017年7月目途】 医療保険のオンライン資格確認システム整備	【2017年7月以降（2018年4月目途）】 健康保険証としての利用			
マイナポータル	マイナポータルの構築		【2017年1月から順次】 マイナポータルの運用開始 ・国民年金保険料のワンクリック免除申請 ・医療費通知を活用した医療費控除申告手続きの簡素化 ・税・社会保険料のクレジットカード納付 ・e-Taxやねんきんネット、民間サービスとの連携 ・電子私書箱機能を活用したワンストップサービス（引越・死亡等のライフイベントなど）の提供 ・テレビ・スマートフォン等利用チャネル拡大	▼【2018年を目途】 特定健診データを個人が電子的に把握・利用可能に		
			▼【2017年7月以降】 子育てワンストップサービスの検討			
			【2017年1月から順次】 情報提供等記録開示システムの運用開始 （情報提供等記録の確認・自己情報表示・プッシュ型お知らせサービス）			3

(個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ第1回2015年11月5日資料2)

[2]行われようとしている情報連携

1) 情報提供ネットワークシステムによる提供

(番号法別表第二の事務の19条7による提供)・・・約120事務

- ・情報連携の仕組み
- ・住基ネットを基盤とした仕組み
- ・自治体等との情報連携の仕方
- ・中間サーバー・プラットフォームの問題点

2) 自治体の独自利用事務の情報連携

(番号法9条2の事務の19条8による提供)

3) 情報提供ネットワークシステム以外の連携

(1) 国税地方税連携システム(19条9)

(2) 特定個人情報関係事務での情報の受け渡し(19条2)

(3) 刑事事件捜査等の提供と個人情報保護条例改正(19条13)

(4) 個人情報保護委員会規則による提供の拡大(19条15)

4) 公的個人認証、個人番号カードを使った情報連携

マイナンバーを使わず情報提供NWSを使った連携

番号法で特定個人情報の提供が認められる場合

[20]

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合 ※()は当初法での号

- 一 個人番号利用事務実施者が本人、代理人、個人番号関係事務実施者に
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で**
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し
- 四 機構が個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供
- 五 委託又は合併等による事業の承継に伴い提供
- 六 住民基本台帳法第三十条の六第一項その他政令で定める同法の規定により
- 七 別表第二 情報提供ネットワークシステムによる提供**
- 八(新規追加) 自治体の条例事務で情報提供ネットワークシステムを使用して提供**
- 九(8) 国税庁・都道府県・市町村間の、国税又は地方税に関する特定個人情報を提供**
- 十(9) 地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で
- 十一(10) 社債、株式等の振替
- 十二(11) 第35条第1項の規定(報告及び立入検査)で個人情報保護委員会に提供
- 十三(12) 「各議院審査等」(国会審査、裁判所の調査、訴訟手続、裁判の執行、**刑事事件の捜査**、租税犯則調査、会計検査院の検査)**その他政令で定める公益上の必要があるとき。**
- 十四(13) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 十五(14) その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。**

1) 情報提供ネットワークシステムによる提供

◆第二条(定義)14

この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、

行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに第十九条第七号に規定する**情報照会者及び情報提供者**をいう。)の使用に係る

電子計算機を相互に**電気通信回線で接続**した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる**第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理**するために、

第二十一条第一項の規定に基づき**総務大臣**が設置し、及び管理するものをいう。

◆施行時期 番号法附則第一条(施行期日)

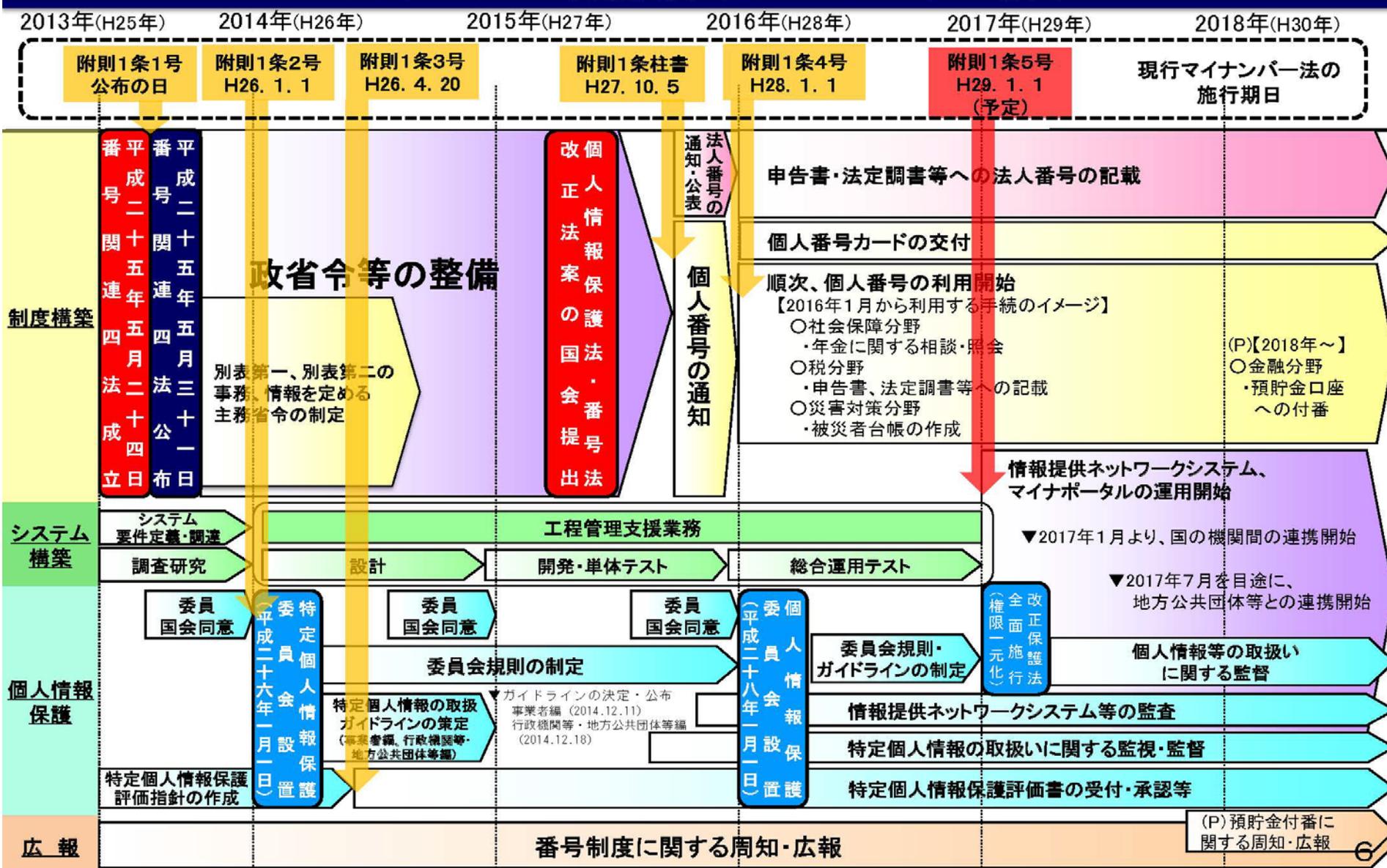
五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項及び第二項から第四項まで並びに別表第二の規定

公布の日(2013年5月31日)から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

※2017年7月に情報提供NWS開始を延期？

6)利用開始までの経過と今後

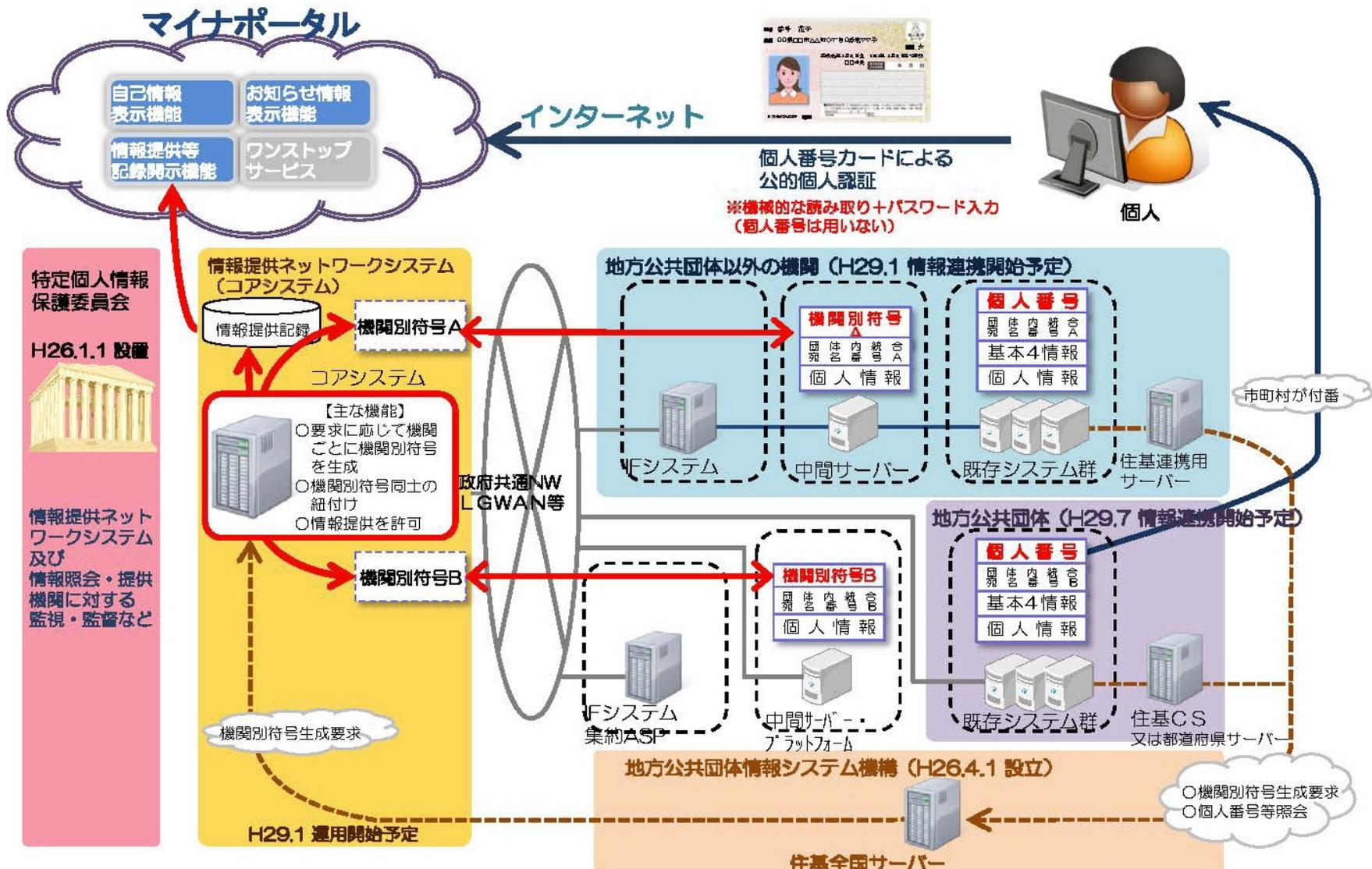
マイナンバー制度導入のロードマップ(案)



(「マイナンバー制度の開始について」(向井内閣官房審議官 2015年12月14日日本経団連主催説明会)

情報提供NWSによる情報連携の仕組み

マイナンバー制度における情報連携の概要



情報提供NWSの構成と3つの機能

◆コアシステム

(1) 符号の生成

情報連携を行う際に符号を用いることにより、万が一、符号が漏えいした場合でも、符号が個人番号を含む個人情報と紐付けされることを防止する

(2) 情報連携の媒介

情報の一元管理を防止するため、情報提供用個人識別符号を用いて特定個人情報の照会・提供に係る情報連携を媒介するのみとし、特定個人情報ファイルの保存は行わない

(3) 情報提供等の記録の管理

情報提供等の記録として保存するのは、情報照会・提供を行った日時や特定個人情報の項目などの記録のみであり、提供された情報の内容は記録されない

◆インターフェイスシステム

情報照会者等側のシステムとコアシステム等との接続の役割を担う

※プレフィックス情報＝番号法別表第二に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等を元にアクセス制御を実施するための定義

(「情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務全項目評価書」および地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発作業の請負調達仕様書 2013年12月 総務省大臣官房企画課個人番号企画室)

※特定個人情報保護評価を実施しないと情報連携禁止^[25]

情報提供ネットワークシステム、特定個人情報保護評価

情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

- 地方公共団体等は、番号法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなります。
- 情報提供者は、番号法第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければなりません。（番号法第22条第1項）

※ 情報提供ネットワークシステムを使用できる者は限定されており、地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできません。

情報提供等の記録

情報照会者及び情報提供者となる地方公共団体等は、情報提供等の記録を7年間保存しなければなりません。

特定個人情報保護評価

- 特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものです。（特定個人情報保護評価の詳細は、「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」を参照してください。）

特定個人情報保護評価に記載した措置の実施

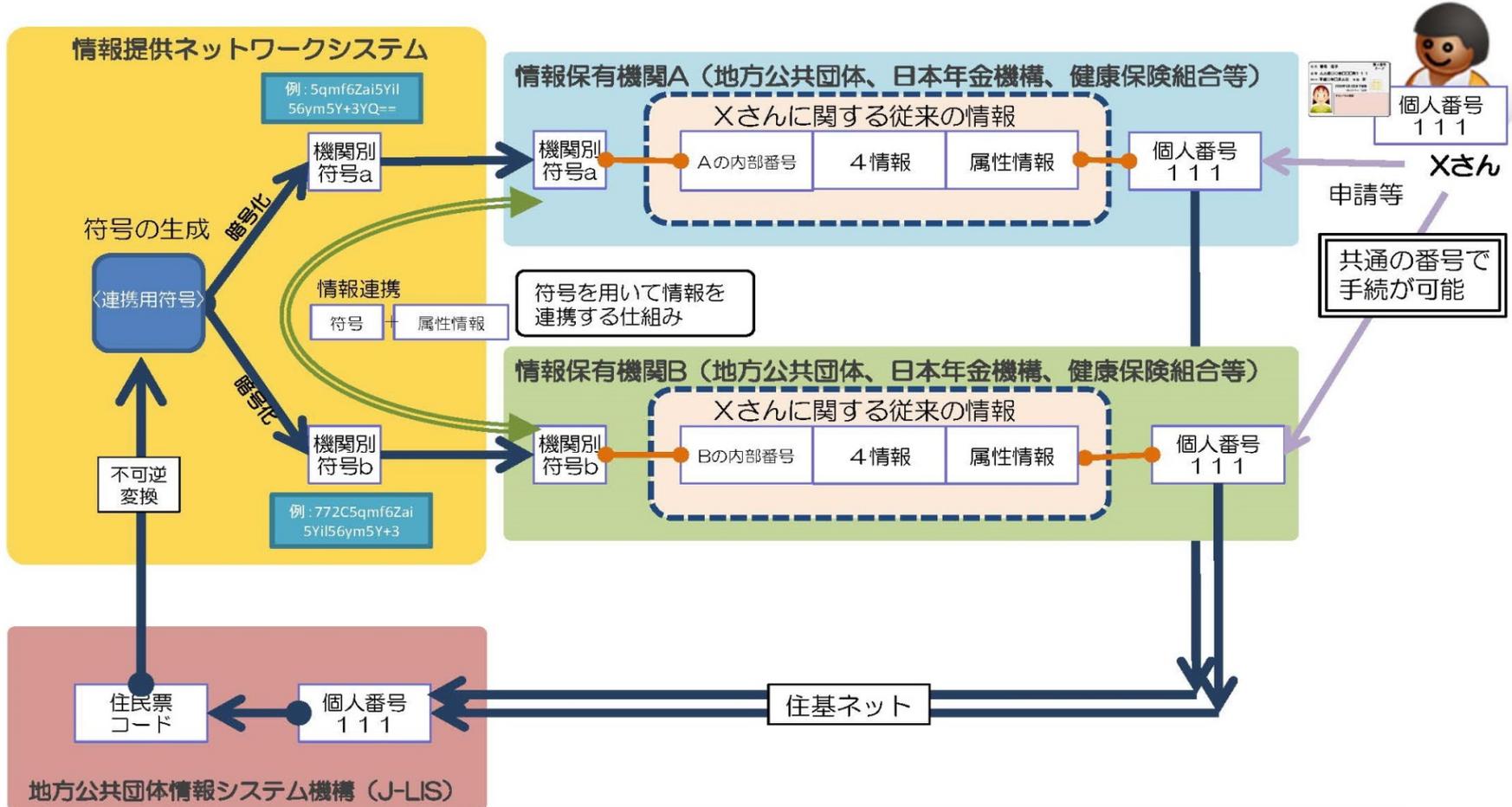
- 評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることとなります。

特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられているにもかかわらずこれを実施していない場合は、情報連携を行うことが禁止されています（番号法第21条第2項第2号、第27条第6項）。

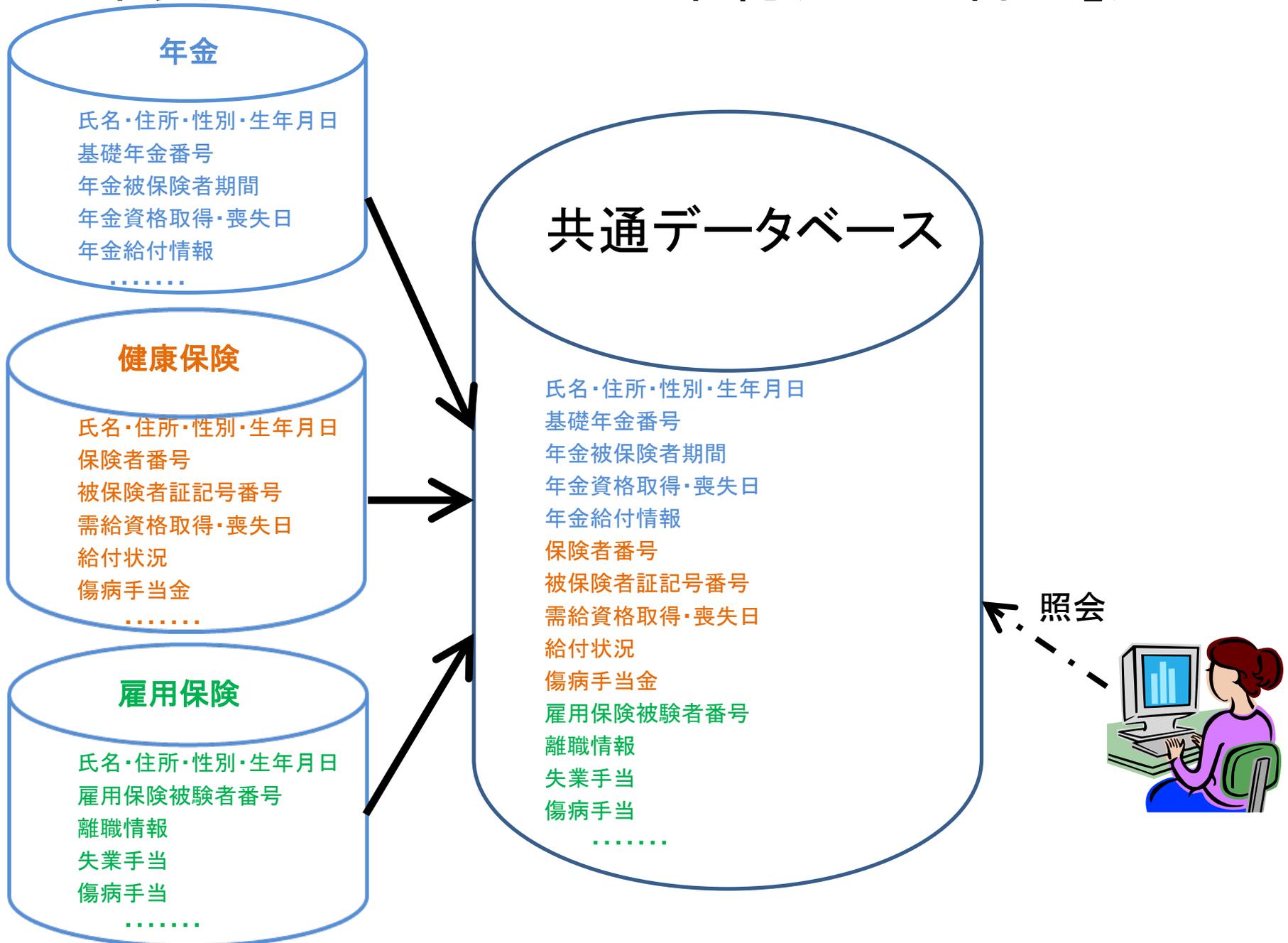
符号生成・情報連携イメージ

- 社会保障・税番号制度の情報連携は、①個人番号を直接用いず、各機関ごとに振り出された符号を利用し、**辛づる式に情報が漏えいすることを防止**する、②**情報連携の対象となる個人情報**は、各利用機関の既存システムから**中間サーバーに収載**し、照会に対し**提供**する、**安全で効率的な仕組み**

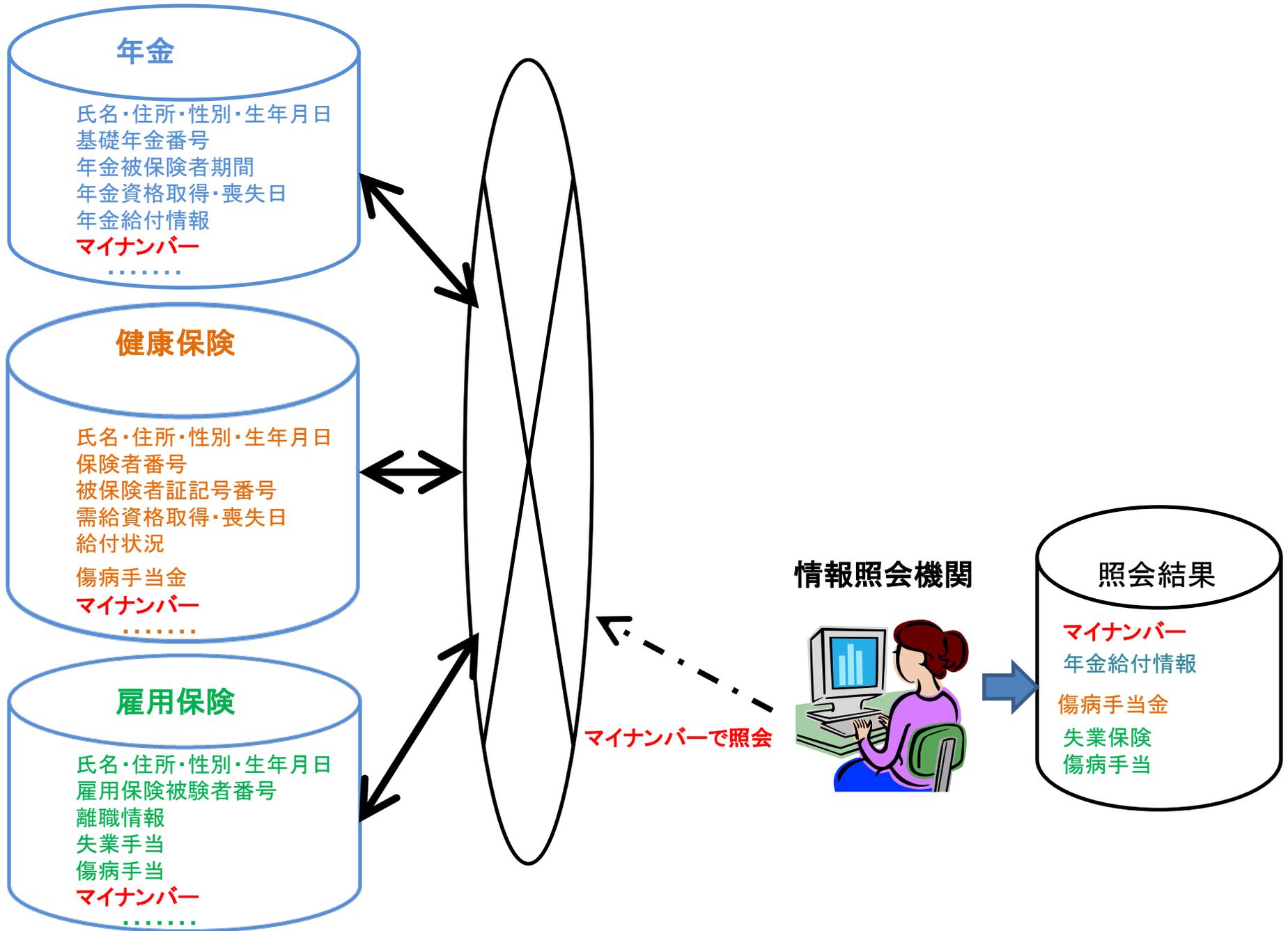


- 1.符号生成:各情報保有機関は情報連携のため、符号を取得(情報提供ネットワークシステムが符号を生成)(一)
- 2.情報連携:各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムを通じて符号により情報連携(=)

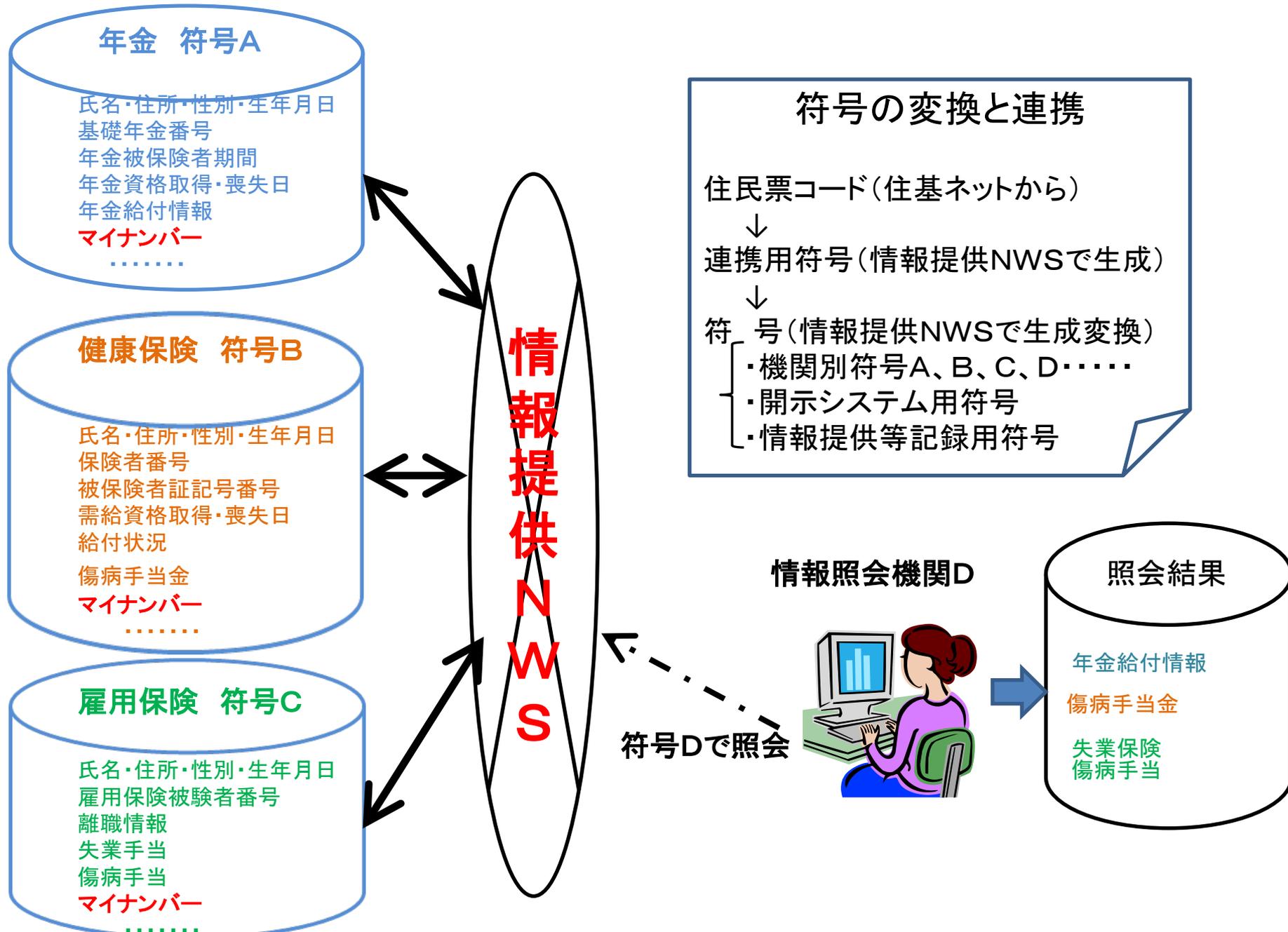
中央のデータベースに集約(「一元管理」)とは [27]



「分散管理」 マイナンバーで照合すると^[28]



「分散管理」 符号の変換による情報連携^{29]}



情報提供の流れ

情報照会・情報提供 の手順(赤矢印)

1)機関Aから照会したい
特定個人情報の項目と
機関別符号Aを送信

2)コアシステムで機関別
符号Aを情報提供機関C
の機関別符号Cへ変換

3)照会したい特定個人
情報の項目と機関別符
号Cを送信

4)機関Cは該当する特定
個人情報を抽出

5)特定個人情報を機関C
から機関Aへ**直接送信**

※照会先の機関や事務
を特定して照会。複数の
機関に対し一括して照会
することはできない。

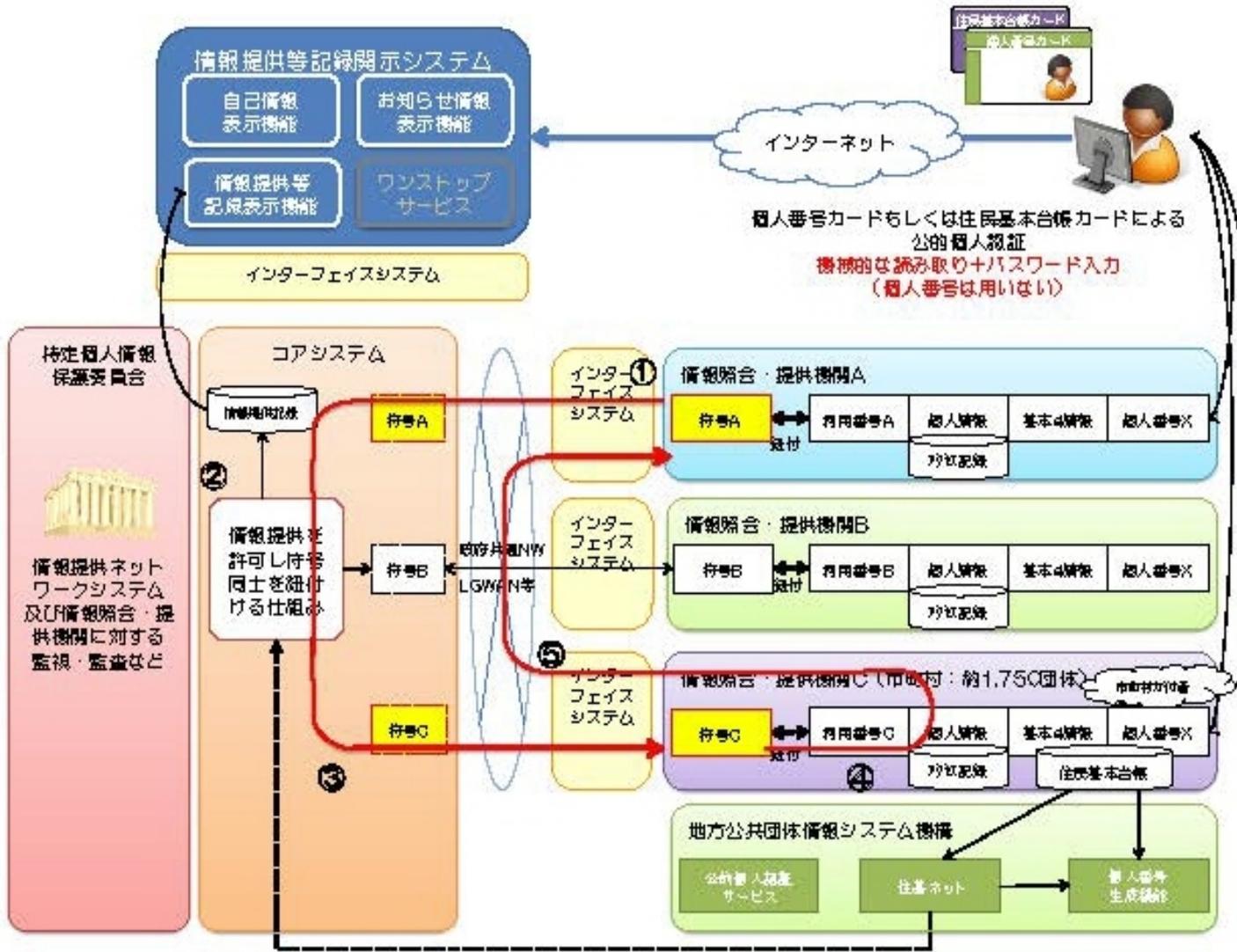
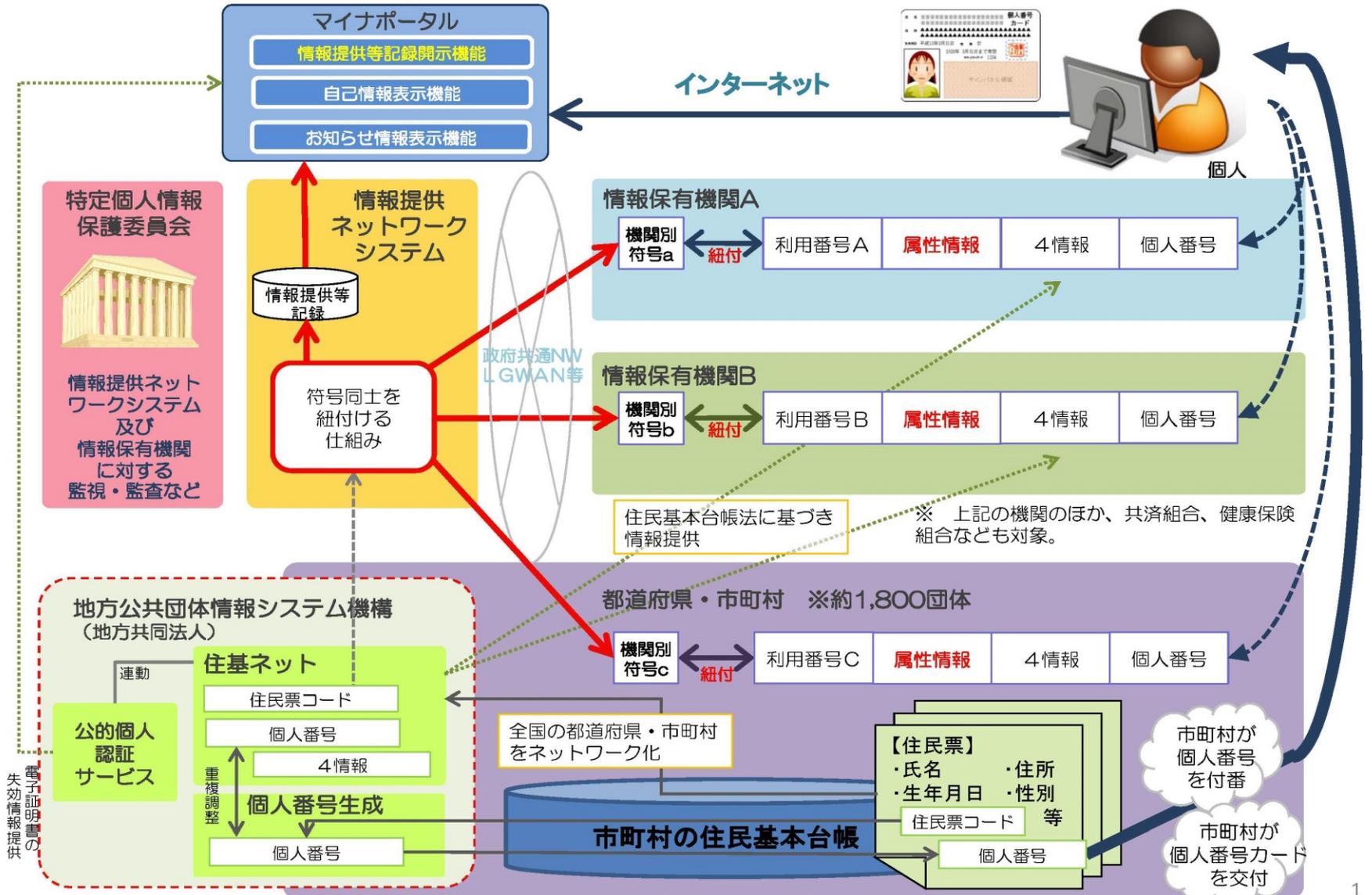


図 2.3-1 情報提供業務の実施手順(概要)

(情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務調達仕様書(案)2013年11月)

住基ネットを基礎とした番号制度

社会保障・税番号制度における情報連携の全体像



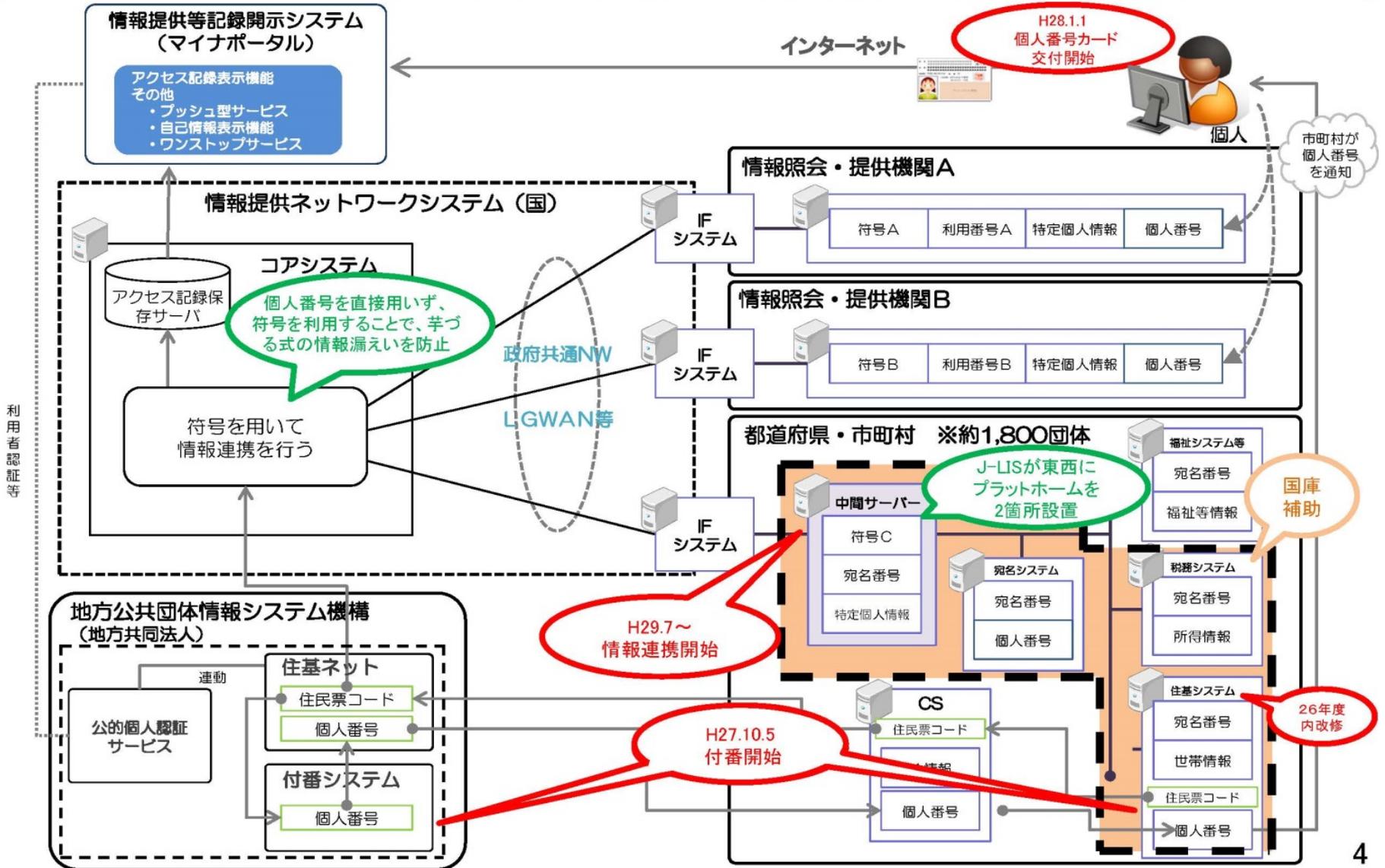
住基ネットと番号制度の違い

住基ネットの危険性と言われたことが共通番号制で現実化

	住基ネットについての国の説明	共通番号(マイナンバー)制度
利用・導入目的	居住関係の公証 給付や資格付与の際の本人確認	個人識別機能を活用し行政の効率化、 他の機関との迅速な情報授受
提供される情報	「秘匿性の低い」本人確認情報 (6情報)	「秘匿性の高い」個人情報(税・福祉)
個人情報の共有	データ・マッチングには使わない	データ・マッチングを目的
民間利用	利用しない	利用する(利用拡大方針が法に明記)
データの送信	「専用回線」	インターネットも利用(マイ・ポータル)
番号の変更	理由を問わず申請により可能	原則として認めない(漏洩等のみ)
事務の位置づけ	自治事務(地方公共団体の仕事)	番号の付番とカード交付は国の事務
カードの券面記載	住民票コードは記載しない	個人番号は記載し見ることができる

自治体との情報連携の仕方

社会保障・税番号制度に係る情報システムの全体像（イメージ）



中間サーバーとは？・・・住民情報の副本を保存し提供^{B4}

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間サーバー)のポイント<第2章第3節>

必要性

セキュリティ、コストの観点から、インターフェイスシステムと既存業務システムを接続する方法として、情報連携対象の個人情報の副本を保存・管理する「中間サーバー」を置くことが適当

○セキュリティ

副本を中間サーバーに保存することで、障害等の場合も既存業務システムへの影響を遮断

○コスト

既存業務システムの改修を最小限に抑えるとともに、中間サーバーの稼働により情報連携に対応

(既存業務システムの稼働コストの最小限化)

基本的な考え方

○地方公共団体が管理

○保有すべき情報

- ・ 符号とともに、所得情報、世帯情報、各福祉分野情報(別表第二規定)、更新日時等の保有・管理が必要
- ・ セキュリティの観点から、個人番号、基本4情報は保有せず、団体内統合宛名番号の保有により本人を特定することが適当
- ・ 極力リアルタイムでの情報更新が望ましいが、業務負担軽減の観点から、更新時点情報の保持を前提に、業務特性に応じた更新頻度とするもの

○セキュリティ確保方策

- ・ 特定個人情報が保存されることから、セキュリティ確保は重要。未知のマルウェアなど新たな脅威にも対応した対策が必要。

(対策例)

- ・ 職員認証と適切な権限管理、ネットワーク設定の適切な実施、サーバーの通信状況の監視、ウイルス対策

○必要とされる機能

- ・ 情報照会・提供機能、符号管理機能、既存システム接続機能、インターフェイスシステム接続機能、情報提供等記録管理機能 等

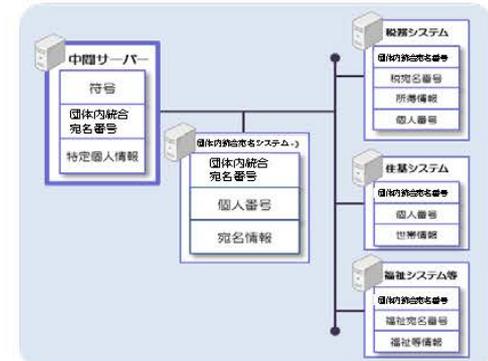
○スケジュール

- ・ 平成25年度～: ソフトウェアの設計・開発(国において一括開発)
- ・ 平成27年度: ハードウェアの設定・導入

※ ハードウェアについては、個々の団体がそれぞれ設置することは必ずしも適当ではなく、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることが適当。設置主体も含めて、整備のあり方について、引き続き検討を行い、速やかに結論を得る。

中間サーバーが保有すべき情報

○個人番号を保有せず、団体内統合宛名番号を保有



中間サーバーが保有する情報(モデルケース)

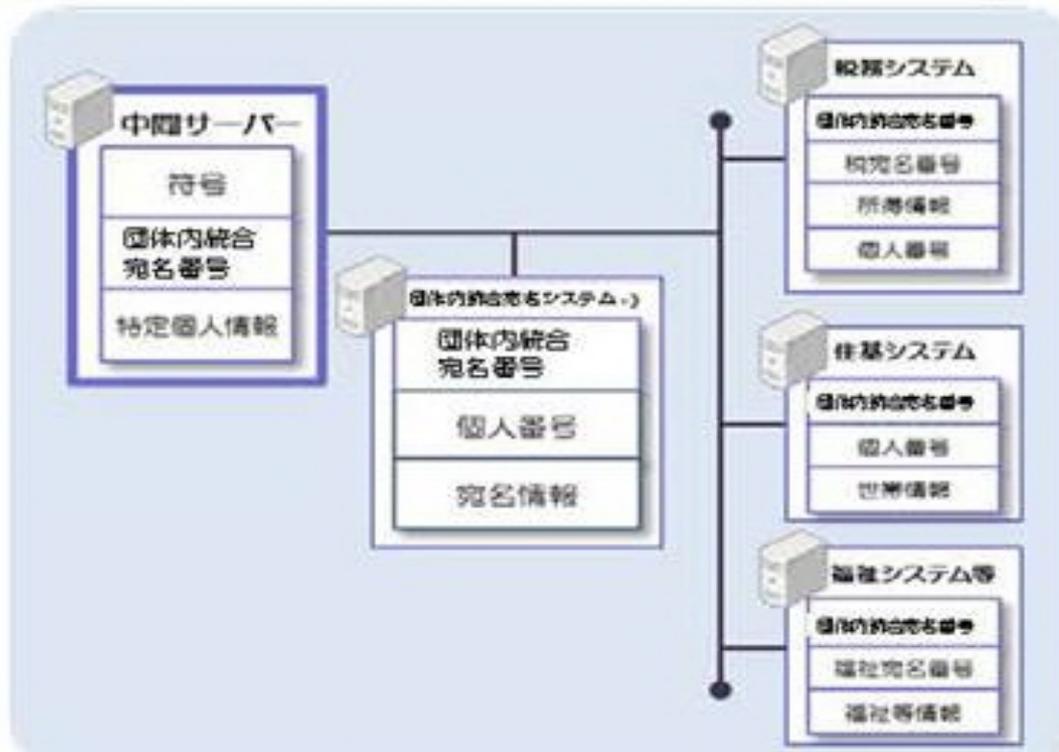
寺

中間サーバーに記録される情報

- ・符号・・・情報連携のために情報提供NWSから付番
- ・団体内統合宛名番号・・・自治体内で個人を識別特定
- ・特定個人情報・・・情報連携対象の個人情報のコピー

中間サーバーが保有すべき情報

○個人番号を保有せず、団体内統合宛名番号を保有



「団体内統合宛名システム」とは？

団体内統合宛名システム等の整備について（1/2）

- 個人情報の保護等の観点から、中間サーバーでは個人番号を保持しないこととし、情報連携に用いる符号と、各団体内において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号等で、個人のひも付けを行うこととする。
⇒ 個人番号と団体内統合宛名番号等をひも付ける団体内統合宛名システム等の整備が必要。

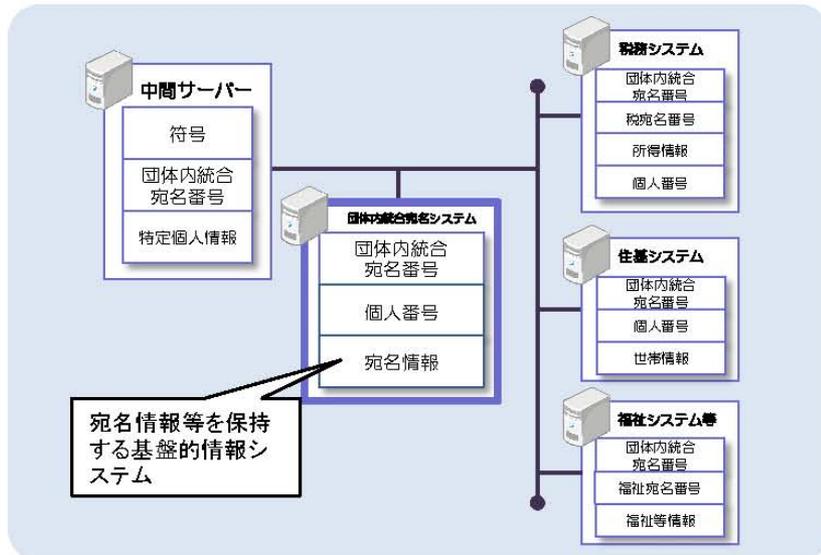
- 都道府県及び市区町村においては、26年度から、「団体内統合宛名システム」(a)を整備することが必要。（各団体のシステムの状況等を踏まえ、少なくとも「当面の対応案」(b)までの対応は必須）

a 団体内統合宛名システムの整備

住民の宛名情報（氏名、住所等）も保持する団体内統合宛名システムを整備。

⇒ このシステムを基盤的情報システムとすることにより、業務改革にも寄与。

- ✓ 特に、市区町村においては、情報連携対象のシステムが保有する個人情報は大多数の住民に及ぶことから、中間サーバーの活用に当たって、庁内業務連携等の意義においても、その個別システムの宛名情報を統一的に管理することの意義が大きい。また、税の宛名システムを始めとして、既に分野横断的な宛名管理システムを整備している市区町村も多く存在し、既存システムの改修等による対応も可能。



【整備の種類】

団体内統合宛名システムの整備に当たっては、主に以下のような整備の類型が考えられるところであり、各団体において対応方法を検討。

- (1) 番号法別表第2掲載事務及び個別条例追加事務（同法第9条第2項）（以下、「別表第2掲載事務等」という。）のすべてについて、既に団体内統合宛名システムを整備している場合
⇒ 既存の団体内統合宛名システムに、個人番号を追加する等の改修を実施。
- (2) 別表第2掲載事務等の一部について、既に宛名管理システムを整備している場合
⇒ 既存の宛名管理システムに、未整備の別表第2掲載事務等の情報を追加する等の改修を実施。
- (3) 宛名管理システムを整備していない場合
⇒ 別表第2掲載事務等について団体内統合宛名システムを新たに整備。

番号連携サーバーとは？

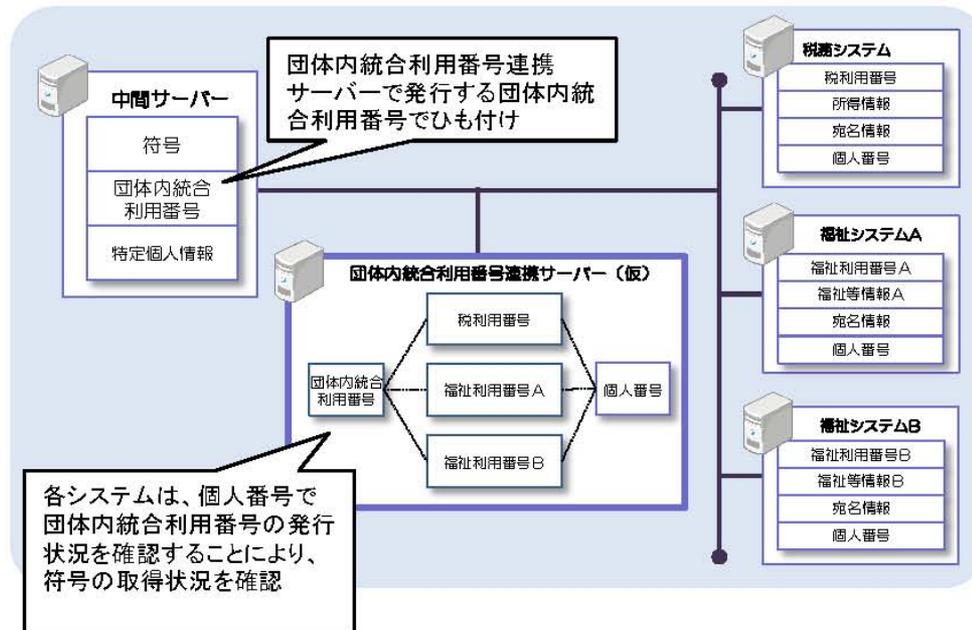
団体内統合宛名システム等の整備について（2/2）

b)

当面の対応案

情報連携を行うため、宛名情報までは保持しないが、中間サーバーにおける符号と、一意に個人を特定する番号(団体内統合利用番号)で、ひも付けを行うための機能を持ったシステムを整備。

✓各団体のシステムの状況等を踏まえ、宛名情報を統一的に管理する必要性が低い場合等においても、情報連携を行うために、少なくともこの「当面の対応案」までの対応は必須。

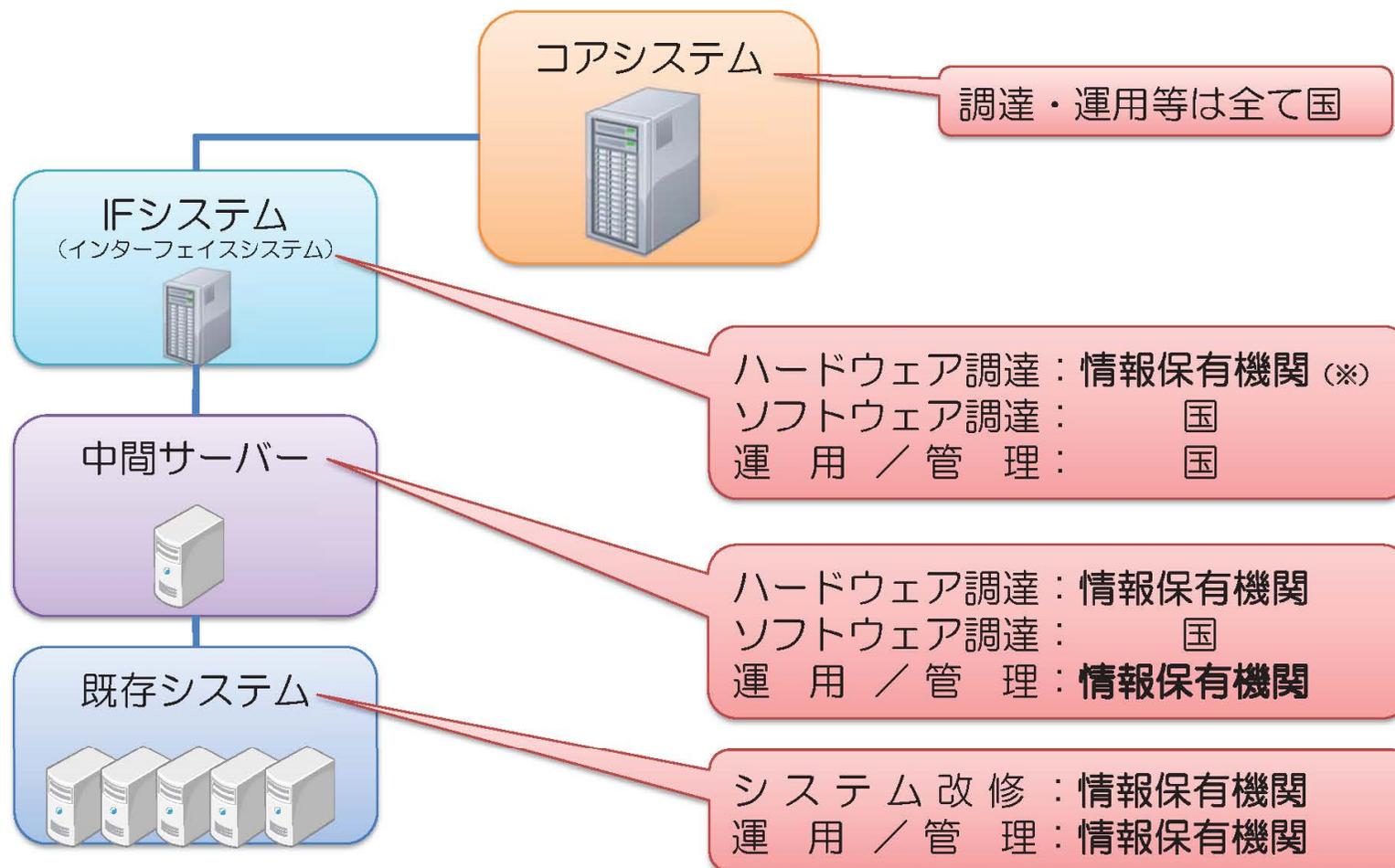


＜団体内統合利用番号とひも付けられる事務の範囲＞

○ 番号法別表第2掲載事務及び個別条例追加事務の全ての事務について、それぞれのシステムにおける利用番号を団体内統合利用番号とひも付けることが必要。

各システムの調達範囲

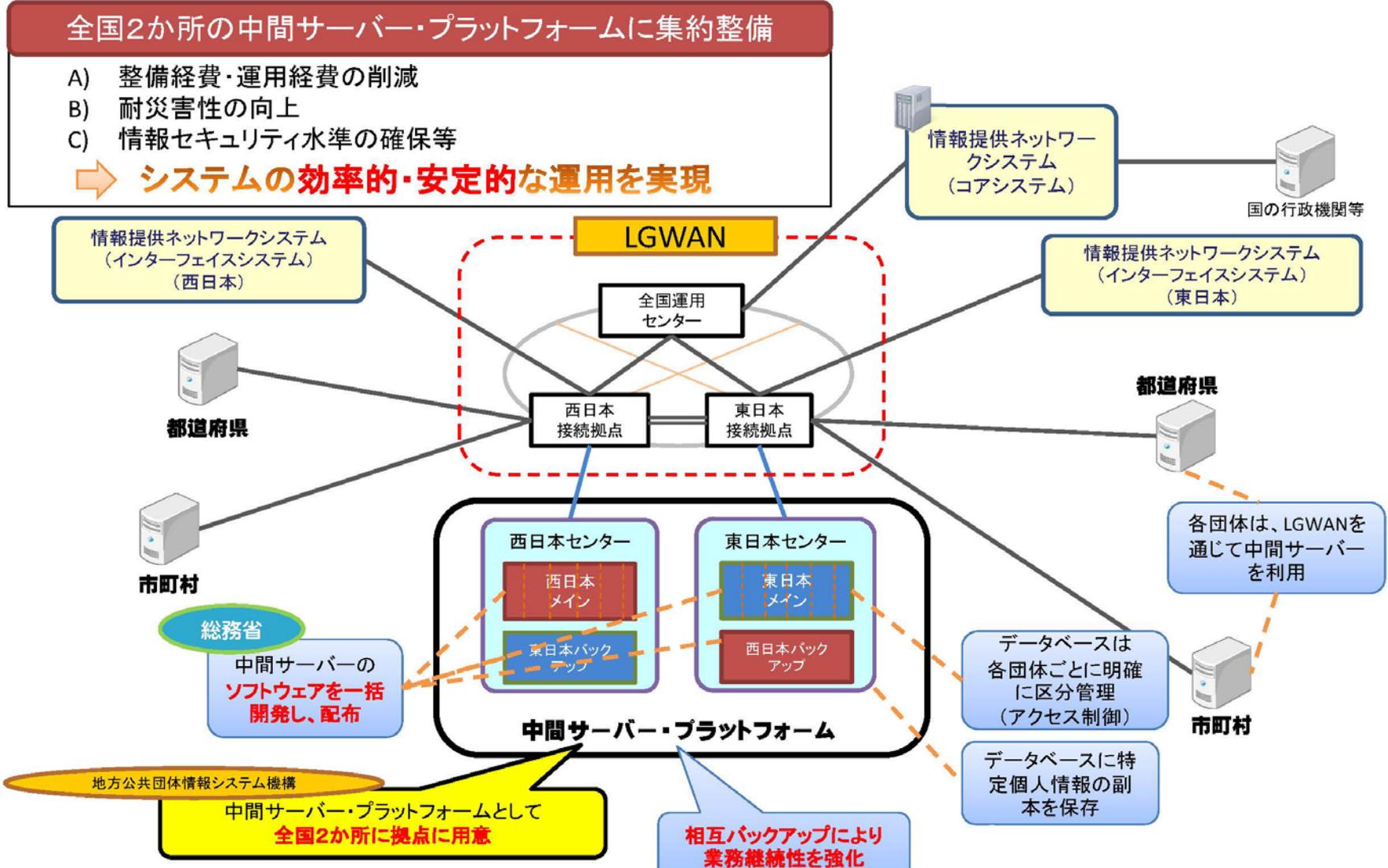
「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」
—中間サーバー技術標準の検討に係る報告書— 参照



※ インターフェイスシステムのハードウェア調達は情報保有機関が行うことを基本とするが、地方公共団体については共同利用を考慮し、国が一括調達することも検討しています。

中間サーバーの集中化共同化 (2014年1月16日総務省通知)

②-2 地方公共団体の中間サーバーの共同化・集約化 (イメージ)



情報提供ネットワークシステムの論点

- 1) 自己情報コントロール権(本人同意、選択権)が保障されない
自分の情報がどこでどのように使われるかの把握
自分の情報を利用するか否かを自分で選択
- 2) 「一元管理」vs「分散管理」?
- 3) 国家による監視……「不正」アクセスは可能?
- 4) ちゃんと機能するのか
 - ・初期突合はうまくいくか?(rf.年金一住基ネット突合の例)
 - ・処理能力は?テストは?(rf.個人番号カード交付処理の情報輻輳)
- 5) 「データ照合と権利利益保護の論点整理」
- 6) その他 セキュリティ、費用対効果等(今回は略)

(参照)

- ・『マイナンバーは監視の番号ー徹底批判まやかしの共通番号制度』
(やぶれっ!住基ネット市民行動編 緑風出版 2012年7月刊)
- ※旧番号法案提案時までの、情報連携等の検討内容や問題点を解説

1) 本人の意思と無関係の提供

◆「国民が自己情報をコントロールできる社会の実現」が、番号法の目的（だったはず）（「社会保障・税番号大綱」5～6頁）

しかし番号法の目的（第1条）、基本理念（第3条）には欠落

◆「特定個人情報」になると、コントロール権は全否定される

◎本人が望まなくても提供される

番号法第二十二条（特定個人情報の提供）

情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を**提供しなければならない**。

◎本人が同意し望んでも提供できない

番号法第十九条（特定個人情報の提供の制限）十三

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

国の考える「自己情報コントロール権」

◆マイナ・ポータルによる情報提供等記録の確認

第二十三条(情報提供等の記録)

記録事項＝1.情報照会者・情報提供者の名称、2.提供の求めの日時・提供の日時、3.特定個人情報の項目、4.前三号に掲げるもののほか総務省令で定める事項

⇒どのようにデータ照合されるかはわからない

⇒実際にどんな情報が提供されたかはわからない

◆開示・訂正・利用中止請求

- ・番号法は個人情報保護法制の特別法という位置づけ(第1条)
- ・請求権は番号法第29～31条で、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の特例(除外、読替え)を規定
- ・原則は行政機関個人情報保護法 第四章

⇒利用中止請求できる範囲は広がっていない

(データ照合そのものの規制はない)

⇒個人の権利に関わる条文が市民には理解不能に

(「やさしいマイナンバー法入門」43～44頁 水町雅子 商事法務)

センシティブ情報の「自動応答不可フラグ」とは？^[43]

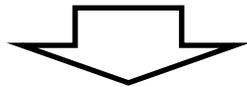
総務省は自治体に対し、中間サーバーの特定個人情報保護評価書に、以下の記載をするよう示している。（「中間サーバーに関する特定個人情報保護評価の実施に当たって」総務省個人番号企画室 総官企第285号平成26年8月8日通知）

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/260805siryo2.pdf>

※第25回 特定個人情報保護委員会（2014年8月5日）で承認

「Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク5：不正な提供が行われるリスク

③特に慎重な対応が求められる情報については**自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定**し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。」



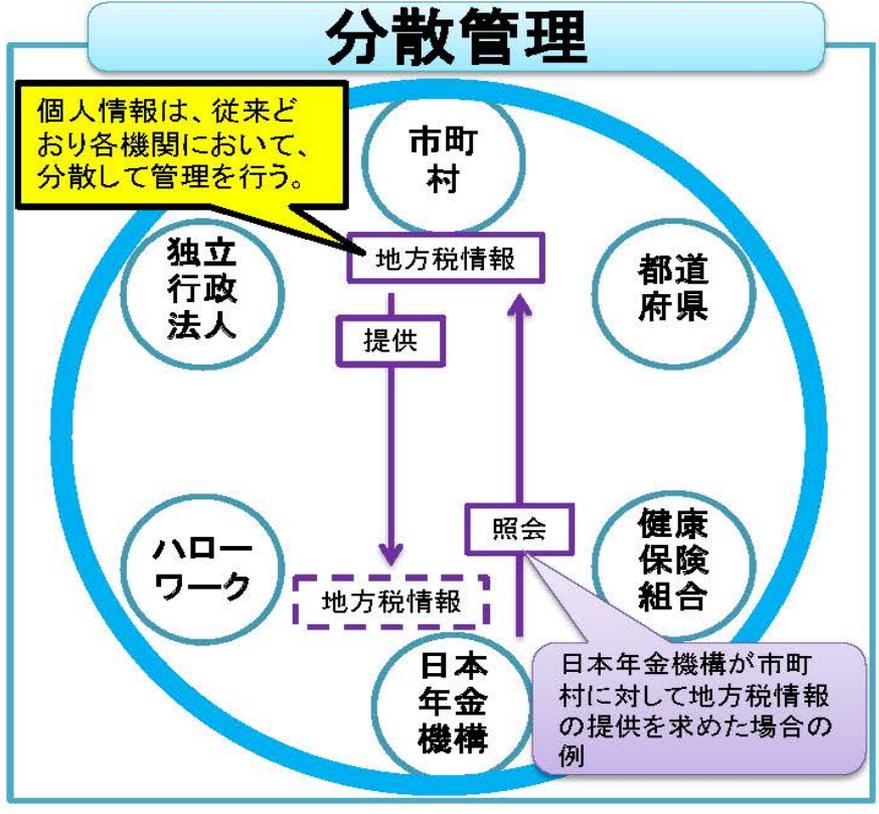
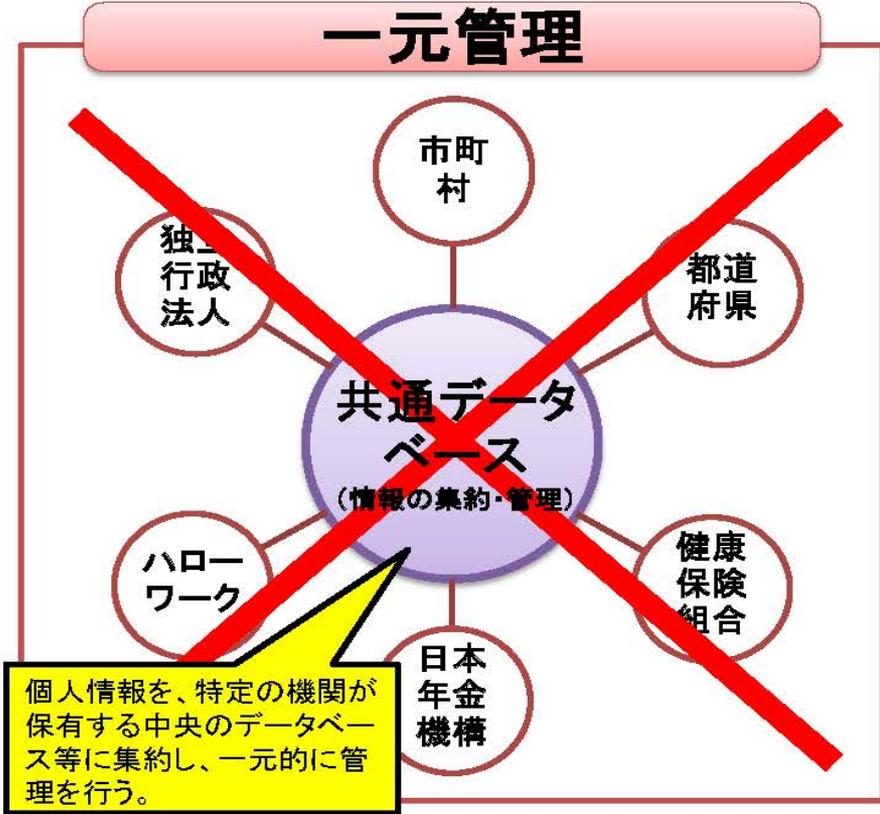
送信内容を確認して提供に問題があると判断した場合は？

「提供しないということにはできないが、提供を保留することはできる」
（2015年12月14日の共通番号いらないネットの各省庁との話し合いで総務省担当者の回答）

2) 「一元管理」vs「分散管理」?

マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

- ✗ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。
- 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるもの○に限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。



「一元管理」「分散管理」という表現は、意味が曖昧 検討過程でどんな論議がされていたか

- ◆パプコメを行った「中間取りまとめ」では、
情報管理方法として「一元管理方式」と「分散管理方式」の二つの選択肢

選択肢Ⅱ 一制度設計をどうするかー

情報管理をどうするか

情報管理方式	課題等	諸外国の例
 <p>一元管理方式</p> <p>各分野の番号を一本に統一し、情報を一元的・集中的に管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一元的・集中的に管理できるので、管理・連携は容易である。 ○プライバシー侵害の懸念があり、一旦情報漏れ等の事故が生じた場合に被害は甚大である。 	<p>アメリカ 韓国 等</p>
 <p>分散管理方式</p> <p>情報を各分野で分散管理し、中継データベースを通じて、共通番号を活用して連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中継データベースの運営管理等が必要である。 ○プライバシー侵害の懸念や、一旦情報漏れ等の事故が生じた場合の被害は少ない。 	<p>オーストリア</p>

社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ(2010年6月29日)

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/h220629_matome.pdf

実務検討会中間整理では番号とデータに分けて検討

「番号の管理」

分野を超えた情報を

- ・統一の番号でもって管理をするか、
- ・分野ごとに異なる番号をもって管理するか

「データベースの管理」

分野を超えたデータを

- ・一カ所で集中して管理するか
- ・分野ごとに別々の機関・データベースで管理するか

		一元管理方式	分散管理方式
“番号”の管理	a) 導入コスト	既存番号を新番号へ置換えるための費用がかかる	既存番号を利用するため、新番号への置換え費用が不要であるが、既存番号のヒモづけのための仕組みに費用がかかる
	b) 運用保全コスト	番号の付番・管理の運用が一元化されるため効率的	既存番号を利用するため、各機関において番号付番・管理が必要
“データベース”の管理	a) 導入コスト	新たな巨大データベースサーバーの構築とデータ移行の費用がかかる	情報連携のための仕組みとして、情報連携基盤の導入費用が必要になる
	b) 運用保全コスト	情報連携が容易であり、情報管理が一箇所のため運用保全コストに優れている	各機関でのデータベースの運用保全コストに加え、情報連携基盤の運用保全コストが必要になる
“番号”“データベース”共通	c) システムエラー・過誤のリスク	一概に、管理方式によってリスク発生の確率が変わるものではない。	
	d) プライバシー侵害のリスク	一般的に、分散管理方式よりプライバシー保護は劣る（強固なシステム・セキュリティが求められる）	各機関間の情報連携が複雑になる分、濫用を防ぎやすいほか、万が一の情報漏洩などの場合の被害も相対的には小さくなる

そもそも、一つのデータベースで、あらゆる個人情報 を管理している国はあるのか？

「諸外国の例では、多くの国が「番号については一元化、データベースについては分散化」を図っている。なお、オーストリアの電子政府においては、番号についても分散管理方式が採用されているものの、あくまでも電子政府の世界の話であり、電子ではなく紙媒体の世界で利用される納税者番号としては社会保障番号が利用されており、その意味では一元管理方式が採用されていることに留意すべきである。」



社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」 12頁
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/chukan_honbun.pdf

「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」(2011年1月31日)では

- ・番号については、「現在、各分野で利用されている既存の番号は、**当分の間**、並存するものとする。」
- ・データについては、「番号制度導入後も引き続き、各府省・関係機関・地方公共団体等のデータベースによる**分散管理**方式とする。」

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kihonhoushin_an_honbun.pdf

これは「一元管理」ではないのか？

- ◆総務省管轄の情報提供ネットワークシステムが、個人情報提供の流れを一元的にコントロールしている
- ◆中間サーバー・プラットフォームは、全住民登録者＝全付番対象者の情報連携対象となる最新の住民情報を、一カ所で一括管理（ただしアクセスは自治体毎に制御）
- ◆「分散管理」は、個人情報保護より拡張性のため？

「中央データセンターに集中保管された個人情報を必要な機関が端末機で取り出し利用するというイメージを前提に、今回の住基ネットにおいて自治省・総務省は「全国センターに保有するのは本人確認情報だけであり、さまざまな個人情報を一元的に収集管理しない仕組みだから国民総背番号制ではない」と説明してきた。

……最低限の本人識別情報と識別コードを住基ネットで管理し、他の個人情報データベースへのアクセスを可能にすれば、「さまざまな個人情報を一元的に収集管理」しなくても効率的で拡張性ある国民総背番号制が誕生する。」

（『私を番号で呼ばないで』76～78頁 やぶれっ!住基ネット市民行動編 社会評論社2002年7月）。

3) 国家による「不正」アクセスは可能？

(1) 国家は、情報提供NWS上や中間サーバ・プラットフォームに保存されている個人を、符号で識別特定可能

情報連携用符号を付番しデータ照合を管理する機関

日本＝国家機関(総務省)

オーストリア＝第三者機関であるデータ保護委員会

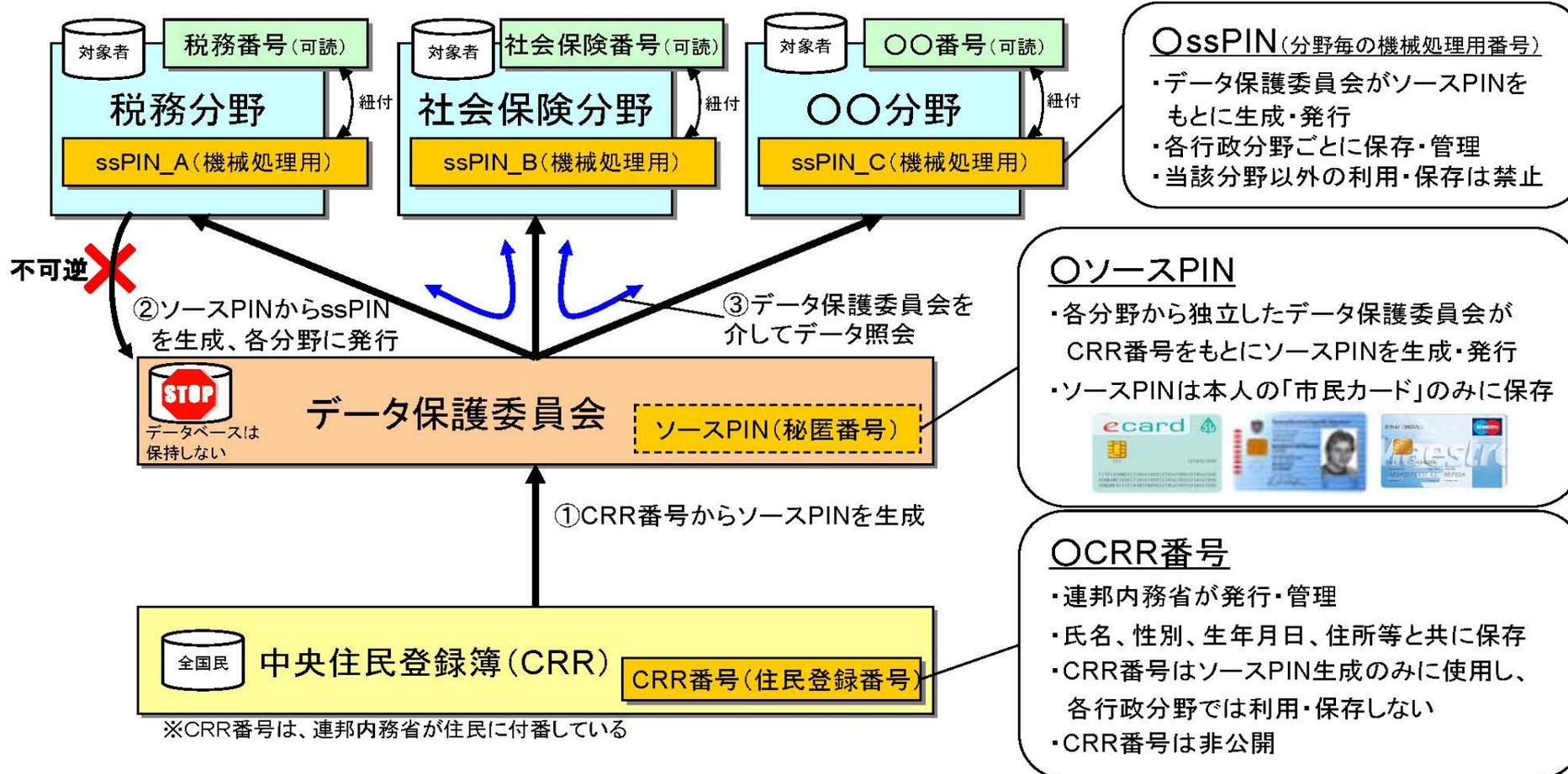
(2) マイナポータルを使って個人情報は一覧可能

(3) そもそも「不正」とみなされるか

- ・番号法19条12(13) 捜査や公安目的での提供を認めている
- ・特定秘密保護法で情報収集の方法は特定秘密に

オーストリア：セクトラル方式

- 分野毎に異なる番号を使用するが、番号間には関連性がある。
- データ連携時にデータ保護委員会を介することで、行政機関による不正な「名寄せ」等を防止



オーストリア：分野をまたがったデータ照会

出典：国際社会経済研究所/NEC総研「海外住民データベースの状況と地域情報化の進展に関する調査研究報告書」（2008年3月）

中央住民登録簿(CRR)

②DSKは送信された「氏名」「生年月日」のCRR番号を照会、CRRは「氏名」「生年月日」が一致する人のCRR番号を回答

データ保護委員会(DSK)

③同一氏名・生年月日の人複数いる場合は、すべての人についてssPIN_Aを計算し、送信されたssPIN_Aと一致する人を人物Xとして抽出

データ保護委員会:

連邦大統領の任命による独立機関で、他の行政機関や議会等には属していない。
6名の委員で構成されており、内訳は「州の代表」が2名、「労働組合の代表」が1名、「連邦政府の代表」が1名、「経済団体の代表」が1名、「裁判所の代表」が1名。

④DSKは人物XのCRR番号からソースPINを生成した上で、ssPIN_B(機関Bの分野別番号)を計算

⑤DSKはssPIN_Bを機関Bの公開鍵で暗号化し、機関Aに通知

①機関Aはデータが欲しい人物Xに関する下記データを送信

- ・「氏名」「生年月日」
- ・「機関Aの分野別番号(ssPIN_A)」
- ・「機関Aの分野コード」

⑥機関Aは暗号化されたssPIN_Bと共に、人物Xに関するデータを照会

⑦機関Bは人物Xに関するデータを返答

行政機関B

行政機関A

マイナポータルを使った個人情報へのアクセス

法的にはできないが、システムの的には可能

4. マイポータルについて (5) マイポータルのアクセス記録

マイポータルは個人のあらゆる特定個人情報を集約し閲覧できるようにする仕組みであり、これ自体がデータマッチングの仕組みとなっている。この仕組みを使って行政機関や警察などが特定の個人の情報をすべて一覧することは、不正・違法ではあるが可能ではないか。……

行政機関や警察がマイポータルへ不正・違法にアクセスしていないことを、どのようにシステムの的に確認できるか。

やぶれっ！住基ネット市民行動「共通番号制度の仕組み等に関する質問書」(2013年9月9日)

<http://www5f.biglobe.ne.jp/~yabure/kyotsu-bango/tomeyo/20130909shitsumonsho.pdf>

(5) マイポータルの自己情報表示機能は、**法律又は条例の規定**による個人情報の開示に関する機能(番号法附則第6条第6項第1号)であり、行政機関や警察が特定の個人の情報を閲覧することはできません。

また、不正アクセス、不正操作等の**不正行為発生に備え**、何らかのかたちでアクセスログを記録することなどを検討しています。

内閣官房社会保障改革担当室「共通番号制度の仕組み等に関する質問書」への回答」(平成25年10月16日)

<http://www5f.biglobe.ne.jp/~yabure/kyotsu-bango/tomeyo/20131016kaitosho.pdf>

番号法では将来的にこんな利用も排除されず

◆特定秘密保護法の適性評価での利用

特定秘密保護法第十二条に基づきます適性評価の実施につきましては、今後、その内容や方法等の詳細についての検討が進められるものと承知してございます。したがって、特定秘密保護法第十二条第四項に基づきます資料の提出や報告の徴収における特定個人情報、番号付きの個人情報の取り扱いについても、その検討の過程において検討することとなると思っております。したがって、その**検討が定まりました上で番号法の政令に規定するかどうかも決められる**ものというふうに承知してございます。

(2014年3月7日衆院内閣委 赤嶺委員への向井政府参考人答弁)

◆自衛官募集業務への利用

マイナンバーにおきましては、国の行政機関や地方公共団体において社会保障、税、災害対策の分野で利用されるものでありまして、自衛官の募集の分野では利用することはできないものだと承知をいたしておりまして、自衛官の募集につきまして、**現在のところマイナンバー制度を利用する予定はございません**。

(2015年9月2日参議院安保特別委 山本太郎委員への中谷防衛大臣答弁)

4) ちゃんと機能するか

(1) 初期突合はうまくいくか？

◆ 初期突合が符号による情報連携を可能にする条件

情報保有機関で、**マイナンバー**と**内部管理番号**と**情報連携用符号**を住基ネットから提供される**基本4情報(住所・氏名・性別・生年月日)**で突合し紐付ける必要(＝初期突合)



but 年金現況届廃止(2006年12月)のために受給者約3180万人の年金情報を住基ネットの4情報に照会した際には、2割約600万人が不一致(産経新聞2006年11月1日)

◆ 番号法制定時の的外れな政府答弁

2013年5月21日参院総務委 主濱了委員質問)紐つけは誰が行うのか。マイナンバーとデータが間違いなく結び付いていることを、誰がどう確認するのか。

答弁)山際大臣政務官)「ひも付けに疑義があるというには、特定個人情報保護委員会が権限を行使する。…基本的には、その納税や社会保障がうまくいかないということで分かるんじゃないでしょうか。」

新藤総務大臣)「カードに示された番号、その番号を示した本人が本人であるというこの認証ができれば、あとは電子的な番号同士の突合になる……私が一義の所管ではありませんが、…」

初期突合⇒情報連携はうまくいくか？

4情報提供する住基ネット側からの疑問

論点4：情報保有機関が保有する基本4情報と住基ネットが保有する基本4情報を一致させるために具体的にはどのような方法があるか。

- 情報保有機関は、一定期間、利用者に係る4情報と住基ネットの4情報との突合作業や、4情報以外で利用者と連絡できる情報を利用して、利用者に対し最新の4情報の問い合わせをする等、最大限、住基ネットの4情報と一致できるよう努力すべきではないか。
- **それでもなお、突合しない場合には**、利用者が、本人確認書類の写し及び住民票の写しを郵送や公的個人認証サービスの署名用途（4情報記載）を利用して電子申請する等により、利用番号に係る自らの4情報の変更申請を行うこととするべきではないか。

<構成員意見>

- ・ 情報保有機関が有する4情報は揺らぎが多く、初期突合がスムーズにできるよう、住基ネット側が4情報を提供する際、複数候補を示す等の仕方を工夫する必要があるのではないか。住基ネット側で情報保有機関の保有する4情報を検索できる形式にまとめて変換するようなことは考えられないか。
- ・ **複数候補を示して間違った紐付けが行われることと、厳格にやりすぎて紐付けが行われないこととのバランスをとる必要があるのではないか。**

「社会保障・税に関わる番号制度に関する議論を踏まえた住民基本台帳ネットワークシステム等のあり方について

【中間論点整理】（平成23年6月30日 総務省住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会）

(2)本運用(2019年7月?)までのテストは?

総合運用テスト 2018年7月～2019年5月

別表第二の事務について、情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・情報提供の業務運用が正しく遂行できるよう試行し、システム機能、安定性等や業務運用の手順、効率等を確認

◆2018年7月～8月

テスト用データ、符号取得、副本登録等

◆2018年9月～ 情報照会・提供の確認開始

連携テスト、相互連携テスト、初期符号払い出し

※2018年3月に、一部自治体(山形県、湯沢市、小山市、春日部市、川口市、千代田区、五霞町、東近江市、河内長野市、合志市)で情報照会・提供のテストを実施

※システムトラブルを起こしたカード管理システムを受注した5社コンソーシアム(NTTコミュニケーションズ、NTTデータ、NEC、日立、富士通)が情報提供ネットワークシステムも受注している

個人番号カード交付トラブルが起きた原因

資料1

カード管理システムの中継サーバに生じた障害等について(1/2)

カード管理システムの障害に関し、障害発生背景要因等について機構から代表者会議に報告し、それを受けて、今後の業務運営について代表者会議から機構に指示が出された。

1 代表者会議への報告事項

(1) 障害発生原因・背景や原因の特定に長時間を要した要因の検証結果

今回の障害に関する5社コンソーシアムからの総括報告の内容を踏まえた上で、障害発生原因・背景や原因の特定に長時間を要した要因について次のとおり整理した。

① 障害発生原因・背景

○不具合を作りこんだ原因【設計不備・過信】

- ・ 中継サーバを担当した事業者の事前の適合性評価が不足していたこと。
(中継サーバの機器構成は、住基ネットの市町村CSIにおいて安定稼働実績(過信)があったことから、バージョン・設定相違等があったにもかかわらず、事前の適合性評価(相性問題の事前検証)が不足していた。)
- ・ OS仕様の理解不足から、システムの処理中になんらかの異常が発生した場合の対応(例外処理)について、中継サーバを担当した事業者の検討が不足していたこと。

○事前に検知できなかった原因【適合性評価、単体テスト不足・過信】

- ・ 中継サーバを担当した事業者の事前の適合性評価、単体テストが不足していたこと。

② 原因の特定に長時間を要した要因

- ・ ログを取得するよう改修する必要があったこと。
(安定稼働実績のある装置であったことから、検証に必要なログを取得する設定になっていなかった。)
- ・ 本番環境と異なる設定で試験した結果、再現環境で不具合が再現せず、原因特定に時間を要したこと。
- ・ 中継サーバを担当した事業者が原因究明への主導的な対応を行わなかったこと。
(調査全体を取りまとめる立場の5社コンソーシアムの代表事業者と中継サーバを担当した事業者間での連携が不足していた。)

対策も済まないまま情報連携の準備は進む

カード管理システムの中継サーバに生じた障害等について(2/2)

(2)再発防止策

障害発生の原因・背景の調査により得られた教訓等を踏まえて、次の再発防止策を実施。

①プロジェクトマネジメント能力の強化

(システム統括室の設置・外部の専門人材の登用(7月1日より実施)、人材育成プログラムの検討・実施。)

②マイナンバー関連システムの総点検

③市町村システム支援担当チーム(仮称)の設置

(システムが円滑に稼動しない自治体の要望を受け、必要に応じて対象自治体の委託先ベンダーとも連携し、改善対応を支援する。)

④ベンダー側のインシデント対応体制の強化

1 プロジェクトマネジメント能力の強化

今回の障害発生¹の教訓として、機構職員のプロジェクトマネジメント能力の向上の必要性を痛感した。そのため、**中長期的な視点**に立った人材育成プログラムの作成に取り組むこととする。

2 マイナンバー関連システムの総点検

中間サーバー・プラットフォーム、住基システム及びLGWAN等の関連するシステムの**課題抽出を8月中に実施する**

3 市町村システム支援担当チーム(仮称)の設置

市町村における個人番号カードの交付の際に、**障害以外が原因**でシステムが円滑に稼動しないケースがあり、大都市を中心に、その点の解決に向けて要望が寄せられることがある。政令指定都市など個々の市町村における**繋がりにくさの原因を究明**し、対策を講じるための支援体制として、……

4 ベンダー側のインシデント対応体制の強化

当初ベンダーの開発部門のみが対処に当たり、総合的な対応が遅れたことを教訓とし、個人番号関連システムの安定稼動とトラブル発生時の迅速な対応に向けて、**各ベンダーのインシデント対応体制を強化するよう強く求める**。

6)「データ照合と権利利益保護の論点整理」^[59]

石村 耕 治PIJ 代表・白鷗大学教授の指摘

- ①データ照合は、本人の同意・許諾なしに情報移転が行われ、“目的外利用”にあたるにもかかわらず、本人のコントロール権が及ばない。
- ②個人情報保護法制は「目的外利用の禁止」を規制し、「データマッチングの禁止」「データベース構築の禁止」を規制していない。
- ③個人番号を各種データベースへの検索キーとして使うと、際限のないデータ照合の拡大を招き、公権力による個人情報の包括的管理＝「データ監視国家」が出現
- ④行政機関が実施するデータ照合では、無作為抽出・恣意的調査を認めるに等しい効果。データ照合の結果、“該当情報主体を被疑者と推定し検証責任を転嫁することにもなりかねない。
⇒憲法31条に規定する適正手続の保障に抵触の危惧
- ⑤データ照合は本人の知らないところで秘密裏に、裁判所の令状なしに、個人情報を検索・押収するにも等しい「見込み調査」。⇒憲法33条・35条の令状主義、憲法38条黙秘権の保障に抵触の危惧
- ⑥データ照合プログラムの誤りや情報の精度に問題で、データ主体の権利侵害問題(その者の感情、社会的地位ないし与信等に与える損害)を引き起こしかねない
- ⑦データ照合で複数の機関から得た個人情報を継続的に蓄積していくことにより、その個人の“全体像”を描写することが可能に。政府に各個人の“人物ファイル”の保有を可能にする。

PIJ(プライバシー・インターナショナル・ジャパン)発行 CNNニュース 2016年5月25日No85 11～12頁

【図表9】データ照合と受給者・納税者の権利利益保護の論点整理より要約

<http://www.pij-web.net/data/CNN-85.pdf>

[2]行われようとしている情報連携

1) 情報提供ネットワークシステムによる提供

(番号法別表第二の事務の19条7による提供)・・・約120事務

- ・情報連携の仕組み
- ・住基ネットを基盤とした仕組み
- ・自治体等との情報連携の仕方
- ・中間サーバー・プラットフォームの問題点

2) 自治体の独自利用事務の情報連携

(番号法9条2の事務の19条8による提供)

3) 情報提供ネットワークシステム以外の連携

(1) 国税地方税連携システム(19条9)

(2) 特定個人情報関係事務での情報の受け渡し(19条2)

(3) 刑事事件捜査等の提供と個人情報保護条例改正(19条13)

(4) 個人情報保護委員会規則による提供の拡大(19条15)

4) 公的個人認証、個人番号カードを使った情報連携

マイナンバーを使わず情報提供NWSを使った連携

2) 自治体の独自利用事務の情報連携

◆ 番号法第9条2自治体の条例による独自利用

- 1) 番号法別表第一以外の事務で個人番号を利用する場合
- 2) 同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合(庁内連携)
- 3) 同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供
番号法第19条9(制定時、改正法では第19条10)
- 4) 他の自治体との間で、特定個人情報を照会・提供する場合
制定時の番号法にはこの場合の規定はなく、第19条14の特定個人情報保護委員会規則(準7号規則)により情報連携を認めることを想定

◆ 準7号委員会規則で連携を認める要件

- 1) 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携(規則第2条)
- 2) 以下の3つの要件に合致している(規則第3条)
 - ・趣旨又は目的が、法定事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一
 - ・独自利用事務の内容が、法定事務の内容と類似
 - ・情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務とほぼ同一
- 3) 情報照会者である地方公共団体が届出を行い、委員会が総務大臣に通知した後に、委員会において公表した独自利用事務であること(規則第4条)

◆ 2015年8月6日第55回特定個人情報保護委員会で連携を認める具体例提示

自治体の独自利用条例とは

I-2-⑫ 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定イメージ①

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の概要

番号法の規定

- 番号法第9条においては、個人番号の利用範囲を原則として以下の範囲と規定している。※1
 - ▶ 番号法別表第一に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合（第1項）
 - ▶ 地方公共団体が、条例で定める事務※2において利用する場合（第2項）
 - ▶ 個人番号関係事務実施者が、個人番号関係事務において利用する場合（第3項）
- ※1 このほか、災害時における特例等の例外的な利用が認められている（第4項・第5項）。
- ※2 福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務に限る。
- 番号法第19条においては、同条各号に掲げられた場合を除き特定個人情報の提供を制限しており、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供する場合は同条第9号に基づく条例を制定する必要がある。

条例の制定の必要性

- このため、以下の①～③の場合には、地方公共団体は番号法に基づく条例を定める必要がある。
 - ① 番号法別表第一に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合（独自利用）
 - ② 同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合（庁内連携）
 - ③ 同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供
- ※ 庁内連携は、必然的に全地方公共団体が行うことが想定されるため、全地方公共団体が条例を定める必要がある。

スケジュール

- 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、実際に独自利用、庁内連携及び同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供が行われるまでに整備する必要がある。
- 個人番号の独自利用・庁内連携は番号法の施行に伴い個人番号が利用可能になる平成28年1月から独自利用、庁内連携及び同一地方公共団体内の機関間で特定個人情報の情報連携を行う場合には、既存データベースと個人番号との初期突合等の準備を行うために対象となる事務を明らかにしておく必要があることから、個人番号の付番を行う平成27年10月までに条例を整備しておくことが望ましいと考えられる。

独自利用事務に係る情報連携のイメージ②

- ① 番号法別表第二に掲げられていない事務 → 独自利用事務の情報連携の対象外
- ② 番号法別表第二に掲げられているが主務省令に規定されていない事務
→ 番号の利用・提供については法所管省庁に委ねられていることから、独自利用事務の情報連携の検討からは除外
- ③ 番号法別表第二に掲げられた事務に準ずる事務
→ いわゆる上乗せ、横出し等※¹については一定の基準※²を設けて独自利用事務の情報連携を認める



※1 上乗せ、横出し等

例：高等学校等就学支援金事務
別表第二 113の項「就学支援金の支給に関する事務」



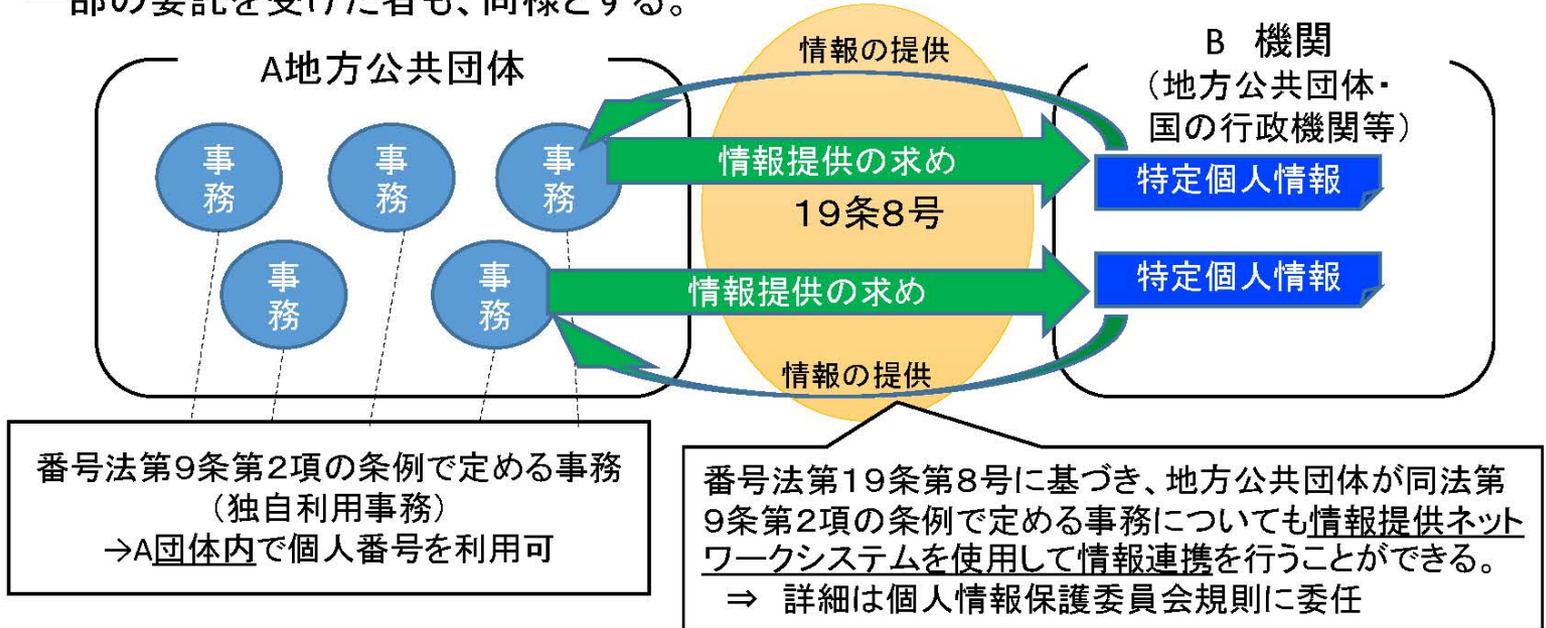
※2 以下の3要件を満たす事務については、規則連携を認める

- 事務の趣旨・目的と法定事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 事務に類似性が認められる
- 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務とほぼ同一

番号法第9条第2項の条例で定める事務に係る情報連携について (番号法新第19条第8号)

番号法第9条第2項 (抄)

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(中略)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。



地方公共団体が条例で定める事務についても情報連携を行うことで、添付書類の削減等住民へのメリットを提供できるほか、他の地方公共団体等他の機関からの照会対応を効率化。 1

(個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ第3回2016年4月21日資料2)

2015年改正法の内容

第十九条八(新設)

条例事務関係情報照会者が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

第19条第8号に基づく情報連携

独自利用事務の情報連携の根拠が「番号法第19条第14号及びそれに基づく規則」から「新第19条第8号及びそれに基づく規則」へ

⇒新第19条第8号に基づく独自利用事務の情報連携について、新設第26条により第21条第2項から第25条までの規定が準用される。



独自利用事務の情報連携についても情報提供ネットワークシステムを使用することが法律上明記され、

- 情報提供者の情報提供義務規定(第22条第1項)
- 添付書類の省略に関する規定(第22条第2項)
- 情報提供等の記録に関する規定(第23条)
- 秘密保持義務に関する規定(第25条)

等が適用されることになる。

なぜ番号利用拡大法による改正が必要だったか^[66]

住基ネット合憲判決が要件とした「管理・利用等が法令等の根拠に基づき」ということを満たすため、法律か政省令に明示して利用を特定することが必要



しかし当初の番号法9条2の条例と委員会規則による情報連携では、

- ・委員会の判断で「国民の予見」を超えて利用・提供が広がるおそれがある
- ・情報提供ネットワークシステムを介さない情報連携が進み、その結果情報提供ネットワークシステム利用の場合に課せられている個人情報保護措置が講じられない情報連携が広がるおそれがある



法改正により

- ・委員会規則への授権の範囲や規則で定める部分を明確化し、恣意的な検討を排することが妥当
- ・情報提供ネットワークシステムの使用について、独自利用事務に係る提供についてもこれを用いることができるか明確化

(利用拡大法案についての内閣法制局へ各条文ごとの説明資料「独自利用事務における情報連携について」より ※情報公開市民センターによる情報公開)

<http://www.ombudsman.jp/data/150703-1.pdf>

番号法の規定を超えて情報連携

情報連携の対象となる独自利用事務の事例

◆ 委員会で公表済の情報連携の対象となる独自利用事務の事例

※ () 内は準ずる番号法別表第2の項

- ① 子どもの医療費助成に関する事務 (9、74)
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 (9)
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務 (10、11)
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務 (10、11)
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務 (法定事務に係るものを除く。) (18)
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務 (26)
- ⑦ 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務 (法定事務に係るものを除く。) (31)
 - ※ 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務 (負担金に係る事務) 以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務 (補助金に係る事務) (37)
- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (54)
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務 (57、65)
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務 (57)
- ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務 (63)
- ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務 (65)

- ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務（67、108）
- ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務（67、108）
- ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務（67、108）
- ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務（67、108）
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）（67、108）
 - ※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務（67、108）
- ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務（94）
- ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務（94）
- ㉒ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））（94）
 - ※ 介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉓ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務（97）
- ㉔ 学資の貸与に関する事務（106）
- ㉕ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務（113）
- ㉖ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務（113）
- ㉗ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）（113）
- ㉘ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務（113）

(自治体ごとの連携事務は、ネットに公表予定)

自治体独自利用事務の情報連携の問題

1) 法定事務を超えて利用・連携が拡大

番号法別表を見ただけでは利用事務がわからない
市民には何に使われるかわからなくなっていく
法定では認められない事務でも利用

2) 当初法が改正された経緯

委員会規則で利用拡大すると合憲性の要件を満たせない？

3) 提供しない条例(「限定条例」)が未整備

他の自治体からの照会に対し、提供することができる特定個人情報
の範囲を限定する条例(改正番号法26条において読み替
える第22条に基づく条例)

……詳細は個人情報保護委員会で今後検討

⇒第11回 個人情報保護委員会(平成28年6月21日)で委員会
規則等の方向性(資料2-2)が了承され 今後パブコメ予定

「限定条例」とは？

条例独自利用事務については、特定個人情報の提供の義務付け(番号法22条)を、地方公共団体が条例制定により制限できる

◆第二十二條(特定個人情報の提供)

情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を**提供しなければならない**。



条例利用事務については提供しないことを認める

◆第二十六條(第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。

この場合において、……第二十二條第一項中「ならない」とあるのは

「ならない。ただし、**第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定**されている地方公共団体の長その他の執行機関が、**個人情報保護委員会規則で定めるところにより**あらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と読み替え

[2]行われようとしている情報連携

1) 情報提供ネットワークシステムによる提供

(番号法別表第二の事務の19条7による提供)・・・約120事務

- ・情報連携の仕組み
- ・住基ネットを基盤とした仕組み
- ・自治体等との情報連携の仕方
- ・中間サーバー・プラットフォームの問題点

2) 自治体の独自利用事務の情報連携

(番号法9条2の事務の19条8による提供)

3) 情報提供ネットワークシステム以外の連携

(1) 国税地方税連携システム(19条9)

(2) 特定個人情報関係事務での情報の受け渡し(19条2)

(3) 刑事事件捜査等の提供と個人情報保護条例改正(19条13)

(4) 個人情報保護委員会規則による提供の拡大(19条15)

4) 公的個人認証、個人番号カードを使った情報連携

マイナンバーを使わず情報提供NWSを使った連携

3) 情報提供NWS以外のマイナンバーによる照会・連携

特定個人情報を提供できる場合を、第十九条で15項目規定 ※()は当初法での号

七 別表第二 情報提供ネットワークシステムによる提供(符号による連携)

(1) 国税地方税連携システム

九(8) 国税庁・都道府県・市町村間の、国税又は地方税に関する特定個人情報を提供

(2) 個人番号関係事務での情報の受け渡し

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき

(3) 刑事事件捜査等の提供と個人情報保護条例改正

十三(12) 「各議院審査等」(国会審査、裁判所の調査、訴訟手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税犯則調査、会計検査院の検査)その他政令で定める公益上の必要があるとき。

(4) 個人情報保護委員会規則による提供の拡大

十五(14) その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

※「特定個人情報」=個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報

(1) 国税・地方税連携システム

地方税分野における番号制度の利用場面

① 番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- エルタックスを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

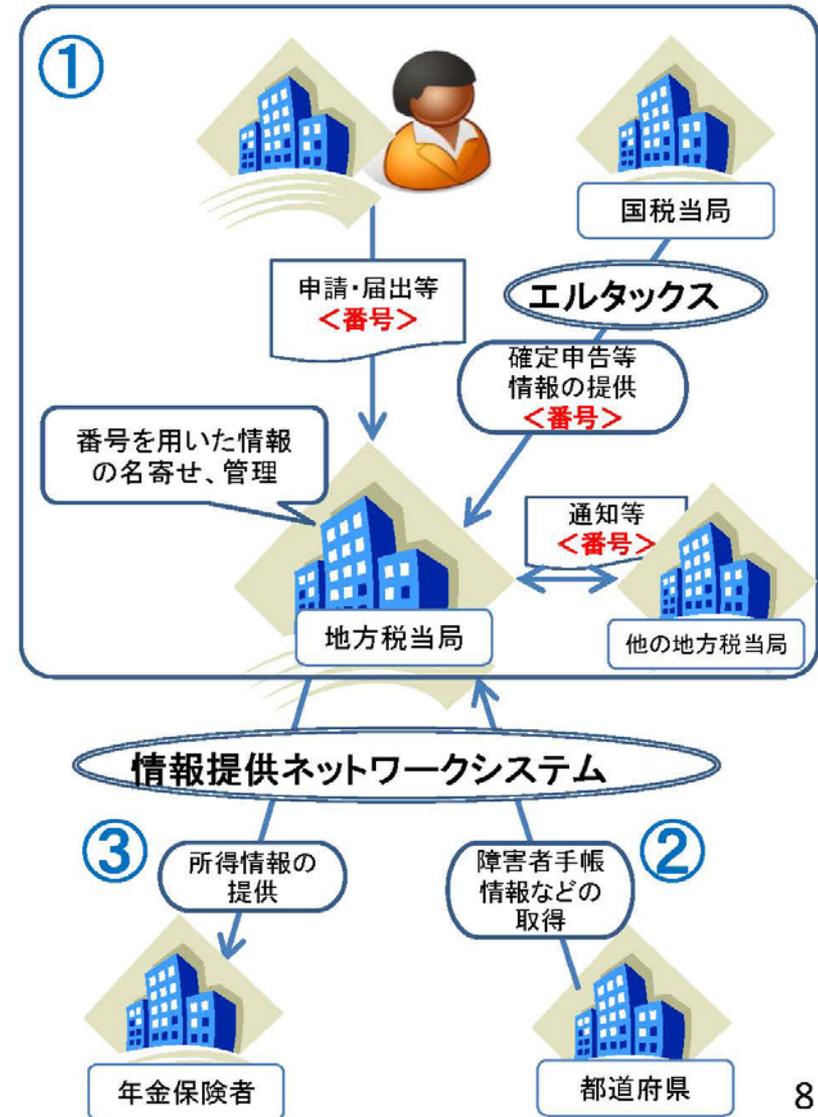
課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などをネットワークを通じて取得

▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

※このほか、マイナポータルを通じた納税者への情報提供も実施予定



市町村における税務署との名寄せ事務の効率化

(参考)情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

- 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。

市町村の税務部局

【課税資料】

給与支払報告書※1
約4,700万人※2

提出

※1 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額500万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。
※2 給与収入のある者のうち納税義務者の数

公的年金等支払報告書※3
約1,300万人※4

提出

※3 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額60万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。
※4 公的年金収入のある者のうち納税義務者の数

確定申告書【写し】
約2,100万人

税務署から入手

住民税申告書

提出

(国税庁から電子データで送信される)報酬・配当・利子等の法定調書※5

税務署から入手

※5 次の5種類の法定調書。①利子等の支払調書、②報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、③配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤公的年金等の源泉徴収票

氏名・住所・生年月日等により
名寄せ・突合・調査

【独自調査等による情報】

○所得控除に係る調査による情報

扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査など

○法定調書等の各種課税資料の調査による情報

国税庁から電子データで送信される法定調書以外のものに係る調査など

○給与支払報告書未提出事業所の調査による情報

未提出事業所に対する聴き取り・実地調査など

○申告書未提出者の調査による情報

申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査など

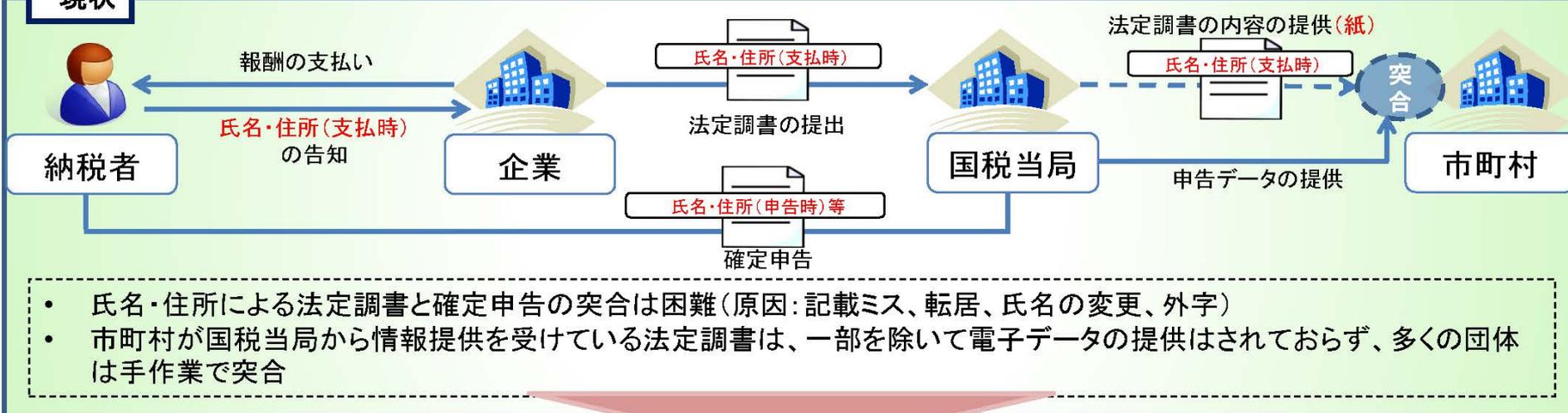
- ・ 扶養親族が控除対象要件を満たしているかなどを確認できる。
- ・ 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換

～地方税分野における番号制度の利用場面～

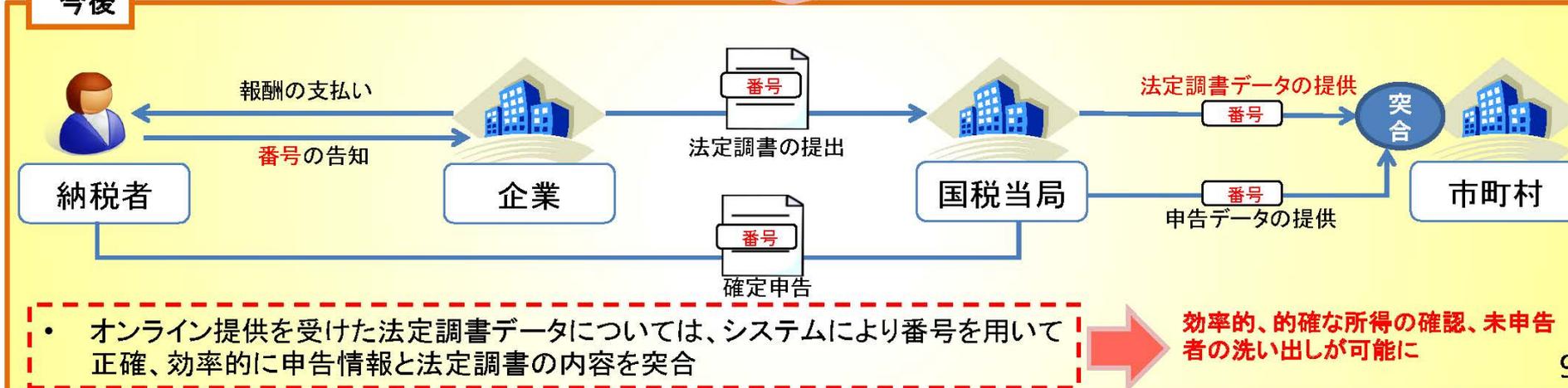
支払調書の名寄せの精度向上について

国税当局から提供される法定調書に個人番号が付され、申告情報との名寄せが容易になることで、申告された所得情報の確認、未申告者の洗い出しが効率的かつ的確に行われる。

現状



今後



地方税情報の守秘義務と情報連携の関係

- ・地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)は、通常の地方公務員法より重罰
⇒提供にはより強い規制
- ・番号法第22条の提供義務との関係……以下の二条件の場合のみ提供可能
 - 1) 利用事務の根拠法律で、本人が行政機関に報告を行う義務が規定
条例を根拠とした独自利用事務の情報連携では、税情報は提供できない
 - 2) 提供に本人が同意している場合(条例独自利用事務では本人同意手続きが必要)

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方税務システム)のポイント<第2章第2節③>

個人情報保護

- 地方団体における特定個人情報の保護については本ガイドライン第3章において詳述。特定個人情報保護評価の実施をはじめ、地方税分野についてもこれに沿って対応。
- 地方税関係情報の提供については、地方税法に規定する守秘義務に抵触しないようにすることが必要。

◎情報提供ネットワークシステムを通じた他の行政機関への地方税情報の提供

- ・ 情報提供ネットワークシステムを通じた所得情報の提供は、法律上規定された請求に対し、法律上規定された提供義務(番号法第22条)を履行するための正当な行為として許容されるものであり、守秘義務違反は成立しないと解される
- ・ 市町村の税務当局から情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報を提供する社会保障分野の事務については、地方税法上の守秘義務の趣旨にかんがみ、情報提供の必要性が認められ、本人の権利利益に悪影響を与えない以下a,bのいずれかに該当する場合に限定して番号法の別表第2に規定している。
 - a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合
 - b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合(照会にあたっての本人同意の取得について法令で規定予定)

(2) 個人番号関係事務における情報連携

例) 特定健康診査データの保険者間のやりとりの仕方＝マイナンバーで照合

◆情報提供ネットワークシステムは利用しない

番号法改正で、別表第一(利用事務)に追加。別表第二(連携事務)には追加せず

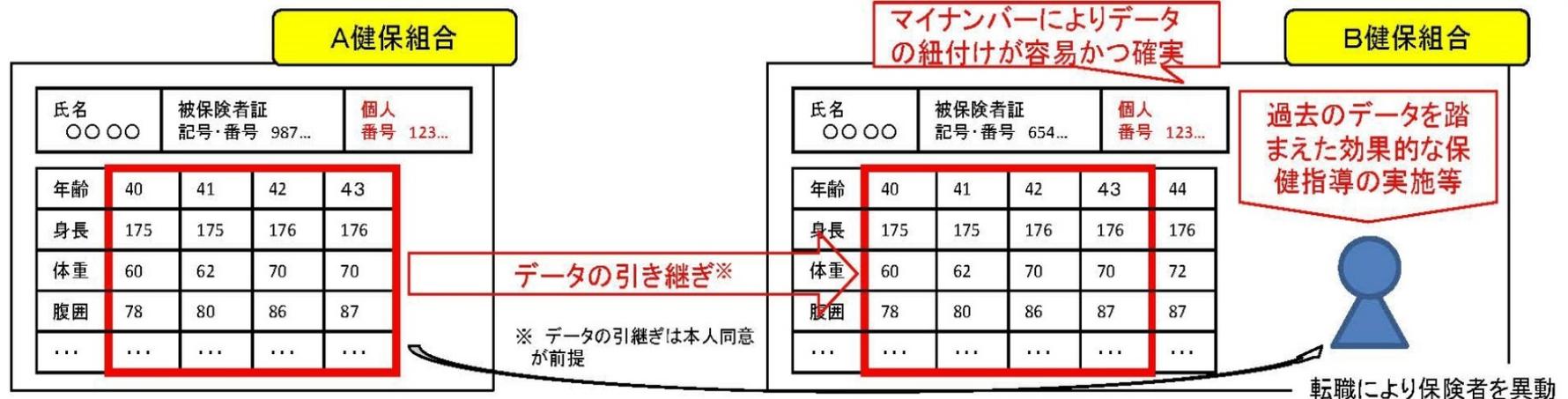
◆高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が本人の異動前の保険者に情報の写しの提供を求めることができる。異動前と異動後の保険者が相対でそれぞれ求めをし、求められた保険者は本人の同意を得た上で写しを光ディスクなどで送付することで提供

◆提供方法は現状も、改正後も変わらず・・・個人番号付番によるプライバシーリスクに見合った効率化は期待できない (第189回国会衆議院内閣委員会(平成27年5月20日)塩川委員の質疑より)

⇒提供を電子的な送信で行ったら? ⇒相対でマイナンバーを使って情報提供されれば?

1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診・保健指導の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。(平成28年1月からの予定)



(3) 刑事事件捜査等の提供と個人情報保護条例改正

第19条（特定個人情報の提供の制限）12（※改正後13）

- ・各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法第百四条第一項若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第一条の規定により行う審査若しくは調査
- ・訴訟手続その他の裁判所における手続
- ・裁判の執行
- ・**刑事事件の捜査**
- ・租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は
- ・会計検査院の検査が行われるとき、
- ・**その他政令で定める公益上の必要があるとき**

政令では警察や公安等の利用が列挙

(平成26年3月31日政令第155号)第26条(公益上の必要がある場合)の別表

- 一 恩赦法の特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権
- 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関するによる処分又は犯則事件の調査
- 三 地方自治法第百条第一項の規定による調査
- 四 金融商品取引法による報告、資料の提出の求め、検査、処分、審判手続、犯則事件の調査
- 五 公認会計士法による処分又は審判手続
- 六 検察審査会法に規定する審査
- 七 少年法の規定による調査
- 八 租税に関する法律又は条例の規定による質問、検査、提示、提出の求め、協力の要請
- 九 **破壊活動防止法**による処分の請求、審査、調査、書類及び証拠物の閲覧の求め
- 十 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律による情報の提供
- 十一 **国際捜査共助等に関する法律**に規定する共助、協力
- 十二 **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律**第による報告、資料の提出の求め、立入検査
- 十三 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための**麻薬及び向精神薬取締法等の特例等**に関する法律による共助
- 十四 行政機関の保有する情報の公開に関する法律による諮問
- 十五 **不正アクセス行為の禁止等に関する法律**による申出
- 十六 **組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律**による共助
- 十七 **無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律**による調査、立入検査、処分の請求
- 十八 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による諮問
- 十九 個人情報保護に関する法律による報告の徴収
- 二十 行政機関個人情報保護法による諮問、報告の求め、資料の提出、説明の求め
- 二十一 独立行政法人等個人情報保護法による諮問、報告の求め
- 二十二 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に規定する犯罪被害財産支給手続、外国譲与財産支給手続
- 二十三 **犯罪による収益の移転防止に関する法律**による届出、通知、提供、閲覧、謄写若しくは写しの送付の求め、報告若しくは資料の提出の求め、立入検査
- 二十四 **国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律**に規定する証拠の提供、執行協力、管轄刑事事件の捜査に関する措置
- 二十五 更生保護法に規定する更生緊急保護
- 二十六 公文書等の管理に関する法律の規定による移管、諮問

捜査関係事項照会による警察への提供と番号^[80]

やぶれっ！住基ネット市民行動の内閣官房への質問と回答（※ 19条は旧番号法では 17条）

8. 捜査情報への利用

1) 番号法案第17条第11号で、刑事事件の捜査等に「番号」を含む個人情報を提供できるとなっている。多くの自治体の個人情報保護条例では、原則として外部提供を禁止しつつ「提供について法令に定めがある場合」は例外的に提供を認めることとしているが、刑事訴訟法第197条や出入国管理及び難民認定法第28条の「**捜査関係事項照会**」を受けた行政機関にとって、この第17条は「**法令に定めがある場合**」の根拠となるか。

（やぶれっ！住基ネット市民行動「共通番号制度に関する質問書」2012年10月29日）

【質問事項8】 1)

マイナンバー法第17条は、特定個人情報の提供禁止の例外を各号に列挙した場合に限定しており、個人情報保護条例等における個人情報の提供禁止の例外である「法令に定めがある場合」よりも厳格に制限しています。そして、法律は条例に優先して適用されることから、特定個人情報について照会（提供の依頼）を受けた行政機関は、マイナンバー法第17条各号に規定された例外に該当する場合に限り特定個人情報を提供することができます。

しかるところ、**刑事訴訟法第197条の規定に基づく「捜査関係事項照会」**は、マイナンバー法第17条11号「刑事事件の捜査」に該当するため**これに応じて特定個人情報を回答（提供）することは可能**ですが、出入国管理及び難民認定法28条の規定に基づく照会は、「刑事事件の捜査」ではないため、これを根拠として特定個人情報を回答（提供）することはできません（これに対し、特定個人情報でない個人情報については、出入国管理及び難民認定法第28条の規定が個人情報保護条例の「法令に定めがある場合」に該当すると考えられるため、回答（提供）できると考えられます。）。

（内閣官房 社会保障改革担当室「共通番号制度に関する質問書」への回答について」平成24年11月12日）

やぶれっ！住基ネット情報ファイル

<http://www5f.biglobe.ne.jp/~yabure/kyotsu-bango/haian-ni/20121029shitsumon-kaito.html>

恣意的に警察等への提供や利用が可能

◆警察等に提供を認める理由や利用方法は不明確

「…調査等の対象たる資料中に特定個人情報が含まれる場合が想定される。例えば、個人番号を漏えいした本法違反の刑事事件において、漏えいに係る特定個人情報を証拠として裁判所に提出する場合などである。このような場合にも調査等を制限することなく行うため、提供制限の例外とするものである。」（内閣府大臣官房番号制度担当室番号法【逐条解説】47頁）

「法第十九条第十二号に該当して特定個人情報の提供を受けた者は、法第九条第五項の規定により、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができることとされているが、その**目的と限度の関係については、個別具体的な事案に即して判断されるべきもの**であり、あらかじめお尋ねの「判断基準」をお示しすることは困難である。」

（第189回国会 質問主意書 質問第136号（平成27年5月22日福島みずほ）の答弁書6月2日）

◆警察等に提供された特定個人情報は保護措置の適用外

- ・特定個人情報保護委員会の指導助言、勧告命令、報告立入検査の適用除外
- ・情報提供等記録開示システム（マイナポータル）の対象とはならない
- ・特定個人情報ファイルを保有するときは、特定個人情報保護評価を実施する必要
- ・押収された資料等は、刑事訴訟法その他の関係法令に基づき適切に取り扱われる

（第189回国会 質問主意書 質問第136号（平成27年5月22日福島みずほ）の答弁書6月2日）

自治体条例で警察等に個人情報オンライン提供可能に？^[82]

東京都の個人情報保護条例改正（平成27年第4回定例会で可決）

オンラインによる保有個人情報の提供の原則禁止規定を、必要な保護措置を講じることによって原則可能となるよう改正（「都審議会答申」平27年3月 25頁）

（理由説明）

○ **都条例**第11条第2項は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、**オンラインによる保有個人情報を外部に提供することを禁止**している。

○ 一方で、**番号法**は、異なる機関の間における特定個人情報の情報連携は、国が新たに構築する「情報提供ネットワークシステム」を通じて行うことを原則としており、オンラインによる提供を原則禁止する都条例の前記規定とは相反する考え方となっている。

情報提供ネットワークシステムによる提供は、……都条例の規定には違反しないとすることが可能であるため、……**番号法の考え方に合わせて改正しなければならないものではない**。

○ しかし、近時の情報通信技術の急速な進展に鑑みれば、今後、オンラインによる保有個人情報の提供に対する要望が高まるとともに、技術面の向上によって、個人情報について「必要な保護措置」が十分に講じられていると解することができる事例が増加することも予想される。

そこで、都条例における**オンライン提供に関する規定の考え方について、原則禁止から原則可能に変更**するとともに、従来の例外事由である「個人情報について必要な保護措置が講じられている場合」について、これを適用要件にする形で改正すべきである。

「地方公共団体においては、**番号法19条各号に列挙された場合であれば**、特定個人情報のオンライン結合等を可能とするよう定めることが求められる」（「自治体職員のための番号法解説[実務編]」宇賀克也・水町雅子・梅田健史著 第一法規平成26年12月10日159頁）

(4) 個人情報保護委員会規則による提供拡大

◆ 特定個人情報保護委員会規則第一号(平成二十七年七月十五日)

番号法第十九条第十四号の規定に基づき、法第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

- 一 行政書士法第十三条の二十二第一項の規定による立入検査又は同法第十四条の三第二項の規定による調査が行われるとき。
- 二 税理士法第五十五条第一項の規定による報告の徴取、質問又は検査が行われるとき。
- 三 社会保険労務士法第二十四条第一項の規定による報告の求め又は立入検査が行われるとき。
- 四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等又は開示請求等に係る不作為について審査請求があった場合において、条例の規定に基づき当該審査請求に対する裁決をすべき当該地方公共団体の機関による諮問が行われるとき。

※第十九条(特定個人情報の提供の制限)十四

その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

◆ 番号法にも政令にも条例にも規定のない提供が、委員会規則で可能に

- ・委員会の「恣意」で提供が拡大し、どこに提供され利用されているか、市民にはますますわからなくなる(委員会のサイトをたどらないとわからない)
- ・番号法第19条第12号は、刑事事件捜査や政令で定める公益上の必要があるときに提供を可能にしている。この第12号提供が拡大される危険性

[2]行われようとしている情報連携

1) 情報提供ネットワークシステムによる提供

(番号法別表第二の事務の19条7による提供)・・・約120事務

- ・情報連携の仕組み
- ・住基ネットを基盤とした仕組み
- ・自治体等との情報連携の仕方
- ・中間サーバー・プラットフォームの問題点

2) 自治体の独自利用事務の情報連携

(番号法9条2の事務の19条8による提供)

3) 情報提供ネットワークシステム以外の連携

(1) 国税地方税連携システム(19条9)

(2) 特定個人情報関係事務での情報の受け渡し(19条2)

(3) 刑事事件捜査等の提供と個人情報保護条例改正(19条13)

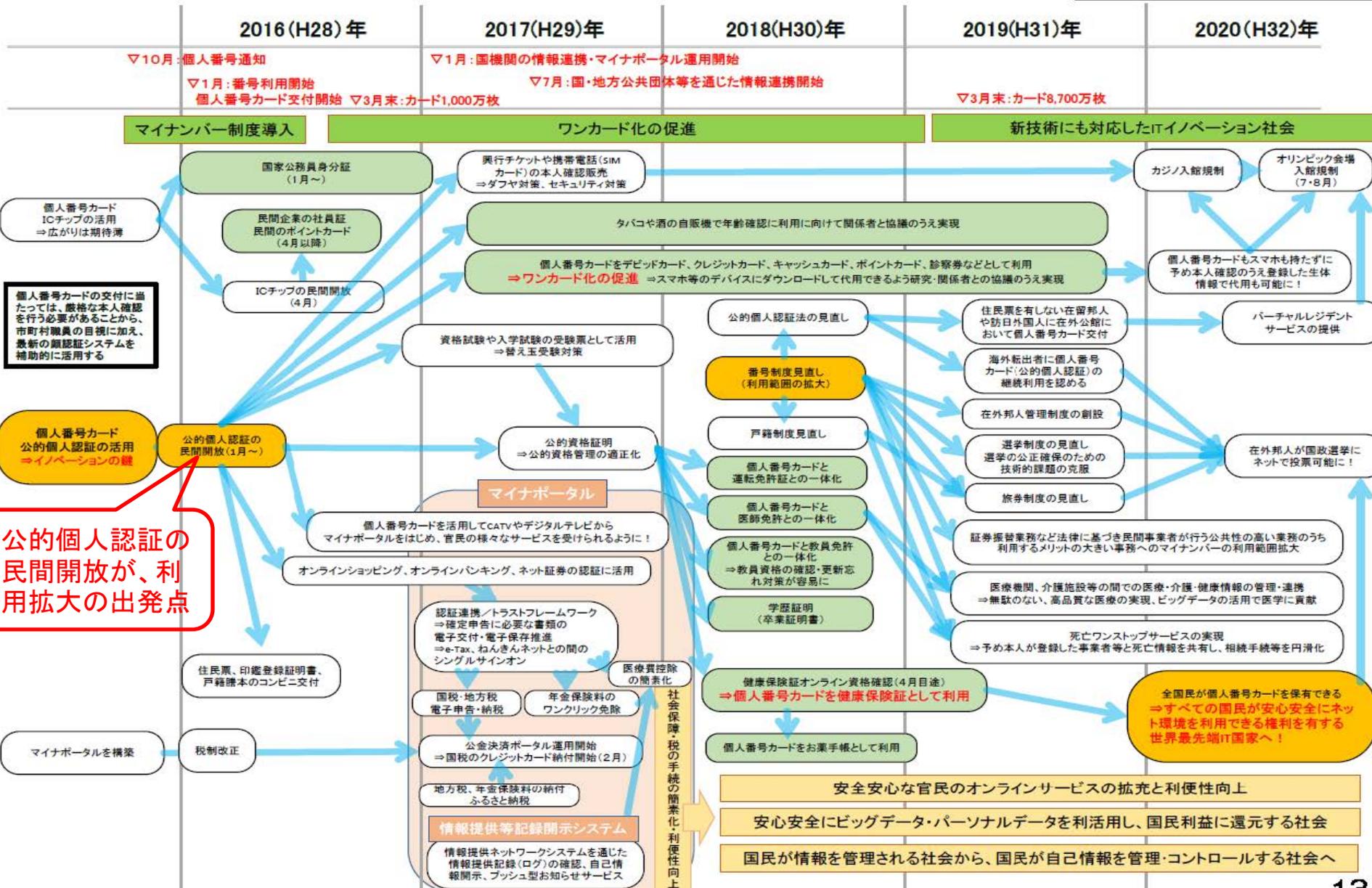
(4) 個人情報保護委員会規則による提供の拡大(19条15)

4) 公的個人認証、個人番号カードを使った情報連携 マイナンバーを使わず情報提供NWSを使った連携

4) 公的個人認証、個人番号カードによる連携 [85]

マイナンバー制度活用推進ロードマップ(案)

2015年5月20日
第9回マイナンバー等分科会配布資料



公的個人認証の民間開放が、利用拡大の出発点

(1) マイナポータルと情報提供NWSの符号連携^[86]

マイナポータルへのログインには、個人番号カードの利用者証明用電子証明書（又は住民基本台帳カードの署名用電子証明書）を使用



マイナンバーや符号でアクセスせずに、どうやって個人を識別して

- ・自己情報表示（行政機関などが記録する自分の特定個人情報を確認）
 - ・情報提供等記録表示（情報提供NWSによる自分の特定個人情報の提供記録を確認）
- が可能になるのか？⇒ **電子証明書の発行番号(シリアル番号)と「符号」を紐付け**

「符号」＝連携用符号から生成される、機関別符号、開示システム用符号、情報提供等記録用符号の総称

「連携用符号」＝コアシステムにおいて、個人を一意に特定するために使用される住民票コードから生成した符号

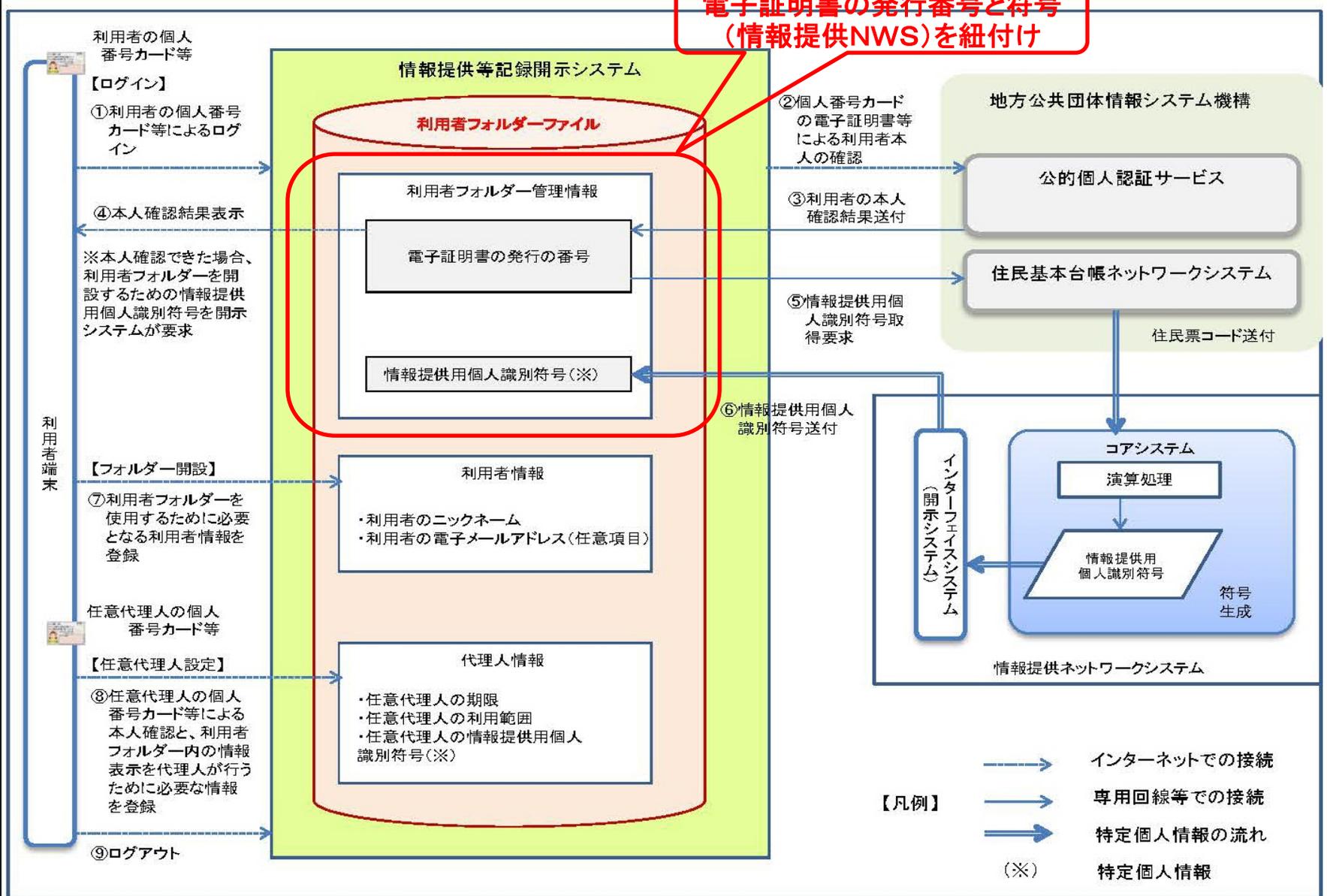
「機関別符号」＝情報保有機関とコアシステム間で、個人を一意に特定するために使用し、連携用符号から生成した機関ごとに異なる符号

「情報提供用個人識別符号」「開示システム用符号」＝利用者のログインに関する情報を管理するため、電子証明書による本人確認をし、コアシステムより取得し、電子証明書の発行番号(シリアル番号)と紐付け利用者情報管理フォルダーに格納

(「情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務調達仕様書(案) 表2. 2-1用語定義」(平成26年4月内閣官房社会保障改革担当室)と「情報提供等記録開示システムの運営に関する事務全項目評価書」から作成)

公的認証を使った符号連携の初期設定

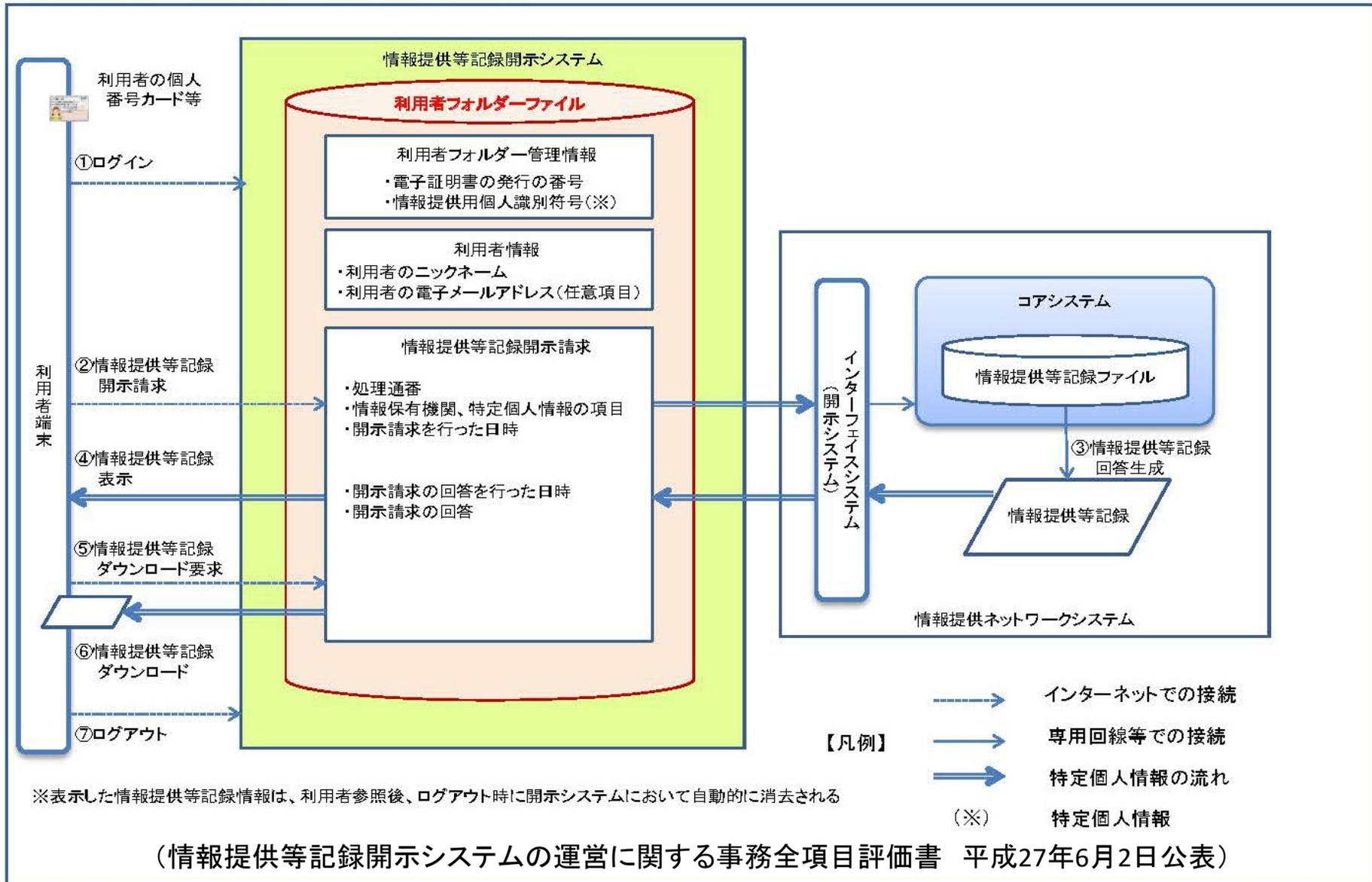
(1)初期設定に係る事務



情報提供記録の開示

(個人特定に、マイナンバーは使わず情報提供用個人識別符号を用いる)

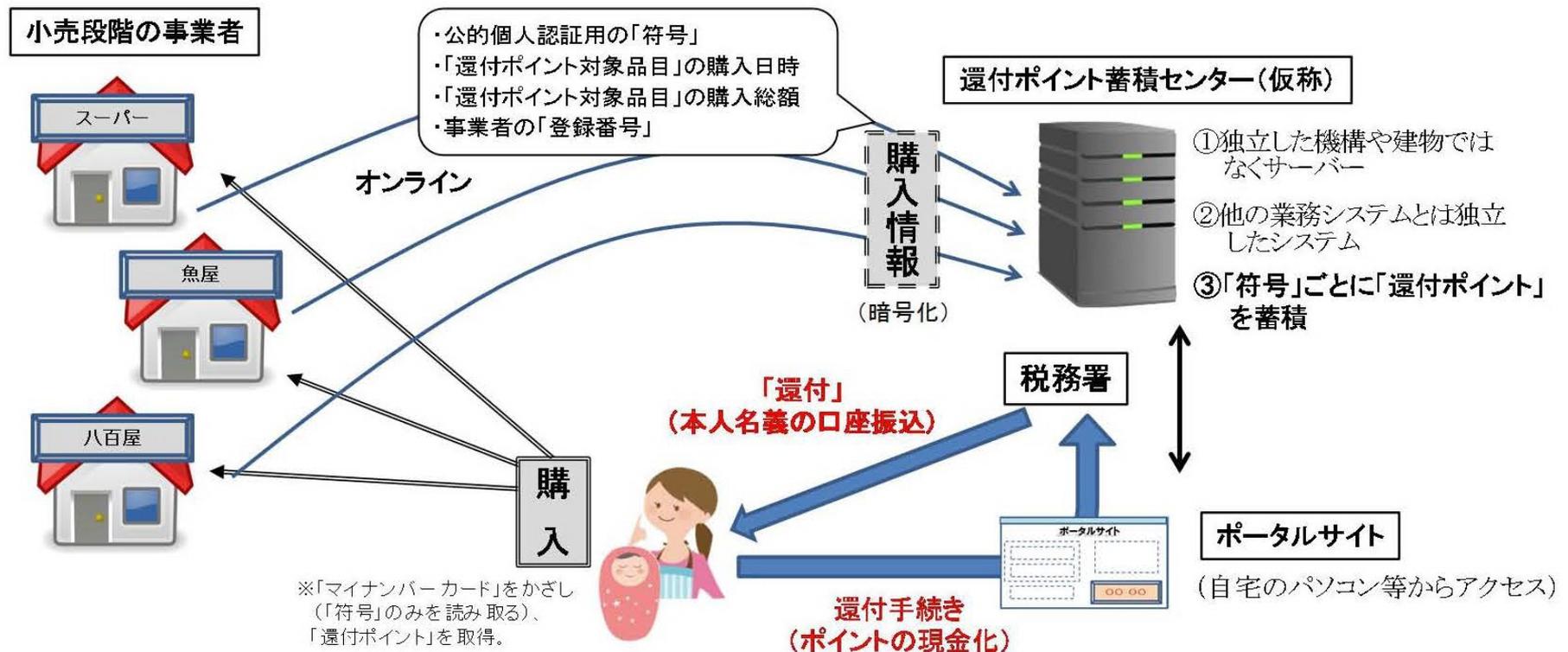
(2)情報表示に係る事務 ア.情報提供等記録表示



(2)「日本型軽減税率制度(案)」と公的個人認証利用

- ①「還付ポイント対象品目」を購入する際、レジ等で「マイナンバーカード」をかざし(公的個人認証用の「符号」を読取り)、「還付ポイント」を取得。
- ②小売事業者は、「還付ポイント対象品目」に係る購入情報を「還付ポイント蓄積センター(仮称)」に送付(レジ等からオンラインを通じて自動送付)。
- ③「還付ポイント蓄積センター(仮称)」は、「還付ポイント」を「符号」ごとに蓄積する。
- ④ 還付を受けようとする個人は、ポータルサイト(自宅のパソコン等からアクセス)を通じて、「還付ポイント」数や還付可能額等を確認の上、還付額の振込を受ける本人名義の口座を登録し、還付申請を行う。

「日本型軽減税率制度(案)」の仕組み(イメージ)



(3)医療分野の公的個人認証を使った情報連携

[90]

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書（概要）

平成27年12月 厚生労働省情報政策担当参事官室

1. 医療等分野の個人情報の特性、情報連携の意義

- 医療等分野の個人情報は、患者と医療・介護従事者が信頼関係に基づき共有しており、病歴や服薬の履歴、健診の結果など、第三者には知られたくない情報がある。個人情報の取得・利用に当たっては、本人の同意を得るとともに、患者個人の特定や目的外で使用されることのないよう、必要な個人情報保護の措置を講じる必要がある。
- 一方、医療等分野の個人情報の適切な活用は、患者へのより安全で質の高い医療・介護の提供に不可欠である。日常の健康管理や災害時の対応などでも、国民自らが診療・服薬の履歴を把握するニーズも大きい。医療の高度化には医学研究の発展が不可欠だが、個人の医療データの蓄積を活用することで、医学研究の発展や医療の高度化など社会全体の利益にもつながる。

2. 医療保険のオンライン資格確認の導入

- 正しい被保険者資格の提示を確保し、資格確認を確実に行うことは、資格喪失等によるレセプトの返戻事務をなくすとともに、適切な診療報酬の支払いにより医療サービスの基盤を維持し、公的保険制度の公正な利用の確保のために必要なものである。
- オンライン資格確認は、ICカードの二重投資を避け、広く社会で利用される情報インフラを安全かつ効率的に活用する観点から、マイナンバー制度のインフラと医療保険の既存のインフラをうまく組み合わせ、個人番号カードの活用を基本とすることが合理的である。導入の初期費用や運営コストを精査しつつ、保険者・医療関係者と協議・検討を進め、平成30年度から段階的に導入し、平成32年までに本格運用を目指して、準備を進めていく必要がある。円滑に導入できるよう、本格運用までの間に、一定期間のテスト運用も実施する必要がある。

3. 医療等分野の情報連携の識別子（ID）の体系、普及への取組

- 医療等分野の情報連携に用いる「地域医療連携用ID（仮称）」は、オンライン資格確認と一体的に管理・運営するのが効率的であるなど、支払基金・国保中央会が発行機関となることに合理性がある。「地域医療連携用ID（仮称）」は、患者本人を厳格に確認した上で利用する観点から、個人番号カードによる資格確認したときに、保険医療機関等に発行する仕組みが考えられる。
- ただし、個人番号カードを持たない患者も医療連携は必要であり、過渡的な対応として、現在の保険証番号に代えて、保険者を異動しても変わらない「資格確認用番号（仮称）」を健康保険証で読み取るなど、個人番号カードがない場合でも資格確認できる仕組みを用意すべき、との意見があった。一方、公的個人認証の仕組みは安全・確実に本人確認を担保できるが、個人番号カード以外の方法はなりすましを完全に排除できないので、安易に他の方法をとるべきではない、との意見があった。
- 国民自らが医療情報を活用する目的や意義について成熟した理解も必要であり、教育の場を含め、様々な機会を活用して、国民への周知に取り組むことが求められる。本人の健康や受診歴も把握できるポータルサービスなど、国民自身がメリットを享受できるような仕組みにつなげていくことで、医療・介護の効率的な提供や保険財政への国民の理解と納得が浸透していくことが期待される。

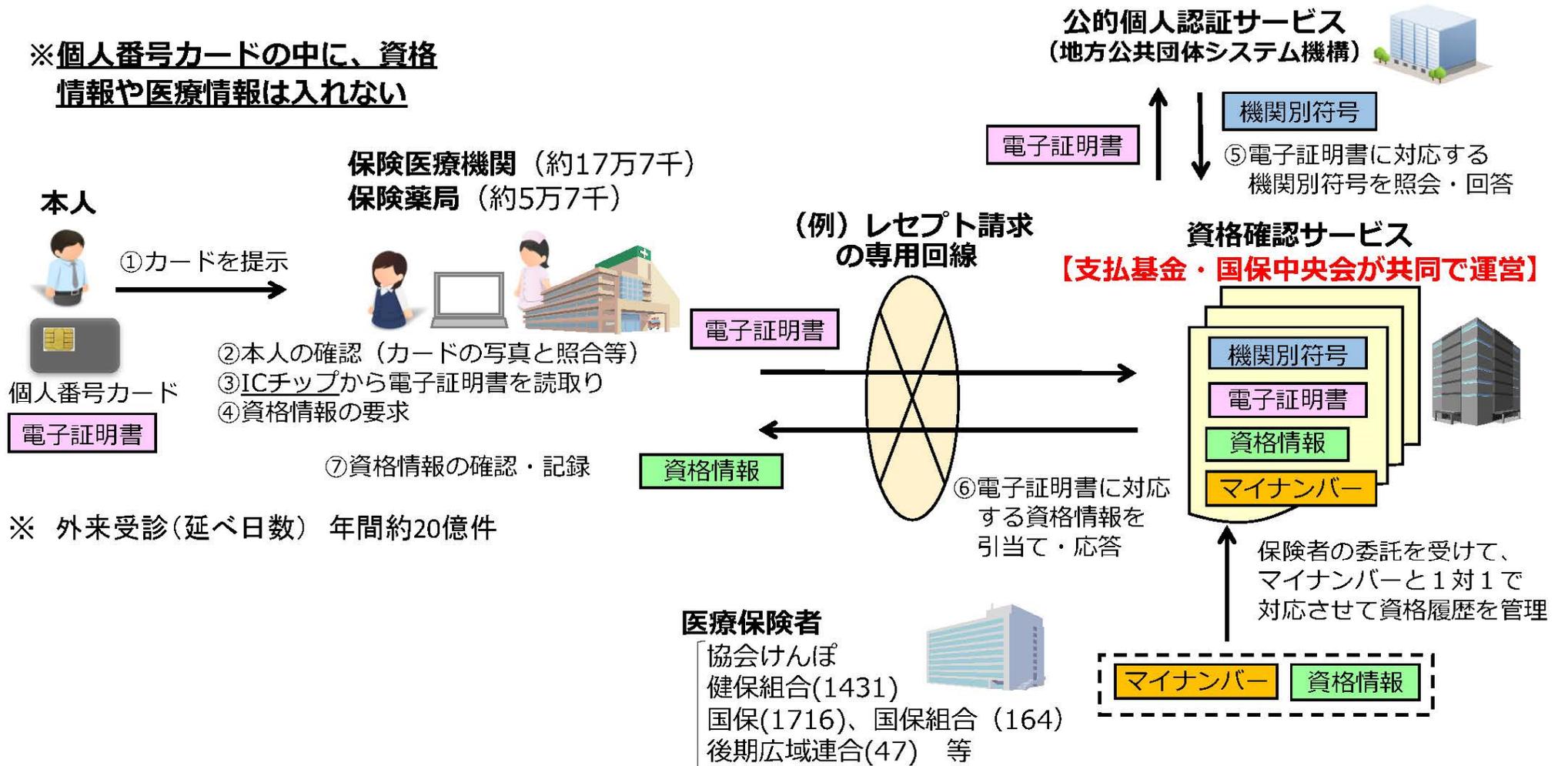
（医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書 概要/参考資料 2015年12月10日）

2. 個人番号カードと保険証の「一本化」

医療保険のオンライン資格確認の仕組み（イメージ）

- マイナンバー制度のインフラと医療保険の既存のインフラをうまく組み合わせることで、安全で効率的な資格確認の仕組みを整備することができる。
- 公的個人認証の仕組みを活用して、保険医療機関等は、個人番号カードから電子証明書を読み取り、資格確認サービスを運用する社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会に資格情報の照会・確認を行う。

※個人番号カードの中に、資格情報や医療情報は入れない

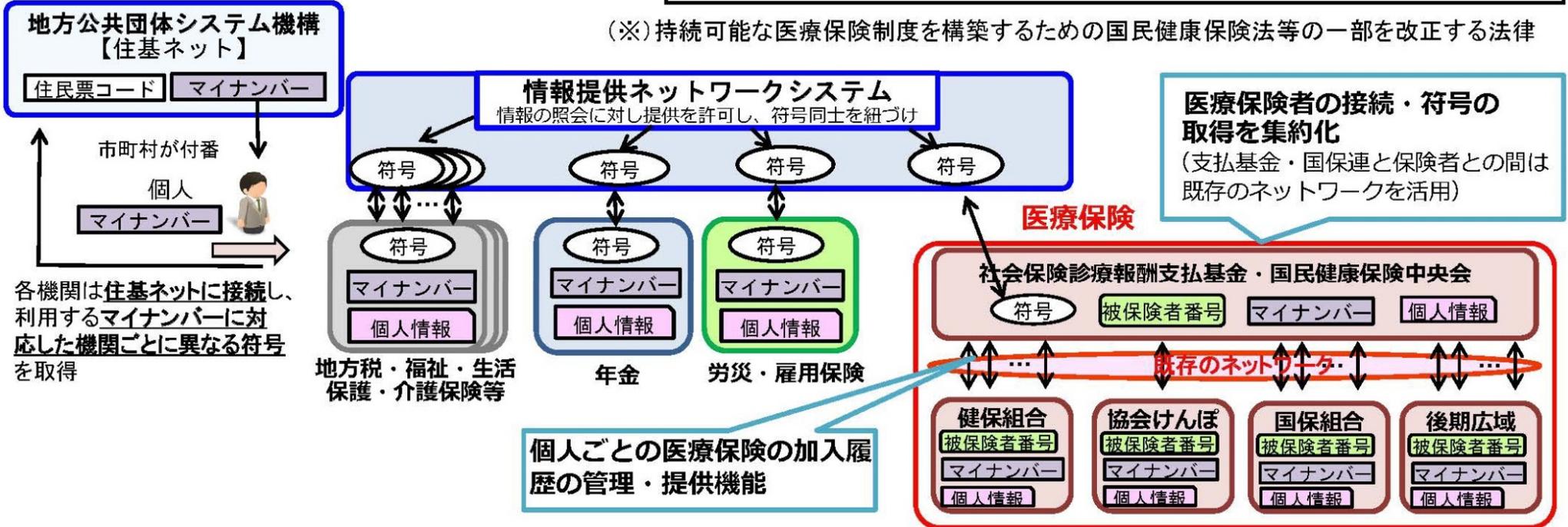


※ 外来受診(延べ日数) 年間約20億件

3. 医療情報の情報提供NWSへの接続

保険者事務の支払基金・国保連への共同委託の法的整備 (平成27年国民健康保険法等改正)

- 個人番号制度の施行に伴い、保険者は住基ネットに接続して符号を取得し、情報提供ネットワークへの接続が必要。
→ 保険者が個別に接続するとコスト大
※ 被保険者が異動するつど住基ネットに接続して符号を取得し、保険者ごとに住基接続の固定費や体制確保が必要。
- 支払基金と国保連が保険者の委託を受け、住基ネットと情報提供ネットワークに一元的に接続し、保険者の負担を軽減。
- あわせて、医療保険の加入履歴の管理・提供機能により、保険者間での情報連携を効率化。
※ 国保の資格取得申請時の資格証明書の添付省略等
→ 保険者が保険給付、保険料徴収等に関する情報の収集、利用等に関する事務を支払基金又は国保連に共同して委託できることとする等の法律改正を行う (平成27年5月成立・公布。平成28年4月施行)



※情報ネットワークとの接続(符号の取得等)は便宜上、支払基金が行う

※被保険者番号は、被保険者証記号・番号が個人毎に付与されている場合は記号・番号を、世帯毎等で同一の場合は記号・番号に枝番等を付番して利用。

(4) 公的個人認証(電子証明書)とは

◇ザックリ言うと、電子的な印鑑登録・印鑑証明

※番号制度の仕組みの一つとしての「本人確認」とは別

◇印鑑登録証明とは

- 1) 実印と印鑑登録証の所持者は本人であるとする人格の同一性を確認する手段
- 2) 実印の押捺された文書に印鑑登録証明書を添付することによって、その文書が真正に成立していることを担保する手段

※印鑑登録証明書＝実印の印影を市町村に登録(自治事務)

◇電子証明書とは、電子申請の際に1)2)を実現するための手段

公開鍵暗号方式を利用して電子署名を行い、成りすましや改ざんを防止

◇公的個人認証サービス(JPKI: Japan Public Key Infrastructure)とは

2002年12月「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」成立

→2004年1月29日利用開始

署名用電子証明書(e-Taxなど電子署名で使用)、利用できるのは公的機関のみ

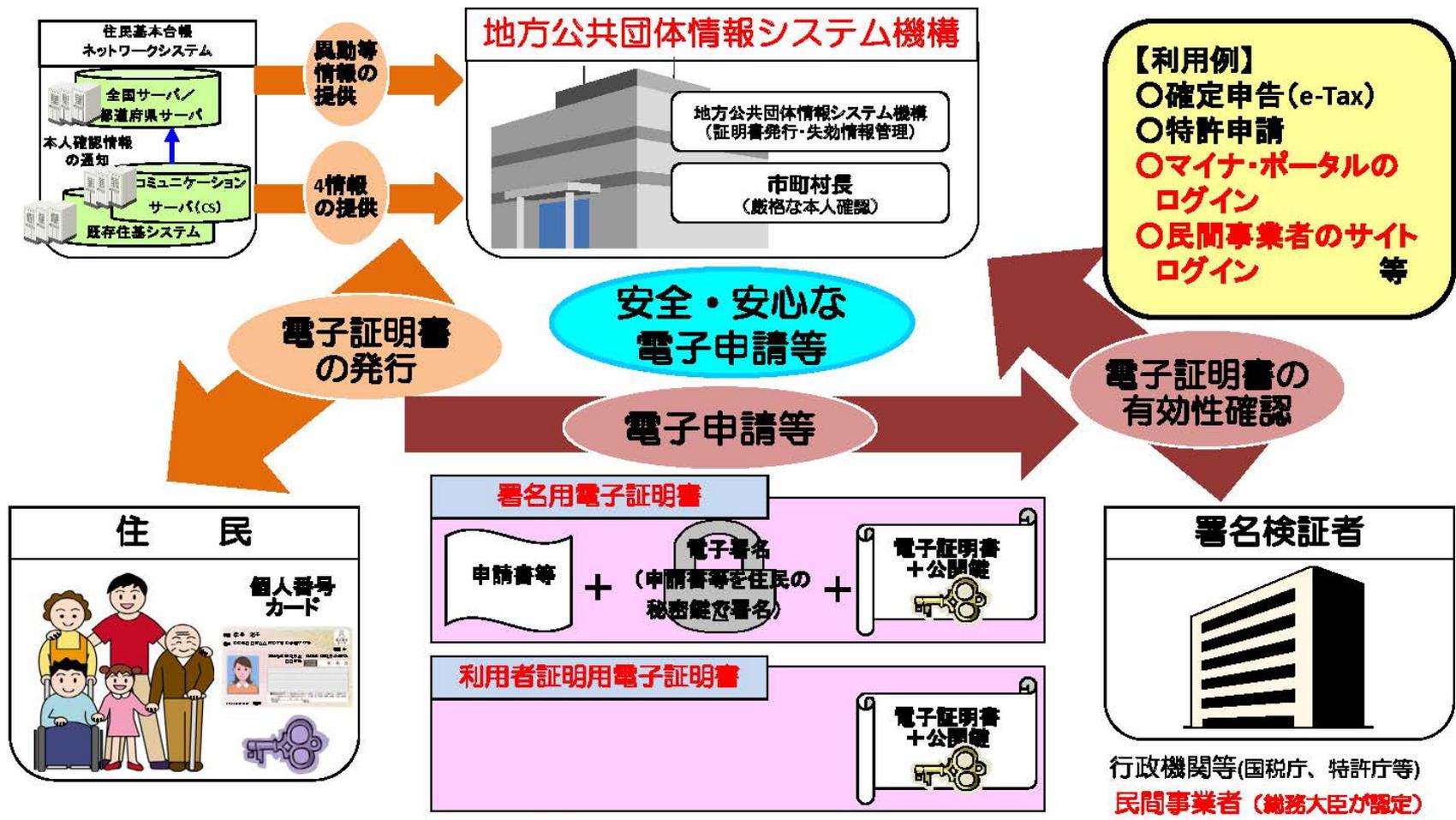
※民間は2000年5月に、電子署名及び認証業務に関する法律施行

◇2013年5月、番号関連4法の一つの整備法で公的個人認証法が改正

- 1) 対象を民間事業者へ拡大(2016年2月12日 総務大臣が3社を認定)
- 2) 利用者証明用電子証明書を新設(ネットでログインする際の本人認証)

公的個人認証サービスの概要について

- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数：約313万件（平成27年11月末現在）



電子証明書とは？

参考12

電子証明書イメージ

基本領域

フィールド	値
バージョン	V3
シリアル番号	1234567890
署名アルゴリズム	Sha-1WithRSA
有効期間(開始) *データは英数字	2001年5月1日
有効期間(終了) *データは英数字	2004年4月30日
発行者(issuer)	
country	JP
organization	Japanese Local Government
common name	Governor of ○○ Prefecture
所有者(subject)	
country	JP
stateOrProvinceName	○○ Prefecture
localityName	×× City
commonName	Yamada Taro, 19801003, M, ...
公開鍵	(RSA1024ビット)

拡張領域

フィールド	値
本人情報	
(姓)	山田
(名)	太郎
(生年月日)	1980年10月3日
(性別)	男
(住所)	○○県××市...

証明書ポリシーに関する情報

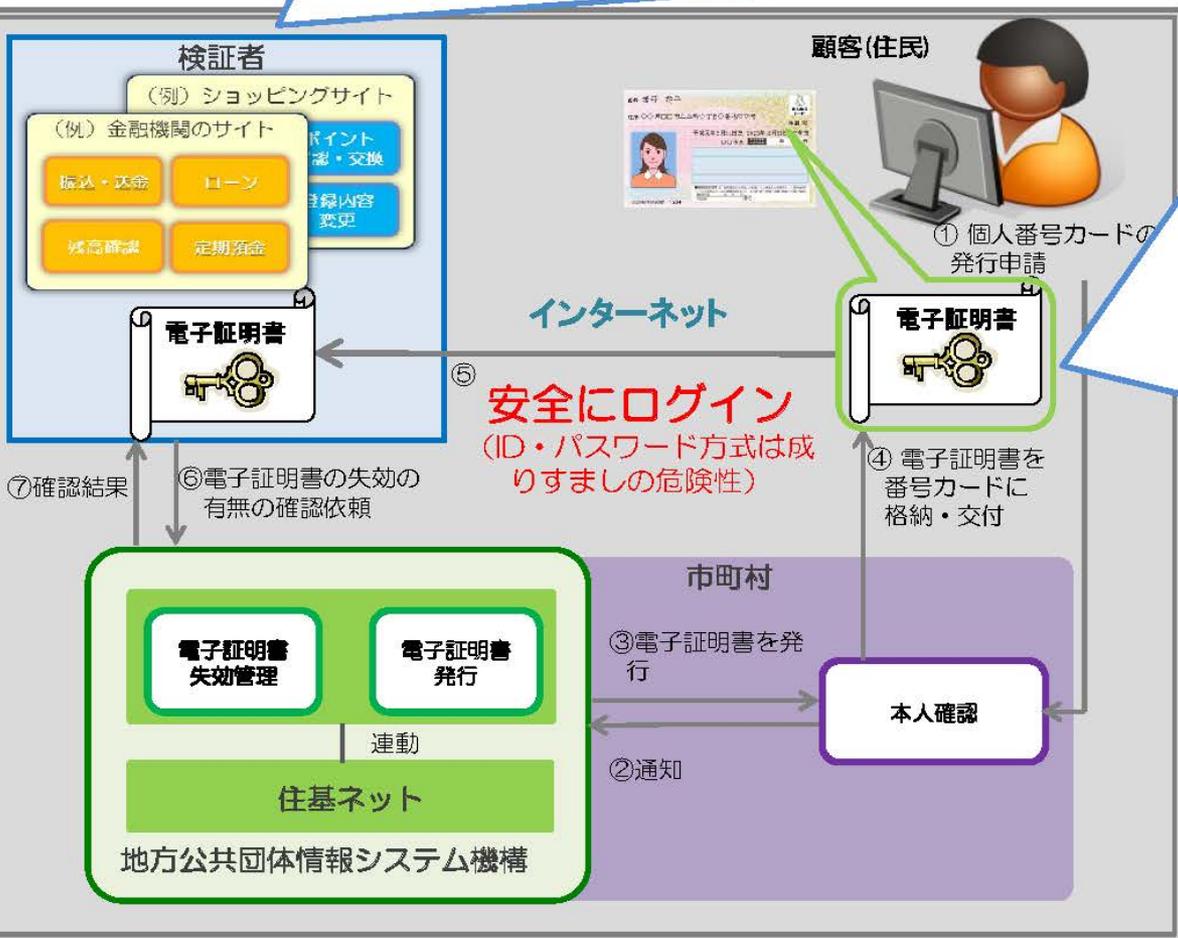
証明書発行・失効情報管理機関の電子署名

（「地方公共団体による公的個人認証サービス制度の創設について」平成14年2月28日資料12）

公的個人認証サービスのイメージと改正内容

【改正点①】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大（平成28年1月～）
 （＝検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大）



【改正点②】

電子証明書は2種類。

◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名

インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書<新規>

【電子版の顧客カード】



電子利用者証明

インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書(既存)

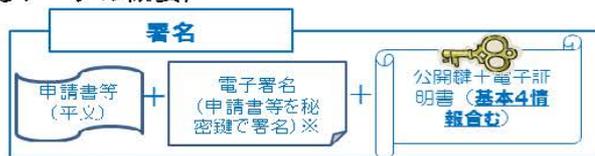
(性質)

インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第9条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

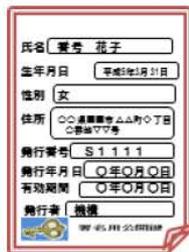


署名用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)

インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



利用者証明用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

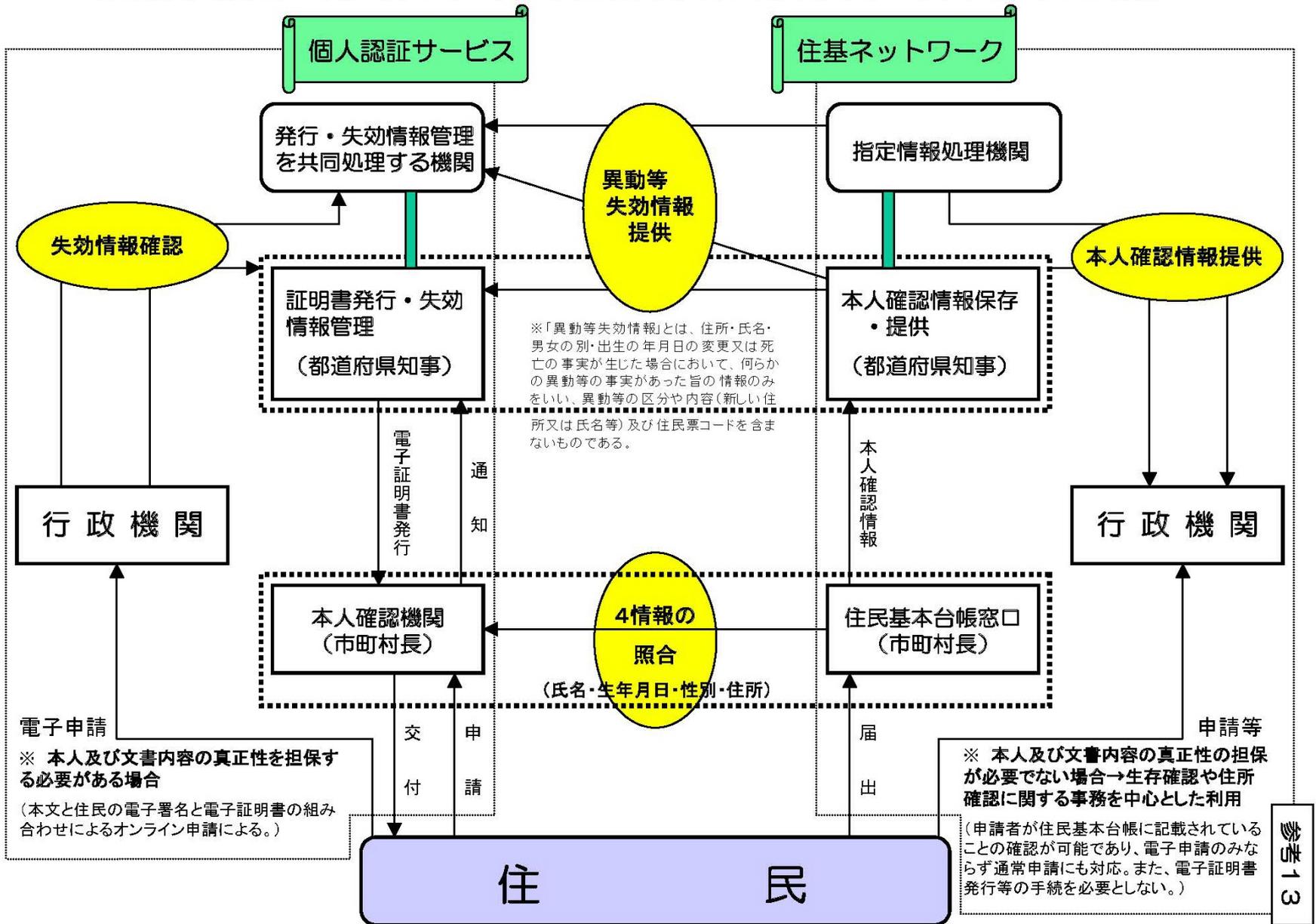


※基本4情報の記録なし

住基ネット、マイナンバー制度、公的個人認証

- ◇住基ネットと公的個人認証は、もともと別の制度
 - ・住基ネット＝住民基本台帳法・・・居住関係を公証する制度
 - ・公的個人認証＝本人であることと文書の真正性を認証（印鑑登録に相当）
- ◇住基ネットと関連づけて公的個人認証制度が作られた
 - ・電子証明書の失効情報を住基ネットの都道府県保存本人確認情報から提供
 - ※市町村が失効確認する仕組みにすれば住基ネットは不要だった
 - ・電子証明書の格納媒体として、住基カードを指定
 - ※法律では他の媒体も想定していたが、指定されたのは住基カードのみ
- ◆マイナンバー制度と公的個人認証は、そもそも別の目的・仕組み
 - ・マイナンバー制度＝情報連携のための制度
 - ・公的個人認証＝本人であることと文書の真正性を認証
- ◆電子証明書の格納媒体として個人番号カード
 - （電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 第三条4）
 - 「総務省令で定める電磁的記録媒体」も可（スマートフォンへの格納が総務省個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会で検討中）
- ◆電子証明書（のシリアル番号）と情報連携用符号を紐付け
 - 番号法の規制とは無関係に利用拡大可能と宣伝・・・法的な規制が不明確

【公的個人認証サービスのシステムの一試案と住民基本台帳ネットワークシステムとの関係】



(5)総務省のマイキー・プラットフォーム構想

個人番号カード・公的個人認証の民間開放

マイキープラットフォーム構想の概要

○ マイキープラットフォーム構想とは

マイナンバーカードのマイキー部分（公的個人認証とICチップの空きスペースの部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービス呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤をマイキープラットフォームと呼び、これを利用して行政の効率化や地域経済の活性化につながる具体的道筋を明らかにするもの。

○ 検討の前提

マイキープラットフォーム構想の検討は、以下の留意点を前提とする。



- ◇ マイナンバー法で規定された、税・社会保障・災害にしか使えないマイナンバーの部分とは無関係であること。
- ◇ マイキーIDは、希望する者が自ら作成できるものとする。
- ◇ マイナンバーカードやマイキープラットフォームには、マイキーIDを搭載するが、図書の出し入れ履歴や物品の購入履歴等の情報は保有できないこと。
- ◇ マイキーの行政窓口や店頭での活用においては、カードリーダーを利用し、行政窓口職員や店員等にはカードを手渡すことはないこと。

マイナンバーカードのマイキー部分について

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例: 金融機関におけるインターネットバンキング等

- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号 R2222
発行年月日 〇年〇月〇日
有効期間 〇年〇月〇日
発行者 機構



利用者証明用公開鍵

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く利用が可能

マイキー部分



忠犬マイキー

総務省職員が「忠犬」を イメージしてデザイン

総務省では、マイナンバーカードに搭載されるICチップの空き領域と公的個人認証(いわゆる「マイキー」)を象徴するキャラクターとして、広報用ロゴマーク「マイキーくん」を作成いたしました。……

「マイキー」部分のうち公的個人認証制度の根幹をなす“鍵”を确实・誠実に守る忠犬の姿をイメージして、当省職員がデザインしたものです。また、「マイキーくん」の両目と手に持った鍵とを順番に読むと、「JPKI」(公的個人認証の英訳の略称)の文字が浮かび上がるような仕掛けもしております。(総務省サイトの説明より)

公的個人認証サービス
広報用キャラクター



愛称

「マイキーくん」

本音は、マイナンバー・カードを国家の忠犬であることを示す鑑札とイメージ？

3段階で利用を拡大

地域活性化戦略の基本的な考え方（概要）（案）

- ・ マイナンバーカードには、マイナンバーを使わずに民間利用が可能な電子証明書やICチップの空き領域、マイキーと呼んでいる部分がある。
- ・ このマイキー部分を活用し、様々なサービス呼び出す仕組みと、自治体ポイント管理する仕組みを、自治体の共同システム（クラウド）として構築。
- ・ 全国の自治体で、商店街などと連携し地域の消費喚起に資する様々な取り組みが容易になると期待。

3つのステップ

1. 現在、各自治体では、多くの種類のカードを発行。

- ・ 公共施設等の利用者カード（図書館、美術館など）
- ・ 自治体ポイントカード（子育て支援、介護ボランティアなど）

↳ まず、これをマイナンバーカード1枚で利用できるようにマイキープラットフォーム（自治体の共同システムによるID管理テーブル）を構築

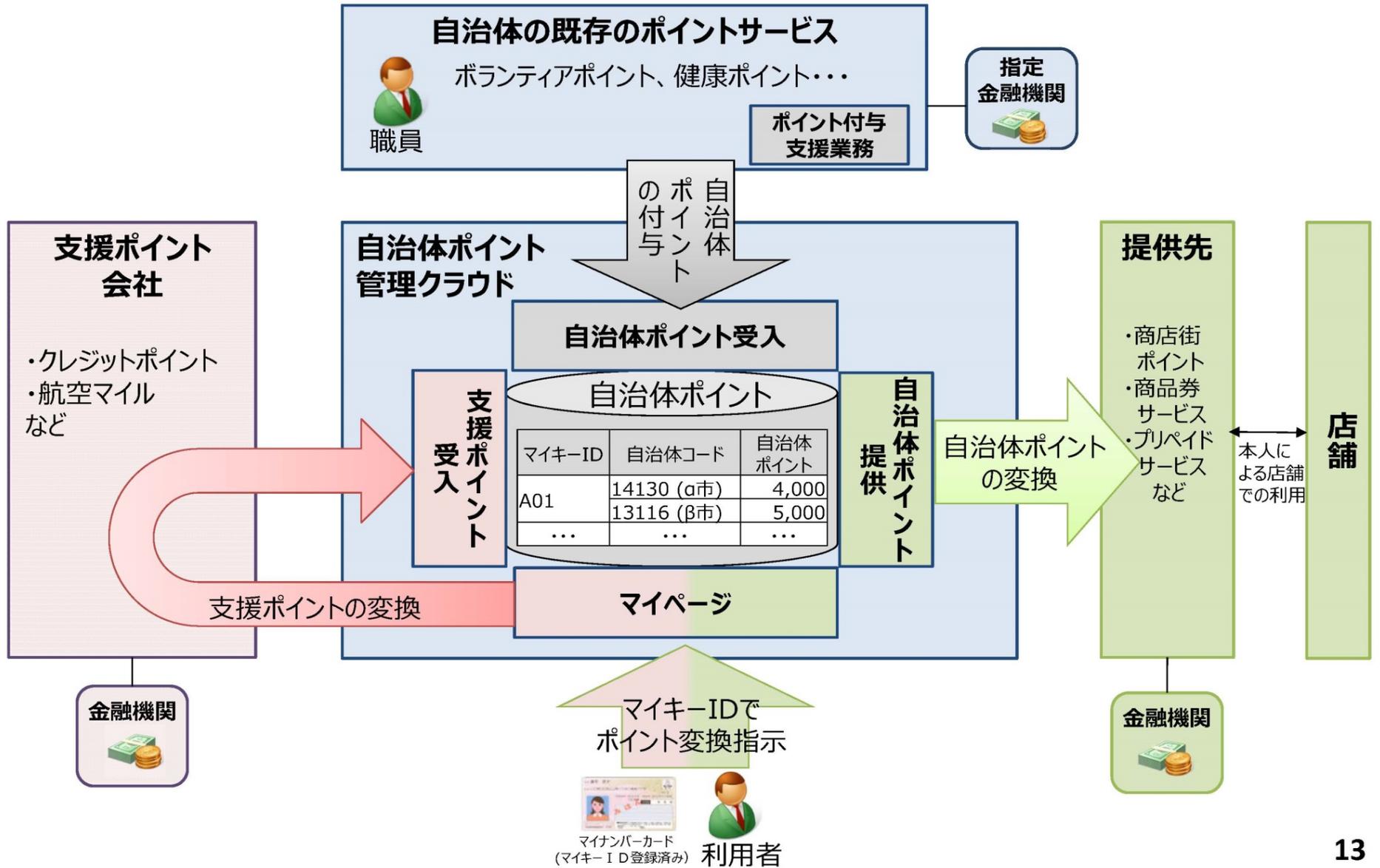
2. 次に、各種サービスを支援するシステムを共同利用により集約。住民視点でのサービス連携と大幅なコスト削減。特に、各自治体のポイント管理システムのクラウド化。

↳ 経費率を大幅に下げ、住民への還元率を向上。商店街などで使える自治体ポイントの増加が期待。

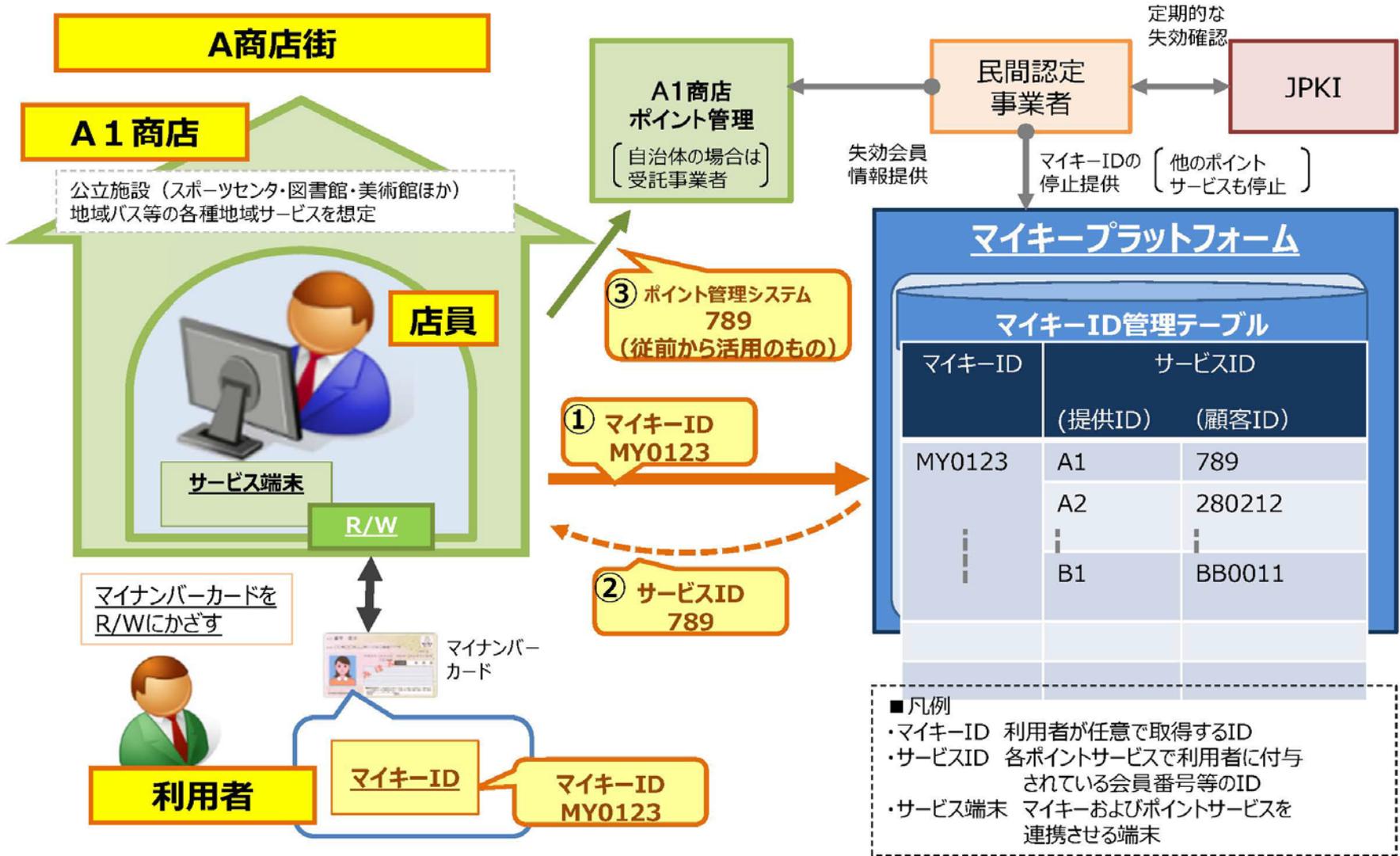
3. さらに、クレジットカードや航空会社などの協力で、たまったポイントで地域を支援できるようにする。

↳ 自治体ポイント管理の共同システム（クラウド）の構築。相当程度の民間資金が地域に導入されることが期待。（クレジットカードと航空会社だけで毎年3千億円分ほどポイント発行）

自治体ポイントに係る機能概要（素案）



マイキープラットフォーム利用のイメージ (素案)



マイキーIDとその継続利用

JPKI(公的個人認証)を活用し認証することで、1人1マイキーIDに制限

マイキーIDと登録の方向性（素案）

マイキープラットフォームを用いたマイキーIDの設定、登録に関して、以下の方向で検討中。

・マイキーIDとは

マイキーIDは、交付済のマイナンバーカードに格納されている利用者証明用電子証明書の既定のランダム文字列（14ケタ）を活用することが可能。この場合、受付端末識別記号（9ケタ）とあわせて一意性を担保する。

また、マイキープラットフォームを通じて、利用者が他者と重複しない任意のID（14ケタ）を設定・仮登録したうえで、市区町村窓口にて、マイナンバーカードに格納されている交付済みの利用者証明用電子証明書のランダム文字列を上書することでマイキーIDとして活用することが可能。

・マイキーIDの継続性

既定のランダム文字列をマイキーIDとして活用する場合、利用者証明用電子証明書の失効（5回目の誕生日等）にともない、マイキーIDは新たなランダム文字列に切り替わり、サービスID等との連携は、新たなマイキーIDに引き継がれる。

また、本人が設定したマイキーIDを活用する場合、利用者証明用電子証明書が失効（5回目の誕生日等）されても、設定したマイキーIDおよびサービスID等との連携は、そのまま引き継がれる。

公的個人認証を使った情報連携の問題点^{107]}

- * マイナンバーに適用される法規制の枠外で広範に利用
「マイナンバーとは無関係」の強調、民間利用を前提
「任意取得のカードで本人申請による利用だから」論？
- * 「符号」を使った情報連携についての規制は曖昧
現状は利用事務(別表第一)の一部が連携事務(別表第二)になっているが、
法的には別表第一以外の事務を別表第二で規定可能
- * 当初のマイナンバー制度の趣旨・説明と相違
「社会保障・税・災害での利用」ではない。「大綱」や「概要資料」にない利用。
全体像が市民に説明されないまま、総務省－自民党主導でなし崩し既成事実化
- * 公的個人認証サービスの趣旨と違う
本来、電子証明書をつかった自らの意思による本人認証の制度
but 発行番号を世代管理し生涯追跡可能な唯一無二の個人識別・管理手段として利用
- * 情報連携で重要なのは、「符号」につながるか否か
マイナンバーが使われるか否かではない
「マイキーID」等と「符号」がひも付けされると
- * 最高裁住基ネット「合憲」判決に抵触しないか
カードを使った個人の動態(どこで何をしているか)が把握可能に

電子証明書は5年更新⇒変更の履歴管理⇒個人識別¹⁰⁸⁾

利用者証明用電子証明書の新旧シリアル番号の紐付け実現について(イメージ)

(平成29年1月サービス提供予定)

課題



Aさん

署名用

Aさん

シリアル1

利用者証明用

シリアルA



・オンラインショップ
・ネットバンク など

民間事業者(署名検証者)

利用申込時(初回)

署名用電子証明書(シリアル1)でサービスの登録を申込

サービスDBに登録

シリアル1 Aさん シリアルA ※

※機構より入手可能

利用時(2回目以降)

利用者証明用電子証明書(シリアルA)でログイン

成功(シリアルAがAさんとわかる)

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 更新等
(シリアルA ⇒ シリアルB に)

利用者証明用
シリアルB

× シリアルBがAさんとはわからない
⇒ 利用申込からやり直す必要

H29年1月以降(新旧シリアル番号紐付け機能の実現)

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書(シリアルB)でログインを試みる

シリアルBのひとつ前のシリアルを機構に照会

⇒ 機構はシリアルAと回答※

⇒ シリアルB ⇔ シリアルA ⇔ Aさんとわかる。

※当該やりとりのために機構が認証業務情報を利用できることについて利用申込時に本人同意を得ることが必要

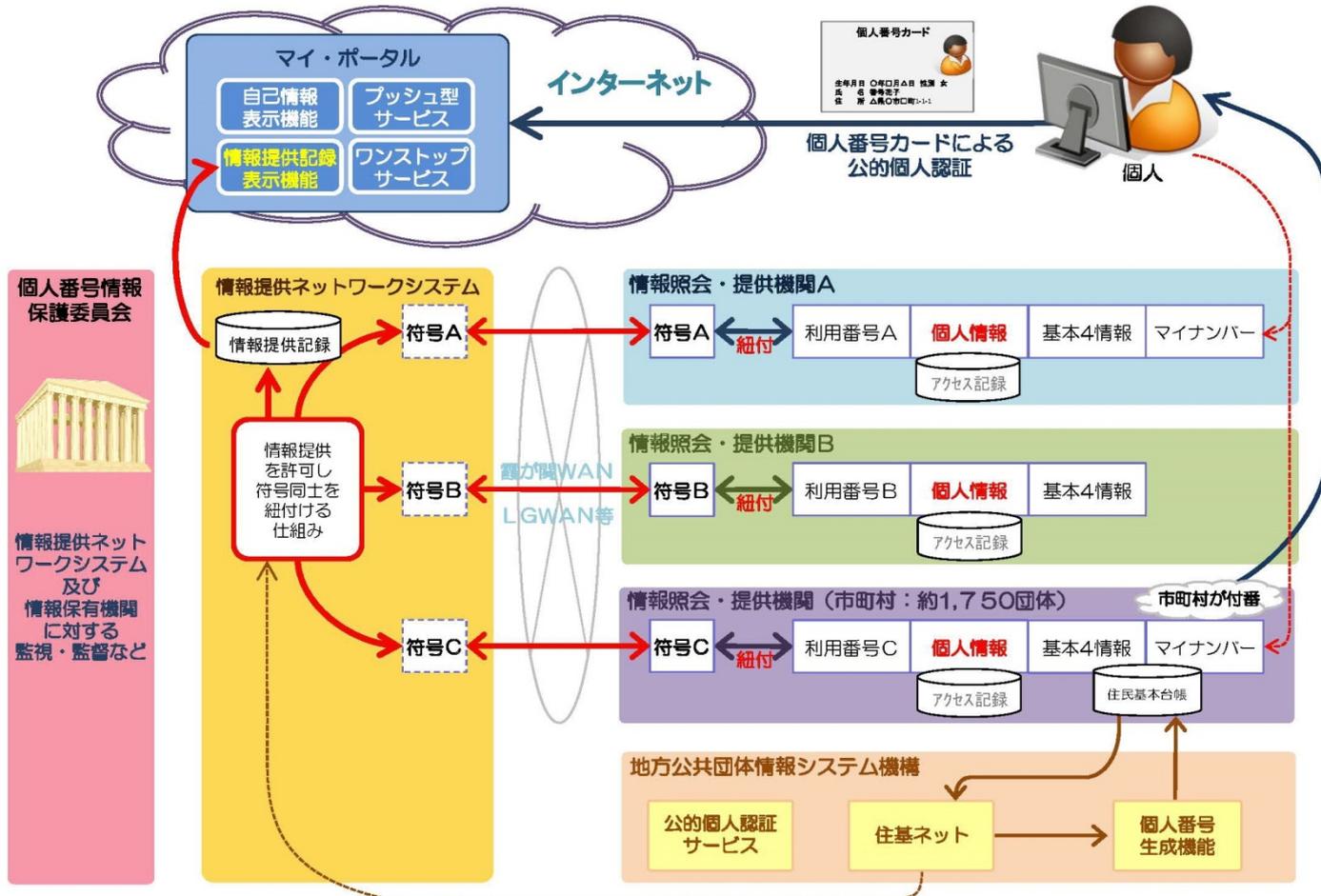
シリアル1 Aさん シリアルA シリアルB

23

マイナンバーを使わない情報連携は当初から構想？

番号法第三条(基本理念) 4 ……社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、……行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う**特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大**する可能性を考慮して行われなければならない。

※番号法国会審議に提出された説明資料
情報照会・提供機関Bは、マイナンバーを保有せずに、情報提供ネットワークシステムを利用



「番号(マイナンバー)」を使用しない情報連携の法的規制 [110]

(7) 国会審議に提出された政府の情報連携イメージ図では、「情報照会・提供機関B」で個人番号(マイナンバー)を付番しない情報連携が示されている。これについて政府参考人は、「将来のことも含めた、こういうふうなことができるのではないかというもののイメージでございまして、現行の法案につきましては、個人番号のない者が情報ネットワークシステムを利用することはできないことになっております。」と述べ、医療の身体情報に別番号を使うことを例に「Bのパターンは、今の番号制度を広げる場合に、同じ個人番号を使わずに別の番号を使った場合でも、一対一の対応関係さえつければ情報ネットワークシステムは使えますので、そういう場合のことを想定したもの」と説明している(衆議院内閣委員会2013年4月3日)。

ウ. 別表第二が「番号(マイナンバー)」を使用する事務を指す場合、**「番号(マイナンバー)」を使用しない事務で情報連携する場合は、法的にはどのように規制されるのか。**

ウ. 別表第二の第二欄の事務は、情報提供ネットワークシステムを使用して第四欄の特定個人情報の提供を求めることができる事務について規定されているもので、個人番号(符号を含まない)を利用する事務に限られたものではありません。すなわち、個人番号を利用しない事務において情報連携を行う場合には、別表第二を改正して、当該事務を追加しなければならないこととなります。

エ. 以上と関連して、番号法第3条第4項では、行政機関等が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならないとしているが、この**「特定個人情報以外の情報の授受」とは何か**、説明されたい。

エ. 「特定個人情報以外の情報の授受」とは、特定個人情報以外の個人情報の授受を行うことです。この規定の趣旨は、情報提供ネットワークシステムが個人情報の保護に十分配慮され、安全性及び信頼性が確保されたものであることが求められていることから、その構築に当たっては、将来的に、特定個人情報以外の個人情報の授受についても活用する可能性を考慮して行われなければならないというものです。

なお、特定個人情報以外の個人情報の授受に情報提供ネットワークシステムを活用することについては、附則第6条第1項に基づき、法律の施行後3年を目途として、制度の施行状況等を踏まえつつ、必要があれば行うこととされています。

やぶれっ！住基ネット市民行動「共通番号制度の仕組み等に関する質問書」(2013年9月9日)と
内閣官房社会保障改革担当室の回答」(平成25年10月16日)

カードの使用歴がデータベースに残ると

[111]

大阪高裁住基ネット違憲判決と最高裁判決

◆平成18年11月30日大阪高裁判決(平成16(ネ)1089)

「住民が住基カードを使ってそれらのサービスを受けた場合には、その記録が行政機関のコンピュータに残り、それらの記録を住民票コードで名寄せすることも可能である。……行政機関において、住民個々人の個人情報が入り混じりながら集積され、それがデータマッチングや名寄せされ、住民個々人の多くのプライバシー情報が、本人の予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険が相当あるものと認められる」(83～84頁)

(杉並区トップページ> 区政情報> 政策> 住基ネット> 住基ネット訴訟> 東京高裁・第4回口頭弁論> 甲第72号証)

◆平成20年3月6日最高裁判決文(平成19(オ)403)

「(原審は)住民が住基カードを用いて行政サービスを受けた場合、行政機関のコンピュータに残った記録を住民票コードで名寄せすることが可能であることなどを根拠として、住基ネットにより、個々の住民の多くのプライバシー情報が住民票コードを付されてデータマッチングされ、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される具体的な危険が生じていると判示する。

…しかし…システム上、住基カード内に記録された住民票コード等の本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組みになっているというような事情はうかがわれない。」(11～12頁)

(裁判例情報 http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=35933)

参照したスライドの出典・URL

○このスライド集に収録・部分引用したスライドの出典・URL です(2016.8.18 現在)。

政府がインターネット上で公開する資料は一定時間で削除されるため、原スライドのファイルを政府機関の web サイトで入手できなくなっていることがあります。そのようなスライドについては、市民グループのサイトに収録されていればその URL を記載しました(URL で政府機関のサイトではないことが確認できます)。

○政府機関作成のそれぞれのスライドは、別の資料の中で繰り返し再利用され、その際内容が更新されることがあります。このため URL で示したスライドは必ずしも最新のものとは限りません。ご注意ください。

○以下の一覧に URL がないスライドは、報告者が作成したものです。

◆スライド6 マイナンバー制度の導入趣旨

<http://www.e-kanoya.net/htmbbox/jyouhou/mynumber/gaiyou.pdf>

マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料平成 27 年 11 月版(内閣官房)PDF2 枚目-p1

◆スライド8 番号制度の仕組み/マイナンバー制度の仕組み

<http://www.e-kanoya.net/htmbbox/jyouhou/mynumber/gaiyou.pdf>

マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料平成 27 年 11 月版(内閣官房)PDF4 枚目-p3

◆スライ9 マイナンバーの利用範囲

<http://www.e-kanoya.net/htmbbox/jyouhou/mynumber/gaiyou.pdf>

マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料平成 27 年 11 月版(内閣官房)PDF8 枚目-p7

◆スライド11 マイナンバーの利用例

<http://www.e-kanoya.net/htmbbox/jyouhou/mynumber/gaiyou.pdf>

マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料平成 27 年 11 月版(内閣官房)PDF20 枚目-p19

◆スライド17 安心・安全の確保

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai1/sankou.pdf

マイナンバー社会保障・税番号制度平成 26 年 2 月(内閣官房)PDF15 枚目-p14

◆スライド18 マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000393493.pdf

個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ(第 1 回)

資料 2 マイナンバー制度について 2015 年 11 月 5 日(総務省)PDF4 枚目-p3

◆スライド22 マイナンバー制度導入のロードマップ(案)

http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/116_shiryoy1.pdf

マイナンバー制度開始説明会(経団連主催)2015 年 12 月 14 日 マイナンバー制度の開始について(内閣官房社会保障改革担当室審議官・向井治紀)PDF7 枚目-p6

◆スライド23 マイナンバー制度における情報連携の概要

<http://www.e-kanoya.net/htmbbox/jyouhou/mynumber/gaiyou.pdf>

マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料平成 27 年 11 月版(内閣官房)PDF9 枚目-p8

◆スライド25 情報提供ネットワークシステム、特定個人情報保護評価

<http://yabure.kokuseki.info/cns/explanatory/material2015-3.pdf>

平成27年度 社会保障・税番号制度担当者説明会資料 資料 3 特定個人情報の適正な取扱いについて(特定個人情報保護委員会)PDF9 枚目-p8

◆スライド26 符号生成・情報連携イメージ

<http://yabure.kokuseki.info/cns/explanatory/material2015-2-1.pdf>

平成27年度 社会保障・税番号制度担当者説明会 資料 資料 2-1 自治体中間サーバーの整備等の状況について(総務省)PDF3 枚目-p2

◆スライド30 図 2.3-1 情報提供業務の実施手順(概要)

<http://www.bango-iranai.net/opinion/temp/20131111ChotatsuShiyo.html>

△この URL は臨時のもので、後日変更する予定です(変更後もこの URL からのアクセスはできます)

情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務調達仕様書(案)2013 年 11 月 PDF p2-10

◆スライド31 社会保障・税番号制度における情報連携の全体像

http://www.soumu.go.jp/main_content/000393493.pdf

総務省個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ(第 1 回)

資料 2 マイナンバー制度について 2015 年 11 月 5 日(総務省)PDF22 枚目-p21

◆スライド33 社会保障・税番号制度に係る情報システムの全体像(イメージ)

<http://yabure.kokuseki.info/cns/explanatory/material2015-1.pdf>

平成27年度 社会保障・税番号制度担当者説明会 資料

資料 1 地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入について(総務省)PDF5 枚目-p4

◆スライド34 地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間サーバー)のポイント<第2章第3節>

スライド 35 中間サーバーが保有すべき情報

<http://yabure.kokuseki.info/cns/explanatory/material2013.pdf>

平成25年度 全国担当者説明会・研修会資料

資料 1-4 社会保障・税番号制度と住基ネット等について(総務省)PDF87 枚目-p21

◆スライド36 団体内統合宛名システム等の整備について(1/2)

<http://yabure.kokuseki.info/cns/explanatory/material2013.pdf>

平成25年度 全国担当者説明会・研修会資料

資料 1-5 社会保障・税番号制度に係る地方公共団体におけるシステム整備に係る予算対応について(総務省)PDF130 枚目-p3

◆スライド 37 団体内統合宛名システム等の整備について(2/2)

<http://yabure.kokuseki.info/cns/explanatory/material2013.pdf>

平成25年度 全国担当者説明会・研修会資料

資料 1-5 社会保障・税番号制度に係る地方公共団体におけるシステム整備に係る予算対応について(総務省)PDF131 枚目-p4

◆スライド 38 各システムの調達範囲

<http://yabure.kokuseki.info/cns/explanatory/material2013.pdf>

平成25年度 全国担当者説明会・研修会資料 資料 1-2 地方公共団体における情報システムについて

◆スライド 39 ②-2 地方公共団体の中間サーバーの共同化・集約化(イメージ)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000314021.pdf

総務省個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会(第1回)2014年7月14日

資料 2 マイナンバー制度について PDF34 枚目-p32

◆スライド 44 マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

<http://www.e-kanoya.net/htmbbox/jyhouhou/mynumber/gaiyou.pdf>

マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料平成27年11月版(内閣官房)

PDF11 枚目-p10

◆スライド 45 情報管理をどうするか

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/h220629_matome.pdf

社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ 2010年6月29日 PDF4 枚目-p3

◆スライド 46 実務検討会中間整理では番号とデータに分けて検討

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/h220629_matome.pdf

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会 中間整理 2010年12月3日 PDF 11 頁

◆スライド 50 オーストリア:セクトラル方式

<http://www.i-ise.com/jp/report/NationalID20101213.PDF.pdf>

海外における国民IDの動向～日本での導入に向けた考察～ 2010年12月13日 (株)国際社会経済研究所 小泉雄介 PDF60 枚目-p60

◆スライド 51 オーストリア:分野をまたがったデータ照会

<http://www.i-ise.com/jp/report/NationalID20101213.PDF.pdf>

海外における国民IDの動向～日本での導入に向けた考察～ 2010年12月13日 (株)国際社会経済研究所 小泉雄介 PDF65 枚目-p65

◆スライド 57 カード管理システムの中継サーバに生じた障害等について(1/2)

<https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/2140/1/j-lispress160622.pdf>

報道資料「カード管理システムの中継サーバに生じた障害等について」(地方公共団体情報システム機構 J-LIS 2016年6月22日)PDF1 枚目-p1

◆スライド 58 カード管理システムの中継サーバに生じた障害等について(2/2)

<https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/2140/1/j-lispress160622.pdf>

報道資料「カード管理システムの中継サーバに生じた障害等について」(地方公共団体情報システム機構 J-LIS 2016年6月22日)PDF2 枚目-p2

◆スライド 62 I-2-⑩ 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定イメージ①

http://www.soumu.go.jp/main_content/000363664.pdf

総務省個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会(第6回) 2015年1月22日

資料 4 論点整理参考資料(第1～5回 研究会資料抜粋) PDF21 枚目-p20

◆スライド 63 独自利用事務に係る情報連携のイメージ②

http://www.soumu.go.jp/main_content/000416922.pdf

総務省個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ

(第3回) 2016年4月21日 資料 2 番号法第9条第2項の条例で定める事務に係る情報連携について PDF4 枚目-p3

◆スライド 64 番号法第9条第2項の条例で定める事務に係る情報連携について(番号法新第19条第8号)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000416922.pdf

総務省個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ

(第3回) 2016年4月21日 資料 2 番号法第9条第2項の条例で定める事務に係る情報連携について PDF2 枚目-p1

◆スライド 65 第19条第8号に基づく情報連携

http://www.soumu.go.jp/main_content/000416922.pdf

総務省個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ

(第3回) 2016年4月21日 資料 2 番号法第9条第2項の条例で定める事務に係る情報連携について PDF6 枚目-p5

◆スライド 67 情報連携の対象となる独自利用事務の事例

http://www.soumu.go.jp/main_content/000416922.pdf

総務省個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ

(第3回) 2016年4月21日 資料 2 番号法第9条第2項の条例で定める事務に係る情報連携について PDF7 枚目-p6

◆スライド 68 (続き:情報連携の対象となる独自利用事務の事例)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000416922.pdf

総務省個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ

(第3回) 2016年4月21日 資料 2 番号法第9条第2項の条例で定める事務に係る情報連携について PDF8 枚目-p7

◆スライド 73 地方税分野における番号制度の利用場面

http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/116_shiryō4.pdf

マイナンバー制度開始説明会(経団連主催)2015年12月14日 地方税分野における番号利用の開始について(総務省自治税務局市町村税課

長)PDF9 枚目-p8

◆スライド 74 (参考)情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/116_shiryo4.pdf

マイナンバー制度開始説明会(経団連主催)2015年12月14日 地方税分野における番号利用の開始について(総務省自治税務局市町村税課長)PDF11 枚目-p10

◆スライド 75 ~地方税分野における番号制度の利用場面~

http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/116_shiryo4.pdf

マイナンバー制度開始説明会(経団連主催)2015年12月14日 地方税分野における番号利用の開始について(総務省自治税務局市町村税課長)PDF10 枚目-p9

◆スライド 76 地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方税務システム)のポイント<第2章第2節③>

<http://yabure.kokuseki.info/cns/explanatory/material2013.pdf>

平成25年度 全国担当者説明会・研修会資料 資料 1-4 社会保障・税番号制度と住基ネット等について(総務省)PDF86 枚目-p20

◆スライド 77 1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai8/siryou2.pdf

IT総合戦略本部マイナンバー等分科会 第8回 2015年2月16日 個人情報の保護に関する法律 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(概要)(内閣官房) PDF5 枚目-p4

◆スライド 85 マイナンバー制度活用推進ロードマップ(案)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000393494.pdf

総務省個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ(第1回) 資料3 個人番号カードの概要について 2015年11月5日(総務省)PDF14 枚目-p13

▽上記の出典・マイナンバー制度活用推進ロードマップ(案)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai9/siryou6.pdf

IT総合戦略本部 第9回 マイナンバー等分科会 2015年5月20日 資料6 マイナンバー制度活用推進ロードマップ(案)(ふくだ内閣府大臣補佐官提出資料)PDF1 枚目-p1

◆スライド 87 (1)初期設定に係る事務

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/pdf/zenkou_hyouka.pdf

情報提供等記録開示システムの運営に関する事務 全項目評価書(内閣官房) PDF8 枚目上段-p8 上段

◆スライド 88 (2)情報表示に係る事務 ア.情報提供等記録表示

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/pdf/zenkou_hyouka.pdf

情報提供等記録開示システムの運営に関する事務 全項目評価書(内閣官房) PDF8 枚目下段-p8 下段

◆スライド 89 「日本型軽減税率制度」(案)の仕組み(イメージ)

http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/130536_3.pdf

与党税制協議会 消費税軽減税率制度検討委員会 第4回 2015年9月10日 資料3 PDF1 枚目-p1

◆スライド 90 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書(概要)

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000111017.pdf

厚生労働省 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書 概要/参考資料 2015年12月10日 PDF1 枚目-p1

◆スライド 91 医療保険のオンライン資格確認の仕組み(イメージ)

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000111017.pdf

厚生労働省 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書 概要/参考資料 2015年12月10日 PDF12 枚目-p12

◆スライド 92 保険者事務の支払基金・国保連への共同委託の法的整備(平成27年国民健康保険法等改正)

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000111017.pdf

厚生労働省 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書 概要/参考資料 2015年12月10日 PDF11 枚目-p11

◆スライド 94 マイナンバー制度の施行状況について

http://www.soumu.go.jp/main_content/000398670.pdf

総務省個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ(第2回) 資料2 個人番号カードの概要について 2016年2月4日(総務省)PDF17 枚目-p16

◆スライド 96 公的個人認証サービスのイメージと改正内容

http://www.soumu.go.jp/main_content/000378708.pdf

総務省個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会(第1回) 2015年9月29日

参考資料1-2 番号制度、個人番号カード及び公的個人認証サービスの概要 PDF8 枚目-p7

◆スライド 97 個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて

http://www.soumu.go.jp/main_content/000398670.pdf

総務省個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ(第2回) 資料2 個人番号カードの概要について 2016年2月4日(総務省)PDF18 枚目-p17

◆スライド 95 電子証明書イメージ

http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2002/pdf/020228_3s12.pdf

総務省「地方公共団体による公的個人承認サービス制度のあり方検討委員会」報告書 地方公共団体による公的個人認証サービス制度の創設について 2002年2月28日 参考12 電子証明書イメージ PDF1 枚目-p1

◆スライド 99 公的個人認証サービスのシステムの一試案と住民基本台帳ネットワークシステムとの関係

http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2002/pdf/020228_3s13.pdf

総務省「地方公共団体による公的個人承認サービス制度のあり方検討委員会」報告書 地方公共団体による公的個人認証サービス制度の創設について 2002年2月28日 参考13 公的個人認証サービスのシステムの一試案と住民基本台帳ネットワークシステムとの関係 PDF1 枚目-p1

◆スライド 108 利用者証明用電子証明書の新旧シリアル番号の紐付け実現について(イメージ)

http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/116_shiryō6.pdf

マイナンバー制度開始説明会(経団連主催)2015年12月14日 個人番号カードの概要及び公的個人認証サービスを活用したオンライン取引等の可能性について(総務省自治行政局住民制度課)PDF23 枚目-p23

◆スライド100 マイキープラットフォーム構想の概要

http://www.soumu.go.jp/main_content/000417607.pdf

総務省マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会(第3回)2016年4月28日 資料2 マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会中間報告(案)～地域活性化戦略～ PDF3 枚目-p2

◆スライドp101 マイナンバーカードのマイキー部分について

http://www.soumu.go.jp/main_content/000417608.pdf

総務省マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会(第3回)2016年4月28日 資料2 別添 マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会中間報告(案)～システム編～ PDF9 枚目-p9

◆スライド103 地域活性化戦略の基本的な考え方(概要)(案)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000417607.pdf

総務省マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会(第3回)2016年4月28日 資料2 マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会中間報告(案)～地域活性化戦略～ PDF5 枚目-p4

◆スライド114 自治体ポイントに係る機能概要(素案)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000417607.pdf

総務省マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会(第3回)2016年4月28日 資料2 マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会中間報告(案)～地域活性化戦略～ PDF14 枚目-p13

◆スライド105 マイキープラットフォーム利用のイメージ(素案)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000417608.pdf

総務省マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会(第3回)2016年4月28日 資料2 別添 マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会中間報告(案)～システム編～ PDF2 枚目-p2

◆スライド106 マイキーIDと登録の方向性(素案)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000417608.pdf

総務省マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会(第3回)2016年4月28日 資料2 別添 マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会中間報告(案)～システム編～ PDF5 枚目-p5

◆スライド109 (2.番号制度における情報提供のイメージ)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/houansetumei/siryō3.pdf>

マイナンバー法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会 2012年3月12日 資料3 地方公共団体の情報システムへの影響について(内閣官房社会保障改革担当室)PDF3 枚目-p2